

平成30年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月7日(水)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○行政報告	9
○日程の追加	9
○議長の辞職	9
○議長退任の挨拶	10
○日程の追加	10
○議長の選挙	11
○議長就任の挨拶	12
○日程の追加	12
○副議長の選挙	12
○副議長就任の挨拶	13
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任	13
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選	15
○広報常任委員会委員の指名	15
○広報常任委員会正副委員長の互選	16
○議会運営委員会委員の選任	16
○議会運営委員会正副委員長の互選	17
○日程の追加	17
○秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙	17
○日程の追加	18
○皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙	18
○町政に対する一般質問	19
3番 小 杉 修 一 議員	19
1番 大 塚 鉄 也 議員	22
2番 林 太 平 議員	25
5番 常 山 知 子 議員	27

12番 宮原睦夫 議員	34
6番 若林光雄 議員	39
11番 内海勝男 議員	44
○日程の追加	51
○町長提出議案の報告及び一括上程	52
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第1号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第2号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第3号 皆野町役場課設置条例及び皆野町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第5号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第6号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	69
・議案第7号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○散会について	72
○次会日程の報告	73
○散会	73



3月8日（木）

○開議	77
○議事日程の報告	77
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	77
・議案第8号 国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	82
・議案第9号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	83
・議案第10号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	84
・議案第11号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	86
・議案第12号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第13号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	94
・議案第14号 皆野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第15号の説明	96
・議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算	
○議案第16号の説明	101
・議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第17号の説明	105
・議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第18号の説明	108
・議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○延会について	109
○次会日程の報告	110
○延 会	110



3月9日（金）

○開 議	113
○議事日程の報告	113
○議案第15号の質疑、討論、採決	113
・議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算	
○発言の訂正	149
○発言の訂正	161
○議案第16号の質疑、討論、採決	162
・議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第17号の質疑、討論、採決	167
・議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第18号の質疑、討論、採決	171

・議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○次会日程の報告	172
○散 会	172



3月12日(月)

○開 議	175
○議事日程の報告	175
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	175
・議案第19号 平成29年度皆野町一般会計補正予算(第6号)	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	186
・議案第20号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	188
・議案第21号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	190
・議案第22号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	192
・議案第23号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	192
・議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○日程の追加	193
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	194
・同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第2号の説明、質疑、討論、採決	194
・同意第2号 公平委員会委員の選任について	
○議員提出議案の報告及び上程	195
○発議第1号の説明、質疑、討論、採決	195
・発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
○発議の審査報告	196
○平成29年発議第2号の報告、質疑、討論、採決	196
・平成29年発議第2号 皆野町手話言語条例の制定について	
○請願の審査報告	199
○平成29年請願第1号の報告、質疑、採決	200
・平成29年請願第1号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願	
○請願の審査	201
○請願第1号の上程、委員会付託	202
・請願第1号 「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見	

書提出の請願

○広報常任委員会委員長報告、質疑	202
○議会運営委員会委員長報告、質疑	203
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	204
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	204
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	204
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	204
○議決事件の字句及び数字等の整理	205
○閉会について	205
○閉 会	206

○ 招 集 告 示

皆野町告示第11号

平成30年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年3月1日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成30年3月7日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

平成30年第1回皆野町議会定例会 第1日

平成30年3月7日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、諸般の報告
- 1、行政報告
- 1、議長の辞職
- 1、議長退任の挨拶
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任の挨拶
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任の挨拶
- 1、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任
- 1、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選
- 1、広報常任委員会委員の指名
- 1、広報常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙
- 1、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙
- 1、町政に対する一般質問
 - 3番 小 杉 修 一 議員
 - 1番 大 塚 鉄 也 議員
 - 2番 林 太 平 議員
 - 5番 常 山 知 子 議員
 - 12番 宮 原 睦 夫 議員
 - 6番 若 林 光 雄 議員
 - 11番 内 海 勝 男 議員
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第1号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の制定について

ての説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第2号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第3号 皆野町役場課設置条例及び皆野町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第5号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第6号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第7号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、散会について
- 1、次会日程の報告
- 1、散 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	町民生活 課長	玉谷泰典
健康福祉 課長	浅見幸弘	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
教育次長	設楽知伸		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより平成30年第1回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤径子議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ことしの冬は記録的な厳しい寒さが続きましたが、やっと寒さもやわらぎ春の日差しとなりましたが、けさは冷え込み、三寒四温という日々が続きます。

本日は、平成30年皆野町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

名誉町民である金子兜太先生が2月20日にご逝去されました。長年現代俳句協会会長として、日本の俳句文化の向上に尽くされました。また、皆野町はもとより、秩父地域の秩父音頭、俳句にかかわる歴史や文化を全国に発信されるなど、金子兜太先生の功績は大きなものでありました。改めてご冥福をお祈りいたします。

また、来る11日は、東日本大震災から7年を迎えます。多くの犠牲者のご遺族に対し謹んで哀悼の意を表します。被災地では、復興事業や原発事故処理が進んでいますが、避難生活を余儀なくされている方も多く、一日も早いふるさとへの回帰ができることを願うばかりです。

今週日曜日には、第4回みなみの美の山さくらマラソン大会が絶好のマラソン日和の中、315名の選手の皆さんが健脚を競いました。遠くは秋田県、石川県から、最高齢は78歳の方、小中高校生や女性ランナーも多く出場され、すばらしい大会になりました。大会役員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

ここで、平成30年度皆野町一般会計予算の主な内容について申し上げます。予算編成については、お示しの予算大綱により編成しました。町の行政運営の基本的指針である第5次皆野町総合振興計画の将来像である「住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野」を反映したものとしました。一般会計予算は40億2,990万円であります。また、国民健康保険特別会計予算は11億9,300万円、介護保険特別会計予算10億8,750万円、後期高齢者医療特別会計1億3,600万円です。4会計の予算総額は64億4,640万円です。具体的には、楽しく子育て、元気で長生きができるまち、豊かな心と多彩な文化を育むまち、豊か

な自然と産業が息づくまち、安全で快適な生活が実感できるまち、笑顔が行き交う共助と自立のまちづくりとして各種施策を推進していきます。

平成27年度に皆野町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、人口減少の抑制を模索してきましたが、人口減少の流れはとめられず、昨年11月1日の町の人口は9,965人となり、ついに4桁となりました。これは、主に急速な少子高齢化と転出増であり、この人口減少のスピードをいかに減速させるかが問われています。このような課題対策の専門部署であるみらい創造課を創設し、取り組んでまいります。

人口減少抑制を目指した地方創生に関連する新規事業等として、空き店舗等の活用助成事業、宅地開発促進事業、まち婚サポート推進補助事業、お試し移住体験事業、旧日野沢小学校を解体し、町内外の出会い交流施設整備事業、企業誘致奨励交付金交付事業、地域おこし協力隊採用、不妊治療助成金上限10万円を35万円に拡大、放課後子ども教室を新設、マレットゴルフ体験会の実施などに取り組んでまいります。

道路整備では、通行量、緊急度、危険度等を診断し、より効率的、効果的な整備を進めてまいります。

学力向上では、引き続き幼稚園から中学まで切れ目ない英語教育に力を入れてまいります。なお、英語検定試験3級の取得率は27%で、3年前の4倍近い合格者となっています。なお、全国平均は18%ですが、さらに取得率60%を目指してまいります。

予算執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるべく、適法、的確、迅速に取り組んでまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり26議案であります。よろしくご審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

6番 若林光雄 議員

7番 大澤金作 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの8日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

1月5日、パレスホテル大宮で開催の豊かな埼玉をつくる県民の集い、新年賀詞交換会に、1月6日、熊谷市サンルートホテルガーデンパレスで開催の部落解放同盟埼玉県新年旗開きに、11日、知事公館で開催の県と市議会議長会、町村議会議長会新年懇談会に、14日、秩父宮記念市民会館で開催の秩父人形サミット2018 in ちちぶに、16日、横瀬町で開催の埼玉県町村議会議長会役員会並びに視察研修会に、同日、浦和ロイヤルパインズホテルで開催の市町村トップセミナーに副議長に出席していただきました。

17日、秩父神社で開催のJAちちぶ新年祝賀会に、25日、秩父地域議長会の道の駅川場田園プラザの視察研修に副議長と出席しました。

月がかわりまして、2月2日、秩父地方庁舎で開催の第4次産業革命時代における流通連携のあり方の講演会に、9日、埼玉県県民健康センターで開催の町村長、町村議会正副議長合同研修会に副議長と出席しました。

22日、同じく県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会定期総会に、23日、上里町で開催の県北町村議会議長会視察研修会に出席しました。

次に、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 特にありません。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。秩父広域市町村圏組合議会報告をいたします。

平成30年2月9日、全員協議会が開催されまして、四方田実議員とともに出席いたしました。議事は、諸般の報告といたしまして、第1回定例会の管理者提出議案の概要説明、そして議会運営についての協議を行いました。

平成30年2月16日、第1回定例会議が開催されまして、四方田実議員とともに出席いたしました。管理者提出議案は、平成30年度一般会計予算、水道事業会計予算を含む10件でありました。全ての提出議案は原案どおり可決されました。

以上で秩父広域市町村圏組合議会報告といたします。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（大澤径子議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 特にございませぬ。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告は終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時15分

再開 午前 9時16分

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○副議長（大澤金作議員） ただいま大澤径子議長から副議長の手元に議長の辞職願が提出されました。

しばらくの間、私が議長の職務を行いますので、よろしく願います。

議長の辞職については、会議規則第97条第2項の規定により、議会の許可を要します。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



◎議長の辞職

○副議長（大澤金作議員） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって大澤径子議員の退場を求めます。

〔9番 大澤径子議員退場〕

○副議長（大澤金作議員） 辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

大澤径子議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、大澤径子議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大澤径子議員の復席を求めます。

〔9番 大澤径子議員入場〕

○副議長（大澤金作議員） 大澤径子議員に申し上げます。

ただいま議長辞職の件は願いのとおり許可することに決定いたしましたので、本席からお知らせいたします。

◇

◎議長退任の挨拶

○副議長（大澤金作議員） 大澤径子議員に退任の挨拶をお願いいたします。

〔9番 大澤径子議員登壇〕

○9番（大澤径子議員） ただいまは議長辞職を許可していただき、大変ありがとうございます。

2年間議長として務めてこられたのは、議員の皆様はもちろん、町長を初めとする参与席の皆様のご協力があったからと心から感謝申し上げます。

これからも皆野町議会の一員として、町民の安全で安心な暮らしを守る、そして皆野町の発展のために心を尽くしてまいりたいと思います。本当にありがとうございました。

◇

◎日程の追加

○副議長（大澤金作議員） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎議長の選挙

○副議長（大澤金作議員） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○副議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、常山知子議員、6番、若林光雄議員、8番、新井達男議員、以上3人を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○副議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に5番、常山知子議員、6番、若林光雄議員、8番、新井達男議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大澤金作議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○副議長（大澤金作議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（大澤金作議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○副議長（大澤金作議員） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○副議長（大澤金作議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（大澤金作議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票 12票

無効投票 0票でございます。

有効投票中

大澤金作議員 10票

内海勝男議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、副議長の私が議長に当選となりました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大澤金作議員） ここで、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

◇

◎議長就任の挨拶

○副議長（大澤金作議員） 次に、議長就任の挨拶をさせていただきます。

〔議長 大澤金作議員登壇〕

○議長（大澤金作議員） ただいまの議長選挙で議長に当選させていただきました大澤金作でございます。初めての議長ということで、本当に皆様方のご協力、そしてご理解、ご指導、ご鞭撻を賜らなければなりません。どうかよろしく願いいたします。

また、執行側におきましても、町長、副町長、そして職員であります参与席の皆様、どうかご協力とご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇

◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に6番、若林光雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました若林光雄議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました若林光雄議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました若林光雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。



◎副議長就任の挨拶

○議長（大澤金作議員） ここで新副議長からご挨拶をお願いいたします。

〔副議長 若林光雄議員登壇〕

○副議長（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。ただいま議長より副議長の指名をいただきました。公平公正な議会運営を目指す議長を補佐し、健全なる議会運営を努めてまいりたいと思います。どうかよろしくをお願いいたします。



◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任

○議長（大澤金作議員） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の定数は、皆野町議会委員会条例第2条により、総務教育厚生常任委員会6人、産業建設常任委員会6人、広報常任委員会6人と定められております。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することに定められております。

お諮りいたします。この件につきましては、最初に総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の2委員会について所属委員会の希望をお聞きして慎重に選考し、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

それでは、用紙を配付いたします。

配付されました用紙に、所属を希望する委員会の番号に丸をつけて議員氏名を記入願います。

〔「暫時休憩してください」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時35分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、別室にて希望を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時42分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員の指名をいたします。

努めて希望に沿うように選考いたしました。が、全て希望どおりにはまいりませんので、その点ご了承願います。

それでは、総務教育厚生常任委員会の委員から指名いたします。

4番 宮前 司 議員 5番 常山 知子 議員 6番 若林 光雄 議員

8番 新井 達男 議員 9番 大澤 径子 議員 10番 四方田 実 議員

以上、6人を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会に

1番 大塚 鉄也 議員 2番 林 太平 議員 3番 小杉 修一 議員

7番 大澤 金作 議員 11番 内海 勝男 議員 12番 宮原 睦夫 議員

以上、6名を指名いたします。

総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、広報常任委員会委員の指名について、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会委員の指名については、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名することに決定いたしました。



◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤金作議員） 日程第6、常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました各常任委員会の諸君は、委員会条例第9条第1項並びに第2項の規定に基づき、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時15分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が報告されました。その結果を報告いたします。

総務教育厚生常任委員会委員長 宮 前 司 議員

総務教育厚生常任委員会副委員長 新 井 達 男 議員

産業建設常任委員会委員長 小 杉 修 一 議員

産業建設常任委員会副委員長 大 塚 鉄 也 議員

以上の方々が委員長、副委員長に互選されましたので、ご報告いたします。



◎広報常任委員会委員の指名

○議長（大澤金作議員） 総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長が決定いたしましたので、広報常任委員会委員の指名をいたします。

常 山 知 子 議員 小 杉 修 一 議員 宮 前 司 議員

大 澤 径 子 議員 若 林 光 雄 議員 林 太 平 議員

以上6名を指名いたします。

広報常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ広報常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎広報常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤金作議員） 広報常任委員会委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

広報常任委員会委員長に常山知子議員、広報常任委員会副委員長に林太平議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

大澤径子議員、宮前司議員、小杉修一議員、常山知子議員、若林光雄議員、大塚鉄也議員、以上6人の方を委員会条例第5条の規定により、議会運営委員会委員に指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。
議会運営委員長に大澤径子議員、副委員長に大塚鉄也議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◇

◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） ただいま秩父広域市町村圏組合管理者、久喜邦康氏より、皆野町選出、若林光雄議員の辞職願が受理されましたことに伴い、組合規約第7条第1項の規定により、定数に欠員が生じた旨の通知が議長の手元に提出されました。

お諮りいたします。この際、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、この際、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題といたします。

◇

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、秩父広域市町村圏組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

秩父広域市町村圏組合議会議員に12番、宮原睦夫議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました12番、宮原睦夫議員を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、宮原睦夫議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました宮原睦夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） ただいま皆野・長瀬下水道組合管理者、大澤タキ江氏より、皆野町選出、常山知子議員、小杉修一議員の辞職願が受理されましたことに伴い、組合規約第7条の規定により、定数に欠員が生じた旨の通知が議長の手元に提出されました。

お諮りいたします。この際、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、この際、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題といたします。



◎皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、皆野・長瀬下水道組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

皆野・長瀬下水道組合議会議員に新井達男議員、宮前司議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました新井達男議員、宮前司議員を皆野・長瀬下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、新井達男議員、宮前司議員が皆野・長瀬下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま皆野・長瀬下水道組合議会議員に当選されました新井達男議員、宮前司議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第9、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。

日本では大変盛り上がった平昌冬季オリンピックでありました。多くの快挙あり、また残念あり、いろいろでしたが、寒い中であっても日本の各茶の間はかなり熱くなったわけでありました。結果、北見市にふるさと納税の申し込みが殺到したようで、もぐもぐで人気の出た「赤いサイロ」というチーズケーキが返礼品で品切れ状態みたいで、これはうらやましいけれども、結構なことでもあります。また、その後の風で秋田犬等を連れて、全国のマサル君の地位が向上した感があります。オリンピックの成果でしょうか。

そんな中、昨晚、来月末に南北首脳会談が開かれるというビッグニュースが流れました。隠れた金メダルと思える日本のパナソニックによる見事なプロジェクトマッピングで行われたオリンピックの開会式で、聖火は世界の人々の心を引きつけ、燃え上がりましたが、南北首脳会談の成果はどうなるのか、またまた世界が注目するところとなりました。

さて、国内では、例年のない寒波、豪雪で多くの被害が出た冬でありました。新潟では、帰宅する大勢の人が乗った電車が豪雪で動けなくなり、夜通し15時間も電車内に閉じ込められたり、東京では雪でスリップした大型車が動けなくて、たくさんの車がトンネルに閉じ込められたりしました。どちらも物すごく大変なのでしょうが、東京のドライバーたちはいっぱい文句を言っていたのですが、もっと大変だった気がする新潟の乗客の方々は文句を言うどころか、出してもらった感謝を一様に述べていて、大変印象的でありました。つまり、ここに都会と違う人の優しさというのがあるのではないのでしょうか。人口減少と少子化で悩むこの皆野町であっても、このような心の温かさをアピールできればと思います。そだねー。では、心の温まるご答弁を期待して、本日も気合いを入れて質問させていただきます。

質問の1項目、給食の充実確保についてであります。ことしの冬は全国的に大変寒さが厳しく、また大雪により各地で被害が報告されています。そんな状況下で、野菜を中心の値上がりが食卓を直撃しているようであります。そして、先日テレビ報道で、それが学校給食にも及んできているとか、熱心に言いましたが、経済に境界はないという中、当町の給食は十分な質、量が守られていますか。地産地消でうまくいっているのでしょうか。大変気がかりなところですので、教えていただきたいと思います。

次に、質問の2項目は、町道35号線の拡幅整備についてであります。長年にわたり戦場・土京区の皆さんが道幅の狭い不都合を感じている町道35号線について、地元から拡幅の強い要望があるのを吉橋区長から伺い、私も承知しております。当道路は、地元の重要な生活道路であり、重要な通学路でもあります。また、時に道の駅の渋滞の抜け道にもなっております。拡幅整備は県土整備、秩父鉄道との絡みもありますが、町長の重点公約にも沿うと思えますので、お考えと見直しをお聞かせください。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 3番、小杉修一議員さんの一般質問通告書1の給食の充実確保についてお答え申し上げます。

昨年10月の台風や長雨、11月以降の低温による生育不良などの影響により、野菜の価格が高騰しています。全国平均の小売価格は、白菜やレタスなどを中心に、平年に比べ2倍を超えて値上がりをしているようです。皆野町でも昨年に比べますと、白菜、キャベツ等が約2倍近く値上がりしました。学校給食センターといたしましては、タマネギ、ニンジン、ジャガイモ、モヤシなど比較的価格が安定している食材をメニューに多く取り入れる工夫を加え、栄養計算を行い、質、量を確保しながら安全安心でおいしい給食の提供に努めております。

次に、地産地消についてお答え申し上げます。現在、町の指定給食物資納入業者でありますJAちちぶ皆野支店に地場産物を納入していただいております。ことしの冬は、秋の長雨、冬の厳しい寒さの影響により、例年に比べ地場産物の取り扱い量は減っておりますが、ナガネギは例年よりふえております。気象条件、季節により変動はございますが、実績を比較いたしますと、前年度より今年度のほうが地産地消率は上がっております。なお、地産地消については、可能な限り地域のものを取り入れ、今後も地産地消を推進していくよう努力してまいります。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんから通告をいただきましたご質問のうち、2項目め、町道35号線の拡幅整備についてお答え申し上げます。

当町道は、土京地区の諏訪神社付近の住宅地と県道を結ぶ生活道路であり、加えて児童生徒の通学路でもあります。国道の東側は、平成15、16、18年度に拡幅改良いたしました。ご質問の箇所は現況幅員2.1から2.5メートル程度と狭隘のままでございます。また、敷地は6尺程度の国有道路敷、埼玉県管理地の一部を使用しております。このため、早期に拡幅整備すべく、本年度、平成29年度に秩父県土整備事務所と下協議を行い、管理区分を明確にし、公有地を有効活用することで内諾が得られました。さらに、町道が隣接する秩父鉄道の施設担当とも協議を進めております。

なお、県道側は大きなコンクリート擁壁があり、反対側は鉄道敷と地形地物の制約のある箇所でございますので、規格に合った改良はできません。よって、おおむね3メートル程度に拡幅すべく、本定例会でご審議をいただきます議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算に工事請負費を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 給食のほうから再質問いたします。

給食費というものがなかなか各ご家庭に負担していただく中であって、値上げをしたいという意向があったところ、約2年前に皆野町としてはほかの自治体からずっとおくれるというか、ずっと耐えて皆野町はやっていましたよですけども、それでも2年前に現在の価格に上がったわけです。その後、そこに余裕があるわけではない中であって、今回のような、ご答弁にもありましたけれども、野菜が平均倍以上に上がっている事態が発生しているということをお話されましたけれども、その点については上がっていない地

産の種のものであるネギとかナガネギとか、そういうものを、ニンジンとかもおっしゃられておられましたけれども、偏食とかいう話にもよく出てくるのですけれども、ニンジンだとかネギだとか苦手な人が多いような気がするのですけれども、その辺を中心にカロリーだけ計算してメニューを組み立ててみても、今度は残してしまう人が出たら、またうまくないのではないかと心配がされるころなのでも、その辺はどんな感じでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいま偏食について、子供たちの給食はいかがなものかということなのでも、調理を上手にやっております、根菜類のタマネギ、ニンジン、ジャガイモ、モヤシなど、これを上手に組み合わせてメニューにも工夫を加え、そのようなことがないように努力してまいります。

また、給食費についてもご答弁さしあげると、今のところ、給食費の値上げ等については考えてございません。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると、うまく調理するとおいしくなるということで、今ニンジン、タマネギというところが主で聞かれたのですけれども、よくあるシチューなんかは出ますか。シチュー、肉もちょうんと入れて、おいしい給食大丈夫ですか。そうすれば、食べてくれるような気がするのですけれども。安いからといってニンジンだとかネギばかり入れてくると、これはうんと好きな人はそんなにいないような気がしてしまうので、心配されるころですけれども、最近の給食を心配すると、教育長なり次長なりが心配していただくと、実際に食べてみてどうだったとか、こういう感じのものが日々出ていて、こんな感じでうまかったとか、そんなところはありますか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 給食運営委員会が行われておりまして、年間3回程度だと思いますけれども、そこで給食の試食をしております。学校長、そしてPTAの代表の方、それから教育委員会の代表ということで常に給食の試食があるので、非常においしい給食で、地場産物も取り入れておりますし、栄養価も問題なく、どの方も非常においしいと言っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 試食会みたいなときになると、いい給食が出てきてしまう可能性があるわけで、これは日々本当に、年3回なんていうのでは、そのときだけうまい給食を出すのはあり得ます。もうちょっと頻繁に職務だと思って給食を食べるほうがいいのではないですか。特に教育長、次長あたりには、給食がおいしいから喜んで職務が遂行できると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまの意見を参考にいたしまして、試食については機会を充実させるということも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 了解しました。そういう方向でちょくちょく味見をして試食をしていただいて、すぐわかることだから、食べればわかることだから。量もちゃんと生徒に出る量を確認してもらって、値段が上がれば、今売っている、うちの奥さんなんかも言うけれども、キャベツが半分、4分の1で売られ

ている。前は玉で買っていたようですけども、売るほうもそういうふうな体制で来ている。つまり量が減ってしまうところがあるわけですから、よくその辺も気をつけていただいて、給食の充実、確保、維持していただかなければいけないと思います。よろしく願いいたします。ありますか。大丈夫ですか。よろしく願いします。

それでは、次の町道35号線の拡幅整備についての再質問をさせていただきます。そういうことで、あそこは2.1メートルないし2.5メートル、広いところでも2.5メートル、非常に狭いわけでして、そこに建設課長、自分が言うまでもなく、着々と県土整備と折り合っただきまして、それなりの線が見出せたという話をいただきました。早速町長においては、その成果を物にすべく予算を計上していただいているという確認ができました。そういうことでちょっと確認しますが、結局どうも随分無駄が、泥が斜面になっている。あれがまずやる気なら、割とすぐ削れるかなというところもありますけれども、その辺のところの感じでまずは行かれるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんからの再質問にお答えいたします。

工法といたしますと、南側から向かいまして右側、のり面の位置につきましては、擁壁を設けまして拡幅を予定しております。また、谷側と申しますか、鉄道側につきましては、建築限界まで広げましてガードレールを設置することで対応したいと考えております。ほかに工事としますと、舗装の打ちかえ、これを検討しておりまして、さらに国道の立体交差の下側の皆野側につきましては、待避所を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なるほど、そだねーという感じはあります。いい線がなかなか出ているのではないかと思いますけれども。電柱が1本あって、邪魔な支線がどうでもいいような気もするけれども、あれが東電に言わせると大事な支線だと言いそうな気がするのですけれども、その辺も折り合っているのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 現場を職員のほうでよく調査測量いたしまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのような方針でぜひ早期に町長においてもよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、1番、大塚鉄也議員の質問を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 1番、大塚鉄也です。

1点質問させていただきたいと思います。子育て支援での学童無料化について。近年、特別支援学校に

通う子供の数が年々ふえています。学童の受け入れはどのようになっていますかを質問したいと思います。お願いします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 1番、大塚議員さんから通告いただきました子育て支援での学童無料についてお答えいたします。

平成28年度から皆野町学童保育所サポート事業により、月額1人6,000円の保育料の無料化を行っております。平成30年3月1日現在、皆野学童保育所146人、国神学童保育所29人が入所しており、全て町立小学校に通う児童でございます。ご質問の特別支援学校に通う児童の受け入れについては、人員や設備等の環境を整える必要があり、特に専門知識を有する支援員の配置が求められるため、現実的とは言えません。障害児の福祉サービスに位置づけられております放課後等デイサービス事業所は、専門知識を有する支援員が配置されており、放課後や夏休み等において生活能力向上のための必要な支援を受けることができます。現在、秩父市内に2事業所ありますが、4月1日から新たに1事業所が開所に向けて進んでいるところでございます。

現在、策定中の第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画においても、障害のある児童を対象とする各種事業に関する事項を定めており、放課後等デイサービス事業所の確保についても記述しております。秩父地域自立支援協議会及び関係機関と連携を密にして計画実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

今現在、少子高齢化が進んでおり、埼玉県では出生率5.3%以上減少、その中で特別支援学校に通う児童生徒の数は3.6%以上増加しております。皆野町だけでも年々ふえる状況が確認でき、また長瀨町でも同じぐらい確認しております。大体皆野、長瀨で30名以上の子供がいて、特別支援学校で放課後延長で預かっていただければ、そちらでこなせると思うのですが、各町単位で預かれる状況をつくらなければ、今後まずいのかなという思いもあります。

そこで、預かるにはどうしたらいいかと私なりにいろいろ考えて、教育委員会でも今度体力向上に引き続き学力向上で、週に1度放課後学習会みたいなことをやると聞いたのですが、週に1度ではなく、それを結構続けていただければ、学童の生徒も減ってくるのではないかなという思いもあります。そんなことをしながらも、私の中で考えがまとまらず、また学童問題で1月に学童募集したのが、6年生をまるっきり切るという状況にもなって、全然子育て支援にどうなのか。今の切られた6年生の保護者の方と8人ぐらい、健康福祉課の課長を中心に3名の職員の方と話し合いましたが、全然納得いかない。また、A4紙1枚で6年生を切るという通知が来て、その下に町長の判こがありました。町はその重みを感じているのか。全然住みたくなくなるまちづくりが、住みたくないよねとか、そういう意見がばんばん飛んで、こうなったら長瀨の一般の保育所とか、そういうところへお世話になるしかないね。

そんな話の中、私が若手議員で交流を持ちながら話をすると、皆野町は子育て支援では最前線を行っていて、それで埼玉県でも胸を張るような状況で今まで来ました。ここで6年生をまるっきり切るということが、一人一人の6年生の状況を把握してのことなのか。そうでないような気がします。私の中で、こんな状況でいると、支援学校に通う生徒さんを預かるのは当然無理かなというような思いもあります。場所

を確保していただくというような感じをお願いしたかったのですが、6年生を受け入れていただかないと、そこからまた先に進まないのではというような思いがずっとして、特別支援学校のこの一般質問に関して、全然自分の中でも話がまとまりません。

そこで、教育委員会の学力向上、また6年生をどうやって受け入れていいかというような思いがして、ずっと考えてきたのですが、学力向上に関しても詳しい説明をしていただきたく、また6年生をどうしたら受け入れられるか、またまるっきり受け入れられないか、そこをはっきりしないと特別支援学校のほうに進まないの、学童無料化も見直したほうがいいのではないかというような思いがあります。そのところ、お話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 大塚議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、平成30年度の学童の件につきまして説明申し上げます。1月で募集の取りまとめができましたところ、定員を大幅に超える申し込みをいただきました。明星学童保育所と協議を重ねまして、何とか今年度と同程度の受け入れをいただくことができました。しかしながら、学童保育所の規模、設備、支援員の体制などの面で、保育の質、また子供の安全を確保できないために、全員を受け入れることはできなくなったと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 1番、大塚議員さんのご質問にありました放課後子ども教室についてお答え申し上げます。

ご質問の中にありました放課後子ども教室は、平成30年度から実施を予定しております事業です。この後ご審議していただく平成30年度の予算の実施の経費にも計上してございます。当町で予定しております放課後子ども教室は、基礎学力の向上を主な目的として実施するものです。小学校2年生、3年生を対象に週1日、放課後の授業1こま分の時間で開催する予定です。したがって、放課後子ども教室の開催により、小学校2年生と3年生については、6時間授業の日が週1日ふえるのと同じになります。放課後子ども教室の内容は、新たに採用する放課後子ども教室指導員による算数の問題集学習が中心となる予定です。当町は、昨年埼玉県において、学力の伸びが著しい市町村として取り上げていただきました。引き続き学力の向上を図るべく、放課後子ども教室を初め、各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

体力の向上から、また学力の向上、埼玉県の中でも体力の向上は、群を抜いて皆野は優秀だという話は聞いております。また、埼玉県の中でも学力向上が注目されている。素晴らしいことだと思います。ただ、6年生、どうやったら受け入れられるか。定数はいっぱい。6年生の中には障害を抱えたり、おじいさん、おばあさんは痴呆で6年生1人で家に置く状況ではないとか、いろんな状況を抱える中、審査をきっちりやって、それで真面目に出して、その審査が対象にならずに切られたという思いが6年生の保護者の方の意見です。長期の休み、夏休みとか春休みでどうにかならないかとか、いろんな話は来るのですが、例えば皆野幼稚園でそういう夏休みだけ預かる方法はできないかとか、あとは学童保育の指導員として6年生を受け入れることはできないかとか、自分なりにいろいろ考えて健康福祉課の課長とも話をしたのですが、

子育て支援を無理に無料でやれば、そのしっぺ返しではないけれども、どこかで大きな問題に当たるのではないか。

また、6年生の保護者の方は、今までずっとお金を払って学童に入れてきて、ずっとお金を払ってもお世話になりたい。ただにしたのは皆野町でしょうと。こういうことが起きるのを、ただだから入れようとか、そういうのはやっぱり思う親は当たり前にいるよね。そんなのもわからないでやっているのとか、非常に厳しい言葉を言われて、私も町側をかばう言葉がなくなってきて、最後は申しわけない。町長、副町長に交渉して、また考えていただく。この通知がまた見直されるかどうかかわからないけれども、ちゃんと交渉しますという約束だけはしたのですが、町長とか副町長の重大さが一般の人に全然伝わっていないのですが、そこを思いを教えていただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 大塚議員さんからの学童保育に関連するご質問に対してお答えします。

先ほど担当課長のほうから平成30年度の学童保育の申し込み状況、また入所の状況等は説明したとおりでございます。要は大幅に定数オーバーということです。それを何とか無理をお願いして、実際指定管理者である明星福祉会で当たりますので、そこへ交渉して、前年も定数、若干オーバーですが、前年並みは確保したということです。要は一番は施設の安全確保もありますが、支援員の人材が確保できないということです。

では、どこでどう調整するかということは、やはり学童の中でも、5年、6年になると相当しっかりしておりますので、家で何とか留守居や勉強したりできるのが5年、6年だろうということから、6年生の入所については遠慮いただいたということでございます。一番のポイントは、支援員の人材確保ができないということが大きな部分でございます。今後、学童保育のあり方についても、よく見直しを含めて検討してまいります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

学童保育の人員確保、健康福祉課の課長に聞いたのですが、今までにない、町報にずっと載せている。募集はしているけれども、なかなかうまくいかないというような話は聞いています。通える範囲で皆野町以外からも採るという方法もありますし、ネットを広げて人材確保していただければと思います。このことに関しては、学童保育、まだまだ保護者の方がちよくちよく来ているんな話をしておりますので、また次回の議会でお世話になりたいと思います。

以上、私からの一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。よろしく申し上げます。

まず、先ほどは議長と副議長、いろんな人事が一新されたことで、また風通しのよい議会になるものと

信じております。

私の質問は、皆野町駅前交差点付近の安全対策について質問させていただきます。皆野町駅前交差点、夕方からまた昼間、中大浜区のほうから線路を渡ってくると、近くになるまであそこがカーブになっていて、交差点があるということが、まず最初に印もなく、駅のほうから出てくる通りにしても、一旦停止して左右の確認をする。そのときにもカーブミラーがあるのですけれども、カーブミラーが大分見づらい。そして、交差点の先の吉見屋さんのほうへ出る県道についても大変出づらくて、その辺の観点から、踏切方向から来る場合、交差点ありの標識か道路に表記してもらえれば、ここに交差点があるということを表記してもらえればと思います。

そして、夕方になると、町営バスの駅でおりた人が皆野駅に行くときに、照明がなく暗いので大変そうです。そして、商店街でありながら各店舗の照明が消えると暗くなり、商店街の街灯が幾つかあるのですが、駅前にはもう少し明るくなくてはと思います。そして、通勤の送迎車が朝夕大変多く、駅前が混んでいると交差点内でバックする状況があり、大変危険です。駅前開発等の意見がありますが、早急に交差点の標識等々設置はしてもらいたいと思います。特に矢尾前から坂本屋さんの前は町道だということで、その辺についても店屋さんの関係で大変暗くて、交差点に来るところが大変暗いと。そして、交差点内は県道ですが、交差点のところにてかい街灯でも、ここが駅前の交差点だという街灯でもつけてもらえれば、大変明るくなり、カーブミラーについてももう少し大きいもので見通しのよいものにしてもらえればよいと思いますが、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 2番、林議員さんから通告をいただきましたご質問の駅前交差点付近の安全対策についてお答え申し上げます。

当交差点については、その敷地が全て県道敷であります。このため、一般質問通告の後、直ちに管理者である秩父県土整備事務所に改善要望を行うとともに、現地調査の依頼をしたところでございます。一方、駅前から丁字路方向に真っすぐ行く県道に一時停止の標示がございしますが、この停止線が消えうせた状態であります。これにつきましては、秩父警察署に改修要望、現地調査を依頼いたしました。町管理の交差点ではございませんので、具体的な方策をご答弁することはできませんが、交通安全の趣旨に基づき、町としてもその対策に積極的に関与してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 2番、林議員さんの通告のありました照明灯関連についてお答えをさせていただきます。

皆野駅前の坂本屋さんから福田電機さんの間には照明灯がなく、営業店舗の照明が消えると暗くなっている。駅前にはもう少し明るくてもよいのではないかとのご指摘でございますが、防犯灯の新設につきましては、住民等からの要望に基づきまして、行政区長さんから総務課へ設置申請が提出されることとなります。その後、現地確認を行い、その状況により設置の可否を判断しております。

議員さんからご指摘の箇所につきましては、現段階で地元行政区長さんから防犯灯の新設要望は出されていない状況でございます。今後、地元行政区長さんに相談の上対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） まず、今街灯につきましては、行政区長さんのほうから申請がなくてはできないということは、そのとおりだと思います。そして、県道であるから、町としてはやりにくい面もあると思いますけれども、まず最初街灯については、県道の交差点内にでかい街灯を1個つけてもらう方法を県のほうへ要請してもらえれば、あの辺が明るくなると。

そして、五野上薬局の前のカーブのところは、道路に幾らかこれは交差点がありますよという、今はカラーでいろいろな吹きつけもやっているような状況がよくそちこちにありますが、そのような状況にしてもらうか、踏切の手前に標識が、この先に交差点がありますよというような要望でもしてもらって、まず最初にあそこに交差点がありますと。夕方になると、本当に駅前へ送り迎えの車が突っ込んで、ほとんどあそこでバックする状況を見ているので、街灯でもつけてもらって明るくしてもらって、そして吉見屋さんのほうへ出るところの道路にも、県道のところへ丁の字でも書けるものであれば、丁の字があるというような、丁形になっているということも標識にしてもらったり、あの辺の人からは街灯の要求が、まだ今のところ行政区長さんからないという意見ですけれども、めぐりの人からいくと大分暗いと。夜、吉見屋さんの電気と坂本屋さんの電気が消えると、ほとんど暗い状況になってしまうと。何回か見に行きましたけれども、本当に大変暗い状況です。

今、中大浜区からこっちに来るのに、商店がよしたり、企業、会社をやっているところがよしたりで、ほとんど街灯が消えている状態で、中大浜区のほうについては本当に真っ暗という暗い状態が続いています。その辺のところについても、行政区長さんから要請がなくても、この辺にはどうだいぐらいで幾らかつけるような状況で明るくしてもらわないと、町の中が大分店がシャッターを閉めてしまっているような状況が多い中で、この間商工会の会長さんとも言ったのですけれども、商工会はタッチはできないから、見直すような状況で確認をし直してもらったほうが、皆野町の中が全体が明るくなって、要らないものは要らない、足すものは足すというような状況を幾らか考えてもらえればありがたい。

そして、交差点につきましては、できるだけ早く県のほうへ働きかけていただきまして、もうその話がしてもらってあるということで、まことにいい答弁をいただきましたので、ぜひその辺を期待いたしまして、いい交差点にしてもらえれば、皆野町もあそこへ夜来て明るければいいのだけれども、今のところ本当に暗いので、ぜひいい交差点になるようにしていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず、初めに俳人で皆野名誉町民、そして「アベ政治を許さない」を揮毫した金子兜太さんの死去に対し、心から哀悼の意を表します。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から早くも7年がたちます。死者、行方不明者合わせて1万

8,500人、全壊家屋12万戸を超えるという極めて大きな被害をもたらされました。戦後最大規模の自然災害でした。そして、いまだに解決の糸口が見えない原発事故、政府は避難指示区域とそれ以外の区域を線引きし、賠償も支援も格差をつけました。どの地域に住んでいようが、それぞれが苦渋の選択を迫られたにもかかわらず、福島県民は分断され、大きな苦しみを背負われました。昨年12月、福島の人たちの苦しみを逆なでするようなことが、埼玉県議会で起こりました。埼玉県議会12月定例会最終日に、本会議に提出された原発再稼働を求める意見書は、委員会付託を省略し、提出から1時間もたらずに採択に付され、議員87名中60名の賛成多数で採択が強行されてしまいました。福島では、いまだに8万人に上る被災者がふるさとに帰ることすらできないでいることを、意見書に賛成した議員たちはどのように考えているのでしょうか。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、誰もが安心して使える交通手段の確保についてです。高齢者による事故が相次いでいます。身体機能が低下したら、運転免許を自主的に返納しようと考えている人は、全国で7割を超えています。返納の条件は、車にかわる日常生活の足を維持できるかどうかということです。私は、この間、特に高齢者が車の運転についてどのような状況なのか、町の人に聞き取りを行いました。これがこの厚さなのですけれども、町民にお聞きしました。車を運転している人75歳以上で、話を聞いた半分以上の人が免許証の返納を考えているが、返納した後の特にそれにかわる交通機関について不安を持っていました。しかし、運転に多少の不安はあっても、80歳までは乗りたい、86歳の人は88歳までは、次の免許更新まではと、目標を決めて乗っています。また、免許証を返納したら生活ができないという80歳の女性。同じ80歳の男性は、免許証の返納は全く考えていない。病院通いや買い物と生活に欠かせない交通機関です。車に乗れなくなっても安心して日常生活が送れる状況を整備することは、行政の努めだと考えます。

そうした中で、平成25年に始まったお出かけタクシーですが、このお出かけタクシーについて伺います。

1つは、お出かけタクシーの周知は、現在どのように行われていますか。

2つ目は、交通弱者対策として、このお出かけタクシーは十分だと考えますか。

次は、利用できる範囲の拡大や補助の増額など、見直しを行う考えはありますか。

そして、大きな2番で、新たな公共交通の検討をする考えはありますか。

次の質問は、大規模太陽光発電（メガソーラー）に対する条例制定による規制をとという質問です。平成29年4月1日に皆野町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインが制定されました。罰則規定のないガイドラインではなく、きちんと責任を問う条例制定を行い、安心して暮らせるまちづくりを行っていただきたい。条例制定の考えをお聞きします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告がありました質問事項1、誰もが安心して使える交通手段のうち、1項目めのお出かけタクシーのうち2点についてお答えいたします。

お出かけタクシー制度は、平成25年4月から外出のための移動手段の確保が困難な地域に居住する高齢者の生活支援と、その地域への定住の促進を図るという目的で開始し、平成27年度からは対象地区を撤廃して、全町を対象とする見直しを行っております。平成28年度の利用実績は、タクシー券交付者が305人、決算額は162万3,500円でございます。平成30年2月末現在の交付者数は337人、1月利用分までの支出額

は145万4,000円ですが、毎年増加しております。

1点目の周知についてですが、毎年4月号の広報に助成内容や対象者等を掲載させていただいております。また、民生委員さんに定例会の場においてご協力を依頼し、周知に努めております。

2点目の交通弱者対策として十分だと考えますかとの質問ですが、先ほど説明しましたとおり、お出かけタクシーは高齢者を対象とした施策でございます。町の実情に合った施策であると認識しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 5番、常山議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

ご質問の1、誰もが安心して使える交通手段の確保についてお答えをいたします。お出かけタクシーの利用状況等は、担当課長が説明したとおりであります。このお出かけタクシー制度は、高齢者における車の運転免許を持たない方に対する交通手段の助成であります。多くの方から評価をいただいております。町の地形や道路事情に合った無駄のない合理的な交通手段でありますので、引き続き現状の内容で進めてまいります。

新たな公共交通の導入への検討はとのことですが、町の公共交通は秩父鉄道を核にした町営バス日野沢、金沢線の2路線、西武バス三沢線で、中学生、高校生の通学や通勤、買い物やハイカー等の観光などに利用されています。また、このような公共交通を補完する形で、それぞれの事情に合わせたお出かけタクシー事業、障害者等に対する交通支援として福祉タクシー事業を行っています。このような町の公共交通の基本体系はベターであると考えますので、デマンドタクシーなど新たな公共交通の導入は考えておりません。引き続き現状の交通体系でいく方針であります。

2番目の大規模太陽光発電に対する条例制定についての考えはとのご質問にお答えをいたします。太陽光、風力、潮力、地熱などの再生可能エネルギー発電は、福島第一原発事故以来国においても推進しております。災害等の懸念があるため、規制条例を制定すべきとのことですが、災害発生防止などの安全対策については、関係法令と太陽光発電施設の設置に関するガイドラインや町の開発指導要綱において、徹底的に指導してまいります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それでは、答弁をいただきましたので、順番に再質問を行います。

まず、お出かけタクシーのことについてですが、3点ほど私は質問しました。まず、お出かけタクシーの周知は現在どのように行われているかということで、本当に民生委員さんたちがご苦労されていることはよくわかっています。しかし、私も話を聞く中で、入院でもしないともらえないと思ったとか、家族に運転する人がいるともらえないと思った。この家族に運転をする人がいるというのが一番多かったのですが、この制度を知らなかったという、そういう人もいます。また、バス停より1キロ以内はもらえないと聞いていたと。前の制度を、そういうことを話を聞いていたと。そういうふうに町民の中にまだまだタクシー券の交付条件だとか、知らない人がいます。家族に運転する人がいるうちは、もらわないで遠慮している人もいます。

ですから、毎年4月に広報に載せていただく。民生委員さんからの協力をいただいて声かけをしていただいている。本当にいろいろとやっていただいているのですが、このタクシー券を交付して終わりだけで

はなくて、どう使われているのか、使い勝手はどうなのか、そこまでもっと町民が使えるように周知をしていく必要があるのではないかと私は思います。その点はどうでしょう。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 常山議員さんのお出かけタクシーの周知、まだ行き届いていないということでございますが、大変遺憾でございますので、今までどおりの広報、民生委員さんからの周知プラス回覧で直ちにやりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ積極的に周知をしていただきたいと思います。

次の交通弱者対策として十分だと考えますか。町の実情に合った施策で十分だという答弁ですが、ある人は毎回病院に行くときに使っていると。本当に助かっていると。タクシー券が足りないぐらいだと、そういうふう喜んでいらっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、私が聞いた多くの方は、タクシー券はもらっているけれども、使っていないと。タクシー代の半額負担も大変で使えない。特に年金生活者はいろんな面を削って生活している。タクシーはなかなか使えない。タクシーを使ってまで買い物はできない。近所にお店がなくて、本当に不便だと。また、そういう声を聞く中で、やはり一番は家族の協力が大きいということです。もらっていても、遠くに出かけるときは娘が休みをとって運転してくれるとか、家族に運転してもらおうが、自分の都合のいいとき、自分の行きたいところに自由に行けないと、あるおばあさんがこぼしていましたけれども、中にはいろいろと工夫をして、行きはバスとか電車を利用して、帰りはタクシー、皆野におりたらタクシーを使うとか、なるべく安い運賃でいろいろな工夫されています。本当に頭が下がるぐらいにいろいろと研究している人もいらっしゃいました。

私は、ますます高齢化が進む中で、交通弱者対策というのは、このお出かけタクシー制度だけでは十分ではないと考えています。だからこそ質問をしているのですけれども、どうでしょう、町長、もう一回。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私は、これがベストだとは申し上げておりませんが、ベターだと、こんなことをこの質問が出るたびに答弁してきました。ここで、私から常山議員さんにもお考えを逆にお聞きしたいぐらいなのですけれども、逆提案でこういうふうにしたらどうですかという案でも私のほうにご提言をいただければ、それらも検討はしてみたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 反問ではないけれども、私、これからぜひ町長、町の皆さんに提案したいものがあります。

1つは、この見直しです。今言った3番目の利用できる範囲の拡大や補助の増額、現状で行くと、そういう答弁でしたけれども、この2つの見直しを私は提案したいのです。というのは、やはりこの問話を聞き取りの中で、どうしても見直しをしてほしい。2点あります。1つは、利用できる範囲の拡大です。利用できる範囲、今町内のみ利用できます。町内のみタクシーを使うことができる。これを秩父広域で利用できるように検討していただきたい。秩父地域の公共交通ビジョンというあれがありますけれども、その調査によりますと、皆野の人が秩父市へ通院している人は51.9%、それから長瀨町へも5.4%の人が、ですから半数以上の人は秩父市、それから長瀨町、そういうところに通院しているのです。それで、ある方が極端なことを言っていましたけれども、秩父の病院にこのタクシー券で使えないのでは、タクシー券は

意味がない、役に立たないと、そういう話も聞きました。ぜひ、これはまず利用できる範囲の拡大。

それから、もう一つは配布されるタクシー券、今タクシー代の半額を利用しています。このタクシー券、全額利用できるようにしていただきたい。配布される枚数は、それぞれの地域で決まっています。だから、利用できるのはその枚数だけですけれども、例えば20枚もらっても最初に全部、交通費がタクシー代が例えば2,000円かかったら、今までは1,000円分タクシー券を使いました。だけれども、これを2,000円分払ってもいい。これは本当にほとんどの人がそういうことを言っている。全部使えたらいいなど。使ってしまったら、それ以上は使えないわけですから、それは工夫してやっていただける。先ほど、やっぱりふえているというふうに答弁されているのですけれども、交付人数と利用人数、もらっている人とそれを利用している人、それを比べると、約80人くらいがもらっても利用していないのです。多くの方が、利用できる方がそういうものを使えば、もっとできると思うのですけれども、ぜひその2点、私の提案、まずお出かけタクシーに対する改善点、2つありますけれども、どうでしょう。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町外への利用というようなことでございますけれども、私は今聞いておったのですけれども、かなり難しい問題だろうなど、こんな思いがいたしました。

それから、いわゆる全額補助ができないかというようなことでございますけれども、受益者負担をいたさないことには、やはり多くの方々からの血税をいただいておりますので、福祉の部分についてもかなり手厚くしてきている部分もあります。そんなような関係から、現状のままでお願いがしたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 先ほどは町長も私の意見を聞く耳を持つという答えでしたけれども、そういうことはできないと。広域的に利用できるというのは難しい。金崎から本当にすぐ近くの長瀬の病院に行っている人なんか、使えないのですよねと、そういうふうなことも言っています。現状でいくということですが、私はタクシー券はそれぞれの人に別々の枚数ですけれども、その人が1年間に使える枚数というのは決まっているわけです。増額するわけではないです。足らなくなったから、また下さいということではできないですね。1人が20枚もらったら、それを1年間に使う。それが半分を使うか一遍に使うか、それは本人の自由にしたらどうなのですか。だって、それはちゃんとタクシー券を使えるようにする一つの手だてではないのですか。もらっても使わないで神棚に置いておくなんていう人もいるわけです。それがもっともっとみんなに使ってもらえるのだったら、それをそういう自由に使える。では、その人によってはきょうは半分払っておこう。では、今回はちょっと遠いから全額タクシー券で使おうとか、そういう方法を考えてもいいのではないですか。そうでなかったら、これ以上利用する人は伸びないと私は思いますけれども、どうでしょう。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 常山議員さんの今のお話を聞いておまして、この今議員さんが言われるような方針にした場合には、かなり混乱が起きてくると思います。そのような関係もございまして、現状で行きたいと。

それから、先ほど提案、提言をとというお話をいたしましたけれども、お聞きいたしまして、とてもそれに沿えるような状況ではないかなと、こんな思いがしたところでございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） これは私が考えたのではなくて、町民の皆さんがこういう要望を町に届けてくれと、私はそういう思いで議会に立っているわけなのですけれども、やはりこれも多くの町民の声だということをご受けとめていただいて、もうちょっとみんなが使えるような、交付した人数より使っている人は80人も少ないのだよと。そういうところもぜひ実態を調べていただいて、前向きに改善をしていただきたいと思います。

それから、次の新たな公共交通の検討の考えなのですけれども、今がベターだと、そういう答弁ですけれども、私はこの質問は何度もしています。高齢者の交通事故の心配や団塊の世代が70歳代になり、高齢化が押し寄せる中で、本当に地域の乗り物をどうするのか検討していくというのは求められているし、もう検討する時期は遅いぐらいなのです。そして、私は皆さんに、あなたの地域にどんな乗り物があつたらいいですかという質問をしてみました。いろんな声がありましたけれども、まとめますと、バスが通っていない地域でも、小型でいいから乗りおり自由な車が走ってほしい。デマンド予約タクシーなどがあるといい。町なかでは10人乗りぐらいのワゴン車でいいから、町内を巡回するコミュニティバス、そういうのを走らせてほしい。停車するところは一緒に、ところどころ使ってつくってもらって、安く走れる車がいいと、そういう声があります。あるいは提案をもらったのは、やはりいろんな地域があります。地域を幾つかに分けて、地域ごとに公共的な乗り物、ここの地域ではこういうデマンドがいい、ここではぐるりんバスがいい、ここではというふうな公共的な乗り物があるといいのではないかといい声もありました。

皆さんが外に出て、街に出て買い物をして、病院に通って、これからの高齢化社会に向けて本当にそういうものを、安心して移動ができる、そういうことを考えていく。それは行政の仕事だと思います。今度新しい課もできるそうですが、本当にこういう問題も、ぜひ町営バス、西武バスも含めて検討する時期ではないのですか。町長、もう一回、町民が望んでいるのです。ぜひお願いします。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 検討していきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、このお出かけタクシーについて終わりますが、ぜひこの町に合った公共交通、町長の検討していきたいという前向きな回答をいただきました。誰もが安心して暮らせるまちづくり、これは町長の基本姿勢ですので、ぜひやっていただきたいと思います。

次の太陽光発電のメガソーラー条例をつくってほしいという質問ですが、私は原発に頼らない再生可能エネルギーの活用こそ、これからの時代に合ったものと考えています。しかし、自然環境を破壊し、災害を起こすかもしれないような危険な場所のメガソーラー設置には、私は反対です。昨年4月に、この皆野町でもガイドラインがつくられました。このガイドラインの附則に、平成29年7月1日以後に着工するものから適用となっています。このガイドラインは、それ以前に町には大規模な設置された発電施設が何カ所かあります。旧登谷山の牧場なんかは典型的な例だと思います。こうした場所で災害等事故が起こったらどうするのか。設置者に何の責任もないのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんからのご質問にお答えします。

太陽光発電施設の設置に関するガイドラインにつきましては、昨年の4月から施行されまして、基本的に7月以降の着工分から適用する内容となっております。ガイドラインのお問い合わせ等につきましては、月に平均1件くらいございます。また、昨年の7月以降着工のメガソーラーの届け出はございません。町

民生活課では、補助金を出しまして再生可能エネルギーであります太陽光発電施設の設置を促進したり、また規模の大きな太陽光発電施設につきましてトラブルが起こらないよう指導、調整をしたりする立場でございます。

お話の中にもございましたが、三沢地内の登谷高原牧場のメガソーラーにつきましては、昨年来苦情を受けた経緯がございます。権利関係等がかなり複雑になっていまして、開発業者も複数あるようですので、原因者は特定できない場合が多いわけですけれども、最近メガソーラーの事業者の担当者や管理を請け負っている元請会社の担当者とお話をする機会がございましたので、苦情の件を伝えまして、さらに地元の人たちに対しまして、これまでの経過、今後の予定等をよく説明するようお話をしております。その後、メガソーラーの事業者の担当者から電話がございまして、今月の下旬、地元旧三沢10区だと思うのですが、総会が開催されるということで、その席上で説明をしたいというお話も受けております。また、苦情をされた個々にいろいろご意見あると思うのですが、直接対応したいというお話をいただいております。

また、責任の所在ですけれども、当然メガソーラーの施設の管理者に責任がございまして、災害等起きた場合には、当然管理者に責任があると考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今、管理者にも、その設置者にも責任があると答弁されましたが、このガイドラインには、こういう災害防止対策を講じること、それを遵守するということだけなのです。だから、何か起こったときに、設置者が対応する項目というのは入っていないのです。そういうふうには読みました。

それで、私はこの2月に秩父地域に設置されているメガソーラーの現場を6カ所視察しました。その中で昨年10月の台風で事故が起こった小鹿野町の般若の現場にも行きました。土砂採石工事の後、その上に盛り土をし、さらにその上にソーラーパネルが設置されて、大雨で土砂崩れが起こって、それとともにパネルが崩落し、その下の川をせきとめ、付近の家は浸水の被害を受けましたけれども、いまだに損害補償もないそうです。ガイドラインにそうしたときに設置者の責任、被害を受けた人に対する補償とかというのが規定にないからなのです。私は、そう思います。災害はいつ起こるかわかりません。起きてから決まりをつくったのでは遅いのです。これからも太陽光発電、去年の7月以降は新規はないとおっしゃっておりますが、これからもわかりません。しっかりと条例の制定を検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 検討してまいりたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時05分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） 次に、12番、宮原睦夫議員の質問を許します。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原睦夫です。通告に基づきまして一般質問をいたします。

今回は、2点について質問したいと思います。まず最初に、憲法改正について。この憲法改正につきましては、今自民党の中で検討を進められておりまして、今年度中に国会に出したいという意向でございます。そんな中で、石木戸町長におかれては、3期大過なく現在まで務めていただきまして、12月議会におきまして、再度また立候補するということでございますので、この憲法について、特に憲法9条に自衛隊の明記につきまして質問を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご承知のように自衛隊はつくってから相当年数もたちまして、中曽根政権以来、この憲法改正につきましては自民党政権下では検討されてきたことであります。その中におきまして、なぜ憲法を改正して自衛隊を明記しなければならないのかということについて、私なりの考えを申し上げたいと思いますが、自衛隊は専守防衛ということで、攻められなければ戦えないというのが自衛隊の基本方針でございます。そんな中におきまして、特に最近におきましては北朝鮮の核、拉致問題あるいは韓国の竹島の領土問題、それに加えて東シナ海、中国等の問題等いろんな問題が国際的にも発生しているところでございます。

なぜそういう問題が起きるかということにつきまして、やはり日本は軍隊を持たない。自衛隊で専守防衛、攻められなければ戦えないということが一番の問題でございまして、そんな中で政府自民党、今年度中には国会に提出して3分の2の同意を得て、それから国民投票になるわけでございます。国民投票においては、過半数の賛成で憲法が成立するわけでございます。特に石木戸町長におかれましては、これから町政を担っていく上で、また教育の観点の上からも、憲法9条に自衛隊を明記することについてどういう町長は考えを持っておられるか、まず教育の基本方針でもあると思いますので、これから4選を目指す町長にとって、この改正については考えを持っているか、まずお尋ねしたいと思います。

それと、次に行財政改革について。私も今回久しぶりに議会に戻りまして、最初からこの行財政改革については質問してきたわけでございます。そんな中で、いつも私はこの行財政改革を言っているような気がするわけでございますけれども、何としても行財政改革は、これから進めていかなければならないと思っているところでございまして、まず最初にこの行財政改革について、最初に温水プールにつきましてご質問申し上げますけれども、私もまた議員に復帰して2年になりますが、絶えず言ってきたことでございます。行財政改革については、抜本的に改革するか、やめるか、これが私の行財政改革の姿勢でございます。

そんな中で、温水プールにつきましても昨年度が約4,700万円、温水プールの運営費がかかっております。本年度におきましては、また5,400万円の予算計上がされているところですが、昨年度この温水プールにつきましても、特に塩素の機械が故障したということで、約1,400万円の工事費をかけてやった経過があるわけでございます。それと、電気工事費、これが約200万円投資されて、総額で温水プールにつきましては4,700万円という費用がかかっているところでございます。そして、収入は約600万円弱と

いうことでございます。まして、本年度については新しい工事を、プールの内面防水工事とろ過交換工事費で約2,000万円近く、また工事がなされるわけでございます。温水プールにつきましては、収入は約600万円弱だということでございますが、それについて昨年度600万円差し引きますと、工事費を加えると約4,000万円からの持ち出しになると思います。それで、本年度については5,400万円と、またふえているわけでございます。やっぱりだめなものをいつまで努力したってだめなのです。それで、温水プールは特に賞味期限が切れたような、三十数年たつ古い施設でございます。だめなものに幾ら投資したって、効果は出ないと思います。

それで、どのように昨年度改革したか、まずはお尋ねいたしますけれども、昨年度の塩素工事につきましては、約1,400万円かかったということでございます。副町長と一緒に私も去年温水プールを見に行つて、いろいろ一緒に検討した経過があるわけでございますけれども、この1,400万円の塩素の工事につきまして、では現在、今の小学校にあるプール、塩素はみんな手まきでやっているでしょう。それにもかかわらず、昨年度1,400万円もこの塩素の工事だけで費やしているわけです。その辺のところについても、もうだめなものはよしましよ。いつまでやったって無理なのだから、努力したって。

では、次に入ります。次に、ふれあい館について。ふれあい館はシルバー人材センターに委託をして、多少の経費削減が予算書を見ても見られるわけでございますけれども、これらにつきましても町民の利用しているのは、全体のお客の2割程度、これはふれあい館のほうの話でも、私が行つて聞いてみてもその程度しかいないということでございます。これらにつきましても、やはり考えるべきではないかと思つているところでございます。

次に、長生荘について。長生荘につきましても約1,300万円の事業費でございます。その中におきまして、シルバーに管理費として500万円計上しております。この500万円の中身についても、これは予算書でこれから出てくると思いますが、やはり考えるところがいっぱいあるのではないかと思つているところです。特に皆さんも行つてみればわかると思いますが、入つてすぐに受付があります。この受付の状況を聞いたら、1日に2人でやっていると。金額は幾らかかっているか知りませんが、入館料が100円しか徴収していないのに、2人もかけて入館料を取る仕事をしている。こんなのは大変無駄だと思います。よく道路沿いに野菜の100円の無人の販売機があると思いますが、そこなんかは箱を置くだけだつて100円でやっているわけです。だから、そういうことだつて、何も人材を入れてまでやる必要はないと思います。100円ぐらい徴収するのだったら、何も箱を置いたつていいではないですか。そういう改革をなぜしないのですか。

それでは、次に入りますけれども、シルバーの中で切干し芋事業、これも私も前々から質問したり申し上げてきた経過があるわけでございます。やっぱり町からの補助金が150万円、それで当初の赤字、昨年度の赤字と含めると、約1,000万円の投資がされているわけです。シルバー人材センターは、町の補助金が950万円、それで県の補助金と合わせて運営されている団体でございます。やはり切干し芋事業については、当然1,000万円近くも持ち出しがあるのだったら、即やめるべきだと私は考えています。担当課長はどういう考えでいるのか、まず最初にそれをお尋ねしておきたいと思つています。

それと、温水プール、ふれあい館あるいは長生荘について、健康の向上にという前々討論もあったわけでございますけれども、この点について、では皆野町の国保会計は税率というか、そういうものは例えば長瀬町、小鹿野町、横瀬町に比べて税率が低くなっているかどうか、その辺のところもお尋ねしたいと思つています。

それでは、まず最初に憲法9条に自衛隊を明記するという点について、これからまた町政を担当していく町長に、どういう考えでおられるか方針をお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、宮原議員さんの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

1番目の憲法改正についての質問の中の憲法第9条に自衛隊明記についてお答えをいたします。大変レベルの高い質問であり、また政府が憲法改正についてどのような内容の改正案を示すのかは、詳しく知り得ていませんので、どう答えてよいか戸惑っております。現憲法の第9条の要旨は、戦争の放棄と陸海空軍の戦力は保持しないとしてあります。政権党である自民党における平成24年に決定の憲法改正草案では、第9条は平和主義として、戦争を放棄し、武力による威嚇及び行使は国際紛争の解決手段としては用いないとしています。ただし、自衛権の発動を妨げるものではないとしています。9条の2では、国防軍の保持を示し、国民の生命、自由を守るための活動を行うとしてあります。9条の3では、領土、領海、領空の保全を示しています。永世中立国であるスイスにおいても、徴兵制による軍隊を以前から保持しておりますし、最近では北朝鮮のミサイル発射や核開発、中国の尖閣諸島や南沙諸島への海洋進出と軍備の大幅な増強等が見受けられるわけでございます。このように戦争は放棄し、国民の生命と自由を守り、領土、領海、領空を保全するとしたもので、平和主義を貫き、国民を守るとする独立国家として当然の内容であると思います。

いずれにしても、現時点では政府が提出する憲法改正案の内容がどのようなものであるか、把握できない状況であります。憲法改正の手続は、国民が選挙で選出した両院の国会議員の3分の2の議決を経て、国民みずから投票する国民投票の過半数により成立するものであります。このようなルールに基づき成立した憲法は、遵守することは当然であると考えております。

2番目の行財政改革については、まず各担当課長から各事業内容や実績等を説明し、その後今後の基本方針を申し上げたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんの一般質問通告書2の①、温水プールについてお答え申し上げます。

皆野町勤労福祉センターふれあいプール・ホットの平成28年度の実績ですが、歳入が485万6,220円、歳出は2,991万4,677円でございます。また、利用者につきましては3万4,951人と、大変多くの方にご利用をいただきました。今年度、平成29年度につきましては、9つの主催事業を開催し、平成30年1月現在で2万4,571人の皆様にご利用いただいております。お年寄りから子供まで、2万を超えるたくさんの町民がふれあいプール・ホットになれ親しんでおります。

また、平成29年度の工事費ですが、漏水が発見された温水プール吐出配管の改修工事939万6,000円など、計1,504万9,584円の工事を行いました。なお、必要に応じた施設の修繕も行い、修繕費の合計は223万9,240円となっております。宮原議員さんのご指摘のとおりでございます。温水プールにつきましては、施設設備に老朽化が進んできております。多くの人に愛されるプールにするため、電灯の節約、エアコンの節約などの経費節減に努めながら、施設設備の維持管理を適正に行うとともに開催事業を充実してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんの2項目め、行財政改革の関するご質問のうち、水と緑のふれあい館と切干し芋事業についてご回答申し上げます。

初めに、水と緑のふれあい館でございますが、町が運営したときの過去3年間の持ち出し分は約1,300万円でございます。昨年度からシルバー人材センターに指定管理を委託しておりますが、施設の指定管理費300万円を含めて維持修繕、土地代等で平成28年度の決算数値でございますが、887万円でございます。約413万円の減額となっております。また、この後ご審議いただきますが、平成30年度当初予算では673万円で、平成28年度の決算数値より214万円ほど減額になっております。今後も施設の維持修繕等については、必要最小限に努めていきます。

次に、切干し芋事業でございますが、平成29年度の作付面積は1.3ヘクタールでございます。約10トンの収穫であります。1月末の収支でございますが、収入は191万4,275円でございます。支出につきましては417万1,086円でございます。差額225万6,811円となっております。まだ今後2月から3月の販売があります。収支については確定しておりません。以上のとおりシルバーから報告を受けております。

また、課長としてのご意見でございますが、外部団体の事業につきましては実施団体で検討していきたいと思いますが、事業内容等について実施団体等のほうで見直しが必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 12番、宮原議員さんから通告のありました質問事項2、行財政改革についてのうち、長生荘についてお答えいたします。

まず、28年度の決算数値から申し上げます。歳出は4,079万5,823円で、この中には屋根改修工事の2,785万3,600円が含まれております。屋根工事を除いた長生荘の維持管理に要した経費は1,294万2,223円でございます。入館料等の歳入は138万1,051円で、いわゆる持ち出し額は約1,156万円になります。27年度決算数値の経費額は約1,163万円ですので、ほぼ同額でございます。なお、28年度中に入館者数は1万9,369人で、1日当たり約54人でございます。

宮原議員さんからご指摘をいただきました井戸水の件でございますが、業務改善を図るため、昨年9月末日で井戸の所有者との契約を解除し、水道水に切りかえを行いました。これにより、風呂の経費は年間約50万円の削減が見込まれるところでございます。長生荘は高齢者福祉の拠点として活用を続けていく考えでございますが、さらに経費節減、業務改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 12番、宮原議員さんからの質問にお答えいたします。

国保税の秩父管内での状況ということでございますが、細かい数字を申し上げてもわかりづらいかと思っておりますので、具体的に申し上げたいと思っております。皆野町と長瀬町については、全く同率でございます。そのほか、東秩父においては少し高目、小鹿野町がちょっと安目の税率、あとはほぼ同程度という状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど町長には、丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。日本の自衛隊は約12万、それに家族あるいは関係者を合わせると約60万人の人たちが関係しているということでございます。そんな中で、皆野町の恐らく町民の方も自衛隊に関係している職員もいると思います。何だかんだ言っても、先ほど私が最初に申し上げましたように、なぜ憲法改正しなければならないのか。これは一番の問題は、北朝鮮にしる韓国にしる中国にしる、これが日本が軍隊だったら、今までのようなことは、恐らくなめられるようなことははっきり言ってなかったと思うのです。言葉は悪いですけども、なめられるという言葉を使いましたけれども、きのうは国会でもなめるなという言葉が何回も出たようでございますので、その辺のところはお許しをいただきまして、正直言って日本も少しなめられているのではないかと私は思っているところでございます。この点については、皆野町の町民もいることでございますので、町長はどのように考えているか、再度答弁願いたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 戦前は愛国心というのは、命を国のためにささげるといような教育だったか、あるいは憲法でもそういうものだったのかなと思うわけでございますけれども、国を守るあるいは郷土を愛する、両親を大切に、そういうことというのは、いつの時代でも大事なものだろうと思います。ただ、独立国家である以上、やはり国をしっかり守り、侵略をされない。過去七十数年間、新憲法ができてから紛争や戦争に巻き込まれなかったわけですけども、これは平和憲法を遵守してきたというあかしだろうと思うのですけれども、ただ近ごろの状況から考えられますことは、時として憲法も改正をしていく必要もあるのかなと、こんな思いがしております。先ほど申し上げましたように、我々の代表である国会議員の3分の2、そしてなおその後国民投票2分の1と、このことで憲法が改正されるわけでございますので、私はその行方を見きわめていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 大変町長には私と考えが同じような方向だと見たわけでございますが、これからこの憲法9条に自衛隊明記については、一緒にひとつ取り組んでいただければと思うところでございます。ありがとうございました。

次に、温水プール、教育長、毎年これだけ3,000万円からの持ち出しのある事業、いつまでやる気なのですか。改善する気がなかったら、答弁は結構ですから。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 教育長のほうに振られましたけれども、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

宮原議員さんからは、たびたびこのような角度から町の行財政改革についてご指摘やご提案をいただいておりますが、当然のことながら国や地方の行政運営は、国民の、また町民の税金において執行されております。行政の基本姿勢として、入りをはかりて出るを制す、また執行においては最少の経費で最大の効果を念頭に取り組んでおりますが、公共の事務事業の効果の判断は、民間の経営感覚ではなじまない事業もあります。特に福祉関係、教育関係などは、単純な損益のみでは、その有益性などの評価にはなじみません。このような基本的な認識のもと、ご指摘の勤労福祉施設の温水プール、高齢者福祉施設の長生荘は、

引き続き経費節減と利用者の増加に努めながら存続してまいります。水と緑のふれあい館については、入館者数の現状と今後の利用状況の見通し、建物、設備の老朽度合い、民間との競合性など総合的に検討してまいりたいと思います。

いつもご指摘のシルバー人材センターの切干し芋生産販売事業であります。先ほど担当課長から説明のとおり、29年度においても現時点では225万円の赤字の状態です。切干し芋事業は、開始以来黒字化もしくは収支とんとんになったことはありません。農業者でも切干し芋で実績を上げている方もありますので、参考にして抜本的な見直しが必要と思われます。町は、シルバー人材センターの管理運営経費に対し補助金を交付していますが、個々の事業には補助金の交付はありません。したがって、個々の事業に対する指示、命令ができる立場にありませんので、シルバー人材センターの理事会において審議し、判断、決定していただくものであります。

以上が温水プール、水と緑のふれあい館、長生荘、切干し芋販売事業に対する今後の基本的な考えを申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） まだ再質問が終わらないうちに、町長に最終的な答弁をしていただいたので、難しい状況になったわけですが、やはりこの切干し芋事業については、確かに町が直接やっているわけではないのですけれども、外郭の団体だということですが、実は昨年11月、健康福祉課長と産業観光課長、私と長生荘でシルバーの専務と話し合いを持ちました。その中で、やはり赤字が続くような事業であれば、当然シルバーとしてはやめるべきではないかという質問いたしまして、答弁も、そのような方向に思いますという話でございました。それで、私のほうから、最終的に赤字がこれ以上出るようだったらやめるべきだということをはっきり私は申し上げてありますので、頭に入れておきたいと思っております。

町長に先にみんな答弁されてしまったので、再質問するあれがなくなってしまったのですけれども、教育長も大変答弁に難しいところだと思っておりますが、総体的にこの行財政改革につきましては、私は絶えず前から言っているとおり、だめなものは早くやめると、または抜本的に改革していくと、これが私は私なりの行財政改革に取り組む上では必要でないかと思っております。どうかその辺のところも執行部の皆さんにもよく頭に入れて考えていただいて、これからはなるべく今までと違って、今までやってきたことだからいいや、いいやでなく、積極的に改革をしていくようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、6番、若林光雄議員の質問を許します。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、私の基本理念であります安心安全で元気な活力あるまちづくりを求めて質問に入ります。

この2月20日、定例の県議会が開会されまして、埼玉新聞におきましては、18年度当初予算は少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に対応するため、未来への投資をテーマに、生産性の向上や結婚から子育てまでの切れ目のない支援、そして子供の貧困解決、シニア活躍を推進する事業に重点配分をするという予

算案が上程されたとありました。

当町におきましても、少子高齢化の進行による人口減少問題について、石木戸町長はまち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に出生率の向上策や町民の活性化を推進し、人口減少の抑制を図っていくと言われております。そして、ことしの新年の町報の挨拶の中でも、子育て支援、元気で長生き策、安全で快適な環境整備、学力・体力豊かな心を育む教育をと、4本の柱で明るく元気な確かなまちづくりを進めると言われました。以前に小杉議員も質問されておることをございますが、今回少子化、人口減少問題について通告により質問したいと思います。

最初に、少子化対策、人口減少問題について、石木戸町長の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。また、2060年の将来人口8,000人程度を実現するために、平成27年度より31年度までの5年間、集中して取り組む総合戦略推進の中で、今若い世代が皆野町に就職、そして結婚、子育てが行える環境づくりとして取り組む施策として、目標を設定されております。理想の子供数実現に向けた出生率を高める施策はどのようにおこなわれているのか、ここ近年、5年間程度で結構ですが、その出生者、生まれてくる方、また結婚届、結婚された方等は何組程度おられるのか伺いたいと思います。

そして、転出者を防止して移動率の縮小を図る、この取り組みはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、子育てをする世代の移住の地として選ばれる取り組みといたしまして、当町におきましては経済的な支援を初め、保育環境の充実としてミルク、そして紙おむつの支給、医療体制の無料化の充実など、秩父郡下一番と喜ばれているところをございます。また、近年住宅取得の補助金制度が実施されました。この制度におきまして、転入者が何人程度おられたのか伺いたいと思います。

次に、子育て支援策だけでなく、未婚者に対する結婚支援と出生数の増加に向けた取り組みが今後の課題と思われまます。出会いを応援するまちとしても目標を設定されております。出会いのきっかけづくり、そして結婚機運の高揚への取り組みということで活動もされていると思いますが、成果がどの程度あるのか伺いたいと思います。

以上、質問させていただきます。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 6番、若林議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

1番目の少子化対策、婚活についてのご質問の中の1の少子化対策、人口減少対策についての基本的な考え方についてお答えをいたします。開会冒頭の挨拶でも触れましたが、昨年11月1日現在の人口は9,965人となり、ついに4桁になりました。前月の10月中の動きを見ますと、出生が2人、死亡が20人、転入が13人、転出は34人で、死亡が出生の10倍、転出が転入の2.6倍でした。その後も減少し、3月1日現在9,898人となりました。このようなことから、人口減少のスピードを抑制する施策を担当するみらい創造課を創設し、より具体的に対応してまいります。

また、平成30年度皆野町一般会計予算においても、出会いのサポートや子育て支援、移住定住促進策として地域おこし協力隊の採用、出会いを応援するまち婚サポート事業、空き店舗活用に対する助成事業、お試し居住整備事業、宅地開発促進事業、不妊治療費補助上限額を10万円から35万円に増額などの事業を展開してまいります。あわせて、埼玉県における少子高齢社会、人口減少問題、いわゆる2025年問題の対応策としての出会いなどの結婚、子育て支援、多子世帯への負担軽減策などを活用してまいります。この

人口減少問題は、当町のみならず、東京都を除く全国の市町村が抱える問題であります。一朝一夕に解決する特効薬はありませんが、できることは何でもやってみるでみらい創造課を核にして取り組んでまいります。

2つ目の出会いを応援する活動については総務課長から、ここ数年の人口等にかかわるデータについては担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 6番、若林議員さんから通告のありました少子化対策（婚活）についての2、出会いを応援するまちとして、どのような活動をされているかについてお答えをいたします。

地方創生の推進及び人口減少対策に取り組むため、平成28年3月に皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今年度はその中間年に当たりますが、3年目が終了しようとしております。この総合戦略では、皆野町人口ビジョンで定める2060年の将来人口8,000人程度を実現するため、4つの基本目標を定めております。そのうち基本目標2、出会いを応援するまち（結婚支援）として、若者の結婚の実現に向けて、出会い、婚活、結婚支援に積極的に取り組み、出会いを応援するまちを目指すとしております。具体的な施策といたしましては、体験型による出会いの創出、結婚までの支援、みなへのハートポイントづくりになります。これまでの取り組み状況についてですが、平成27年度におきまして地方創生加速化交付金事業としてみなへのハートイベント事業、これは事業費は2,470万円として国へ申請をいたしました。審査の結果不採択となったことから、事業実施を見送ったところでございます。こうしたことから、平成28年度、平成29年度におきましては、具体的に取り組んだ事業はないという状況でございます。

それから、出生数のデータについてですけれども、ここ5年間ということでございます。これは年、1月から12月の集計になります。25年、出生者72人、死亡165人、差し引きがマイナス93人、26年、出生58人、死亡173人、差し引きマイナス115人、27年、出生51人、死亡154人、差し引きマイナス103人、平成28年、出生56人、死亡173人、差し引き117人、29年、出生54人、死亡153人、差し引きマイナス99人、この5年間を通して見てみますと、100人を超える差し引きで人口の減少になっているという状況が見てとれると思います。

次に、皆野町子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金を平成26年度から実施をしておりますが、その補助金に伴いまして転入した実績について申し上げます。平成26年度から平成29年度、平成29年度につきましてはことしの1月末現在で数値を押さえてございます。総計で申し上げますが、転入世帯31世帯、世帯人員は102名が転入をされております。この102人のうち、子供につきましては34名転入になってございます。

なお、この後ご審議をいただきます議案第15号、平成30年度一般会計予算の中におきましては、まち婚サポート推進事業補助金30万円、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会会費3万4,000円をそれぞれ計上してございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） いろいろと説明をありがとうございました。また、町長からは基本的な考え方として、新しい取り組みもご説明いただきました。

ここで、再質問させていただきます。以前、日野沢小学校は統合する際、金沢地区におきましては、地

域の役員と、またPTAの役員と会合を持ちまして、統合に向けての会議等が行われました。その当時、先輩たちから、現在婚期を迎えている者が60人いると。この人たちが結婚すれば、子供は大変ふえると。金沢小学校は大変にぎやかになるのだということを言われました。結果的には結婚する者も少なく、平成24年には閉校となりまして、現在国神小学校のほうへ統合されたわけでございます。金沢地区を見渡してみますと、現在地域の防災を初め、地域の柱として今後も期待をされる地域の皆さん方、消防団員の皆さん方等も見ますと、結婚していない団員が現在65%以上もいます。また、この皆野町の中を見ると、消防団関係者以外も含めると、現在婚期を迎えている人は相当いるのではないかと思います。その人たちを調べ、把握しておるかどうかわかればと思いますが、よろしく申し上げます。

また、以前は郵便配達のおじさん、また保険関係のおばさん等出雲の神様な方々がいて、結婚のサポート役を大変お骨折りをいただきました。また、若い者が集まれる青年会みたいな活動の場所もございました。個人情報の保護の観点から、現在はなかなか厳しい状況にあることとは理解しておりますが、当町において、以前には結婚相談員的な組織もあったかと思われまいます。現在はどのような活動があるのか、またされているのか、この2点お伺いしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 6番、若林議員さんの再質問にお答えいたします。

結婚適齢期に関するデータについてですけれども、これは国勢調査の中であるデータを抽出したものでございます。20歳から39歳の未婚者の状況という項目がありますので、それについて申し上げます。27年10月を基本としまして国勢調査が行われておりますが、その数値で申し上げますが、20から24歳、総数は321名おります。このうちの未婚者は300名、未婚率で言いますと93.5%、年齢25歳から29歳、総数374人、未婚者は258人、未婚率で言いますと69.0%、30から34歳、総数443人、未婚者190人、未婚率は42.9%、35歳から39歳、総数516人、未婚者164人、未婚率は31.8%。合計ですけれども、総数が1,654人、未婚者は912人、未婚率は55.1%となっております。

なお、22年の国勢調査と比較いたしますと、総数では未婚率が52.7%でした。これが上昇いたしまして55.1%になっておるという状況です。内訳的に見ますと、男女別では、やはり女性に比べて男性のほうが未婚率が高くなっているという状況でございます。

それから、結婚支援をする仲人的な結婚相談員的な者ということの質問でございますが、以前社会福祉協議会におきまして結婚相談員を設置していた経緯がございます。この制度につきましては、平成18年度で廃止をされているということで確認をしております。内容を聞いたところ、思うような実績、成果が上がっていなかったというようなことが理由ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） いろいろと細かく説明いただきましてありがとうございました。

昨年、議員研修にて長野県の立科町、そしてまた宮田村を視察研修いたしました。両町村ともに少子化対策には交付金等活用事業として、少子化問題に対応するために、国の地域少子化対策重点推進交付金というものを活用されて実施しておるということでございました。特に宮田村におきましては、結婚サポート推進事業として、村内各事業所に結婚支援活動を行う事業所内支援員を置き、事業所に対して助成金を交付する。また、縁結び支援員として仲介し、その夫婦が居住した場合は謝礼金を交付する。また、結婚サポートネットワーク会議の開催を行い、マッチング支援員の活動、研修を実施する等細かな説明をいた

だきました。

先ほど総務課長から、当町においても相当多くの未婚の人たちがおられる話も伺いました。当研修には土屋副町長、また新井総務課長にも同行いただきました。当町におきましてもいろいろ参考にすべき点があったかと思いますが、副町長、いかがですか。感想でもお聞かせいただければと思います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 若林議員さんからの昨年11月17日、議会研修ということで長野県の立科町、また宮田村を同行させていただきました。大変参考になり、またヒントをいただいたところでございます。

このようなことから、早速町におきましても、この4月からみらい創造課を立ち上げまして、まち・ひと・しごと総合戦略の担当部署ということで取り組んでまいります。また、宮田村におきまして参考になった一つでございますが、宅地の造成による転入増加策ということで、宅地開発促進事業を当町でも4月から導入して取り組んでまいりたいと思っております。特に約3年後、ホンダ狭山工場が閉鎖して寄居工場に移動、集約するということから、4,600人の方が寄居工場に集まるという情報があります。このようなものを見据えながら、寄居の工場についても皆野町はまだ通勤圏内でございますので、その宅地の提供等環境を整えることも、人口移住あるいは定住につながるということを期待して始めたわけでございます。

また、結婚サポート、これもなかなかユニークな形でございます。先ほど総務課長から話があったように、皆野町におきましても約10年ちょっと前まで社会福祉協議会において、10人の委員で結婚相談を行っておりました。最終的には成立案件がなくなったということで解散したわけでございますが、昔は出会い、仲人で成立すれば縁があったと、成立しなければ縁がなかったというような表現であります。最近の独身の男女については、結婚できないのか、結婚する気がないのか、あるいは結婚したくないのか、なかなかいろんな個々のタイプが昔とは違うのかなと。昔はいろんな関係で仲人あるいは親の言うことを聞くというような事案が多かったと思いますが、いろいろ若い今の時代は、そういう環境も変わってきたなと思っております。大変デリケートでまた難しい問題かと思っておりますが、取り組んでまいりたいと。みらい創造課を核にして、効果ある取り組みをしていきたいと考えております。

あと企業関係でございますが、企業と連携した結婚支援、これにつきましては具体的な話になりますが、腰に大曾根商事さんが去年進出しました。その社長さんが町のほうに来てもらいまして、出会いサポート事業を始めたので、協力をという話をいただきました。これは急速に進む人口減少、特に少子化で生産人口の減少で、企業においても今後企業の存続が危ういという危機感からということもあります。そんなようなことから、そのような出会いサポートを立ち上げて人口の減少あるいは少子化、これを歯どめをかけたいということで、大変町としても願ったりという話で、できる限りの支援をしたいというような形で今話をもらったところでございます。聞くところによると、この夏には地場産センターに出会いサポートを立ち上げると、そのような予定のようでございます。そこらも町と秩父地域1市4町も含めて連携してこれに取り組むと、効果があるのかなと思っております。いろいろ申し上げましたが、昨年議会研修においていろいろ研修させてもらいましたが、その成果と申しますか、その一端を申し上げました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 大変いろいろとありがとうございました。新しいみらい創造課の新設を考えていただいたようでございまして、大変ありがとうございます。

また、出会いを応援するまちとして、新しくこられた大曾根商事さんへの具体的な話等も進めてもらっ

ているということで、大変結構なことだと思います。ぜひとも今までのような形でなくて、新しくまちづくりにも飛び出して進んでもらえたらと思いますので、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

今までのような縦割りの政治姿勢でなくて、横断的な各課が連携を持つような形の支援体制ということも必要だと思いますので、その辺の構築をも進めてもらえればと思います。そして、地域少子化対策が早期に図られまして、少しでも人口の減少対策になればと強くお願いするものでございます。

また、先ほど副町長もおっしゃられましたが、当町ばかりでなくて、秩父地域1市4町にて強力に進めております秩父地域の中で秩父定住自立圏という構想がございまして、そのさらなる推進の中で、広く秩父地域の中、あらゆる方法を皆で検討しながら、早い機会に多くの未婚者が幸せな家庭が築ければと。少子化、人口減少の対策も図られると思いますので、そのようなことを希望し、質問を終わりにしたいと思います。今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、冒頭に皆野町が生んだ偉大な俳人、そして悲惨な戦争体験者として生涯反戦平和を訴え続けられた金子兜太さんが、先月20日亡くなりました。改めてご逝去を悼み、心からご冥福をお祈り申し上げます。戦争のない真の自由と平和の堅持こそ生きる道と信じ、うそ、偽りを許さない精神で生き抜き、現政権や首相におもねることもなく、安保関連法、戦争法反対の旗印であった「アベ政治を許さない」、こうした揮毫を行った金子兜太さん。その金子兜太さんが名誉町民であることは、私にとっても誇りでありました。今後も先生の遺志を引き継ぎ、秩父音頭と俳句をまちづくりの中心に据えて取り組んでいきたい、このように誓った石木戸町長に私も全く同じ考えであります。

1月22日開会した第196通常国会、現在参議院予算委員会で新年度予算等が審議されております。これに先立ち安倍首相は年頭の記者会見で、ことしの通常国会は働き方改革国会だ。多様な働き方を可能にし、一億総活躍社会を実現する、このように豪語しておりました。また、施政方針演説では、雇用形態による不合理な待遇格差を禁止し、非正規という言葉がこの国から一掃します、このように言い切った安倍首相でありました。

しかし、働き方改革関連法案の中身は、野放しの時間外労働につながる裁量労働制の職種拡大、これについては野党から資料の捏造が指摘され、削除することになりましたが、残業代ゼロ法案と言われる高度プロフェッショナル制度の創設、また過労死ライン80時間を上回る時間外労働上限の法定化等々、働く者や勤労大衆にとって働き方が改善されるどころか、命と健康の犠牲が伴う労働法制の大改悪であります。女性であっても過労死や過労自殺に追い込まれるような長時間労働など劣悪な労働環境の中に、また2,016万人が非正規雇用という低賃金の労働力市場に、共働きをしなくては生活が成り立たない。年金だけでは暮らしていけない。そうした女性や高齢者をさらに駆り出し、死ぬまで働かなくてはならない、そのような異常な社会が一億総活躍社会にほかなりません。

また、安倍首相は年頭の記者会見で、ことしこそ憲法のあるべき姿を国民に提示し、改憲に向けた議論を一層深める。自民党総裁としてそんな1年にしたいと述べておりました。そして、自民党は今年25日の

党大会で改憲案を決定し、今通常国会に提案し、日本維新の会などの改憲勢力を巻き込み、年内での改憲発議を狙っております。その核心が、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権は認めないとした現在の憲法9条を空文化し、先ほど来からも出ておりますが、自衛隊の存在を憲法に明記することにあります。安倍首相は国会の答弁で、憲法違反かもしれないが、何かあれば命を張ってくれというのは無責任だ。そういう議論を払拭するのが私たちの使命だ。自衛隊違憲論に終止符を打つべきだ。このように自衛隊明記の理由を述べていました。

しかし、自衛隊員の犠牲がつきまとうような集団的自衛権を容認し、武器を持った自衛隊を海外に派兵する恒久法として強行したのが安保関連法、戦争法であります。この戦争法を合憲化するための憲法9条改憲にほかなりません。しかし、そのことを許せば、今でさえ補正予算を加えると5兆4,000億円を超える防衛費のさらなる増大や軍備増強、これは消費税のさらなる増税につながり、自衛隊の強制入隊や戦争国家に連動していくことは目に見えております。

また、安倍首相は2019年、来年10月からの消費税10%増税による増収分約5兆円のうち2兆円を使って、幼児保育や高等教育の無償化などを打ち上げ、国民に期待を持たせております。しかし、ゼロ歳から2歳の幼児教育の無償化や高等教育の無償化は、住民税非課税世帯に限定されており、大多数が対象外であります。他方、これらの財源として、子育て世帯、高齢者世帯、生活保護世帯、非正規労働者、そして東日本大震災等災害被災者を問わず、消費税10%の負担増が前提であります。また、消費税は小規模零細企業にとって廃業税とも言われているように、倒産や廃業をさらに加速させ、そして自治体の事業運営にも大きな影響を与えることは必至であります。消費税は増税や用途の変更ではなく、凍結や廃止をすべきであります。

いずれにしても、デフレ脱却、経済再生、女性が活躍できる社会、地方創生や一億総活躍社会、また働き方改革や、今日に至っては人づくり革命、生産性革命等々スローガン政治で国民に期待だけを持たし、勤労大衆に格差と貧困を押しつけ、命と健康を奪い、戦争のできる9条改憲に奔走している安倍政治であります。

また、地方自治体にとっては、ここ三十数年来の農林業の衰退、企業の海外進出等に伴う製造業の地方からの撤退、過疎化や核家族化、少子高齢化や人口減少、商店街のシャッター化や空き家の増加等々、皆野町のみならず、地方自治体は大変厳しい状況に置かれております。こうした状況下、町民が望んでいるのは、平和な社会や地域の中で、健康で安心して働き、老後においても安定した生活や福祉の充実にあります。そうした立場から、通告に基づきまして、2項目について質問をさせていただきます。

1項目の森林の有効活用について。皆野町の総面積は6,374ヘクタール、そのうち70%の4,482ヘクタールが山林、その山林のうち杉、ヒノキを主体とした人工林が2,638ヘクタールと半数以上を占め、そのうち46年生以上の人工林が1,936ヘクタールと7割以上を占めている現状にあるということでありまして。このように森林資源は豊富であっても、木材価格の低迷などにより、森林所有者にとって林業への意欲も低下し、維持管理も困難な状況となっております。こうした中、平成30年、2018年から10年計画で皆野町森林整備計画が検討されております。その森林整備計画における主要な施策について、1点目はお聞きしたいと思っております。

また、関連しますが、今通常国会において森林関連法令の見直しが予定され、2019年度税制改正において（仮称）森林環境税、2024年度からの予定及び（仮称）森林環境譲与税、2019年度からの創設が予定されております。各自治体においては、今後主体的な森林林業施策を推進し、森林の整備や保全、そして山

村の活性化などに結びつけていかねばならない、そうした状況になろうかというふうに思います。その仮称ではありますが、森林環境譲与税の受け入れについて、主にどのような用途を検討する考えなのか。例えば間伐や主伐を中心とするのか、また人材育成や担い手の確保や木材の利用等の促進等々、当面どのような施策に力点を置く考えなのか、ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

また、伐期を迎えた杉やヒノキなどが採算割れで手がつけられず、放置状態の森林が増加しているかと思われま。こうした中、共有林等において固定資産税の納税が大変になり、町で受け入れてもらえないか、そうした声も聞かれます。また、私有林につきましても、こうした事態が今後増加していくことが想定されます。町として共有林や私有林の受け入れ、寄附になろうかと思うのですが、寄附についてどのような考えかお聞きしたいというふうに思います。

2項目の給付型奨学金の創設について。今日、大学生の半分以上が何らかの奨学金を利用している、このような現状にあるかと思。また、非正規雇用など低賃金で不安定な職場が拡大し、卒業後奨学金の返済で苦しむ若者が増加している、このように言われております。こうした中、政府も昨年4月から給付型奨学金制度をスタートしております。しかし、2017年度は全国で2,650人に支給し、2018年度は新たに2万人に支給する予定であり、2020年4月からは住民税非課税世帯の意欲ある全ての子供たちに支給しますと安倍首相は施政方針演説で述べておりました。いずれにしましても、いずれも住民税非課税世帯であり、おおむね年収250万円以下の世帯が対象で、大多数の学生が対象外となります。

そこで、次の点についてお聞きしたいと思います。現時点における皆野町育英奨学金貸し付けの実態についてであります。貸与条件、貸与金額、また貸与者数。貸与者数につきましても、高校生なり、また大学生ということで、内訳がわかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

また、返済状況について、どのような返済状況になっているのか。

3点目ですが、給付型奨学金制度についての考え方について。

4点目ですが、人口減少対策として、卒業後一定年数以上その自治体に居住することを条件にして、給付型奨学金を支給している自治体もあります。このような考えについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

共有林、私有林の受け入れについて、私から答弁をいたします。内海議員さんからの同様の質問に、平成27年第2回定例会において、町の公共事業に供する土地であれば、受け入れも可能との当時の総務課長が答弁をしています。この具体的な内容は、町の施設等を建設する予定地であればということで、町の行政目的に資するものであれば可能ということでもあります。このように理解していただきたいと思。管理ができない杉、ヒノキ、ナラ、クヌギや雑木などの山林をただ単に山林として寄附を受け入れることは、正常な管理ができないため考えていません。

現在の町有林の管理状況は、分収林や企業の森などの形で存在しているものもありますが、その多くは何十年も手入れができない状態です。山林のあるべき姿は、切って使って、植えて育てるの林業の本来のサイクルであります。また、このようなサイクルができて、豊かな動植物の環境が保全できて、地球温暖化防止や治山による災害防止、水源涵養などの山林の持つ機能が発揮できるものであります。

秩父広域森林組合では、美しい森事業や水源地域の森事業等において、下刈り、間伐、獣害防護、竹林

伐採、搬出道の開設や皆伐から始める森の若返りなどの補助事業を行い、山の若返り、林業の再生を図っています。寄附した山林が、山林の機能が発揮できる林業本来のサイクル事業を行っている秩父広域森林組合で寄附を受け入れ、管理することが理想であります。寄附希望者においては、秩父広域森林組合で寄附を受け入れていますので、紹介をしたいと思います。既に数年前、皆野町野巻の山中集落の奥、破風山山頂東の谷、個人所有の山林2万2,000平方メートルの寄附を受け入れた実績があります。森林整備計画、森林環境譲与税については産業観光課長から、給付型奨学金の創設については教育長から答弁をいただきます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんから通告がありました質問事項1、森林の有効活用の1点目、2点目についてお答え申し上げます。

まず初めに、皆野町森林計画は5年ごとに作成し、10年を1期とし、町の森林林業の特徴を踏まえ、森林整備を促進するための基本的な考え及び水源涵養など、森林の持つ機能を発揮させるための計画です。主な内容といたしましては、間伐及び保育の促進、路網整備、林産物の利用の促進等、林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を促進していきます。

次に、森林環境税（仮称）でございますが、平成36年度から森林環境税（仮称）の課税開始に伴い、新たな森林管理制度の施行にあわせ、平成31年度から35年度まで譲与されます。用途といたしましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等、森林整備及びその促進に関する費用でございます。なお、今後国から細かい用途が示されますので、関係機関と協議しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 11番、内海議員さんから通告いただきました質問のうち、2項目目、給付型奨学金の創設についてのうち、現在の制度の概要、貸し付け及び返済の状況等についてまずお答え申し上げます。

現在、当町で実施している奨学金制度は、育英奨学資金貸与条例に基づき、高等学校以上の学校に在学する者に無利息で学資を貸与するものでございます。現在の奨学資金の貸与等の状況でございますが、貸与中の者、20名、返済中の者、36名、貸付残高は7,556万円でございます。本年度貸与を行った20名はいずれも大学生で、私立の6年制大学、3名、いずれも薬学部です。私立の4年制大学、14名、私立の短期大学、2名、公立の4年制大学、1名となっております。貸与条件ですが、高等学校以上の学校に在学する健康な者、保護者が引き続き1年以上皆野町に居住していること、保護者に町税の滞納がないこと、保証人を得られることとなっております。所得制限は設けておりません。

学資の貸与額は、在籍する学校により異なり、高等専門学校を含む高等学校は国公立の学校について、月額1万円、私立の学校について、月額2万円、次に短期大学を含む大学は国公立の学校については、月額2万円、私立の学校については、月額3万円となっており、前期と後期の2回に分けまとめて貸与しております。なお、本年度の貸付額は708万円でございます。返済につきましては、卒業後1年経過後から貸与期間の倍の期間で返済することとしております。したがって、月当たりの返済額は貸与を受けた金額の半分となります。返済につきましても、貸与と同様前期と後期の2回に分けて、6カ月分ずつ納入いただいております。滞納状況でございますが、既に納期が到来したものにつきましては、未納はあり

ません。

続きまして、通告の2項目め、給付型奨学金制度の考え方についてお答え申し上げます。議員さんご指摘の給付型奨学金制度につきましては、人口減少対策や地域人材の確保、教育の機会均等の観点から意義のあるものと考えております。しかし、実施に際しましては、対象者の選定基準の設定や費用対効果の検証など、多くの検討事項がございます。奨学金の返済補助も含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

何点か再質問させていただきたいと思うのですが、まず最初に森林の関係なのですが、新たな森林管理制度のもとで収益の配分について、林野庁は低コスト化や国事業の活用を進めれば、市町村の計画に基づき経営者に管理を委託した場合、所有者に1ヘクタール70万円程度が支払われると、このような試算を行っております。この森林管理制度というのは、所有者が管理できない森林の管理を市町村が受託して採算が合うと見込まれる森林は、新たな経営者に委託すると。その際、市町村は配分計画を策定して、木材販売の収益を経営者と所有者にどう配分するかを盛り込むことになっているようです。しかし、木材の供給がふえて価格が下がった場合が想定されるわけなのですが、こうした仕組みがそういった場合については成り立たない。そうしたことも危惧されているようですが、いずれにしても共有林や私有林の所有者にとって、少しでも収益が上がるというか、つながるような森林の活用、こういった点についてお考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

また、森林環境譲与税がどの程度入ってくるかわかりませんが、この間いろいろ常山議員も含めて地域づくりの協力隊、そういったような特別職というか、臨時職員というか、一定の賃金を保証する中で、なおかつ継続して林業に携わることができるような、そういった組織なり担い手づくり、こういったことを検討していく必要があるかというふうに思います。森林環境譲与税、正式には2019年度からということになるかと思うのですが、それに向けて検討していく必要があるかと思うのですが、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

また、共有林等の受け入れについてであります。町として、町有林として管理していくために寄附を受け入れるということについては不可能といいますか、それこそ現在の町有林自体も行き届いた管理ができないということで、町長のほうから答弁されているわけなのですが、そういったことで森林組合等が寄附を受け入れているということなので紹介したいという、そういった答弁なのです。現在の町有林の面積と、そのうち人工林が占める割合、また町有林の活用について、余り森林自体を有効に活用するような考えは出ていないようなのですが、いずれにしても関連しまして、今議会の議案第19号の一般会計補正予算第6号の6ページに示されております立ち木売払収入、約520万円が計上されておりますが、この内容についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 内海議員さんの再質問にお答えいたしたいと思っております。

先ほど内海議員さんが申されましたように、新たな森林整備計画といたしまして、国のほうにおきましても森林環境税（仮称）の譲与の関係に基づきまして、新たなものを創設してございます。先ほど言いましたように市町村が森林管理の委託を受けて、意欲と能力のある林業者に譲るといようなお話もござい

ます。これにつきましては、町のほうで計画を立てる必要がございます。これをどういうふうに計画を立てていくかというような形を、今後細かい詳細が来ましたら検討していきたいと思えます。

なお、先ほど申されましたように、自然的条件から見て経済のベースで森林管理が行う困難な森林について採択ができる。森林の活用についても、そこがどこまで見きわめられるかがあろうかと思えます。先ほど申されましたように、木材の低下等もございまして、そこを引き受けた場合に、そこでどれだけの効果があるかというような問題もあろうかと思えますので、そこにつきましても今後協議をしてまいりたいと思えます。

もう一点の環境譲与税（仮称）の関係でございますけれども、担い手の育成等もございまして、今、秩父地域森林林業活性化協議会におきましても、この内容等も検討しておりまして、県内の事業所がございまして、そちらに行っている方に対して補助を行っております。この（仮称）譲与税が来るというようなことになると、その辺の関係につきましても関係機関と協議をしながら検討をしていかななくては行かないかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからご質問がありました町有林の状況についてお答えさせていただきます。

まず、町有林の面積ですけれども、これは28年度の決算書に載っている数字でございます。町が所有しているもので、うち直営林58筆ございまして、24万23,34平米、それから貸付林、これは分収林も含まれますが、36筆、67万7,002.57平米、合計で94筆、91万7,025.91平米となっております。うち人工林の占める割合ということですが、その割合については把握してございませぬが、ほとんどが杉、ヒノキというような状況になっているかと思えます。

それから、この後ご審議をいただきます議案第19号の補正第6号に計上してございまして立ち木の売払収入でございます。これは町が県と分収林契約を結んでいるものにつきまして、入札が成立をいたしまして、立ち木の売却が成立してございまして、それを予算に計上してございまして、金額にいたしましては521万4,000円です。これは県造林として立ち木を売り払いいたしまして、所在地につきましては大字下田野、字程ノ原というところになります。大まかな場所といたしまして、下田野ですが、三沢にかなり入り込んだところで、丸山神社の南側といいますか、ほぼ三沢に近いような場所になります。ここの立ち木の売り払いが成立したことから、補正の6号に計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 共有林なり私有林の寄附の関係なのですが、町長のほうから町の管理に受け入れたとしても、管理が行き届かないというのが大きな理由のようなのですが、それ以外の理由があるのか。例えば共有林なり民有林を町有林にした場合、固定資産税がかけられないというか、非課税になってしまうとか、そういったこともあるのか。ウエートの的にはどちらが大きいのか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今、内海議員さんがおっしゃるとおりでございまして、町有地にした場合には固定資産税がいただけないという、こういうことでもございまして、それから、森林組合で受け入れてくれるということでございまして、森林組合に受け入れていただいた場合には固定資産税はいただけると、

こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思いをします。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） まとめたいと思うのですが、いずれにしても所有者にとって木材の収益で生活が成り立つと。また、森林の維持管理ができるようになるのには、やはり国の施策、これが一番重いウエートがあるとは思っています。そういったことで国による林業施策の充実、これの充実についてきちんと上のほうに求めていくしかない、このように基本的には思っています。

また、森林環境譲与税等を活用しました特別職職員というか、そのような立場でこれからの林業に携わってもらう方には、半公務員と言ったらちょっと言葉があやふやなのですが、一定程度生活資金を保証する中で、長期にわたって林業に携わってもらう。そういった組織なり担い手づくりを力を入れていくしかないのかなというふうに私は思っています。ぜひそういった組織の立ち上げ、検討を進めていただきたいというふうに思います。

また、今後、現在のような過疎化なり未婚化や少子化が進む中で、相続人も当然減少しているわけです。山林のみならず、相続放棄なり所有者不明の不動産、これはますますふえる状況にあらうかというふうに思います。ぜひそういったことでは、例えば相続の手続等進めていない、そういった世帯もあらうかと思うのですが、ぜひ広報等を通じまして、そういった相続の手続等もきちんとやっていただくような周知といたしますか、そういったことを機会あるごとに取り組んでいく必要があらうかと思っておりますので、これらについてもぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

また、寄附により町の資産になった場合、固定資産税の減収や、また先ほど町長が言っていますように、その資産の管理に関するコストというのもふえる。そういったマイナス面だけが先に出てくるような感じがするのですが、先ほど総務課長のほうからも答弁いただいているのですが、やはり立ち木の売払収入等も今回約520万円、そういったプラス面といたしますか、今後においてもプラス面に転じる、そういうケースもあるわけですから、所有不在、所有者の不明の不動産や、また相続放棄によって、みすみす国家にその不動産が帰属されるということではなくて、町としても受け入れて有効活用ができるように、ぜひ要望させていただきたいというふうに思います。

次に、給付型の奨学金の関係なのですが、教育長のほうから答弁をいただきました。現在の育英奨学金の貸し付けの貸与条件なり、また貸与金額なり、貸与者数について答弁をいただいたわけなのですが、以前でしたらたしか数年前まで、それ以上前ですか、高校生の貸し付けもあったかと思うのですが、現在は全て大学生ということのようです。これは数年前になります、民主党の政権になった当時、高校の授業については無償化になりました。国公立ですけれども。そういったことが関連しているのだと思いますが、今は高校生の貸付者はいないということにつながっているかなというふうに思います。そういった点では、高等教育の無償化、そういったことを本来なら国としては優先すべき課題かなというふうに私は思っております。

そして、返済につきましても、現在滞っていないということであるようです。しかし、給付型の奨学金の制度化については、これは教育長のほうからの答弁だったのですが、必要性はわかるけれども、対象者選定の基準や、また費用対効果の検証なり、それらも含めて慎重に検討していきたいという答弁だったわけなのですが、主に慎重の重点的なところ、どういったところが慎重に対応する点、ウエートの強いのか、この点がありましたらお聞きしたい。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 内海議員さんの再質問にお答えします。

国で考えている奨学金は、主に機会均等を満たすものであると。もし町で考えるならば、ある意味定住促進、地域人材がとどまってほしいという、そういった意味合いがありますので、費用対効果を検証できたら、そういったことを考えながら近隣市町村の動向も踏まえて検討していきたいと考えている次第です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

教育長のほうから答弁いただいたので、それこそ費用対効果、余り私はこの言葉は使いたくないのですが、将来の人口減少対策としても卒業後町内に居住することを条件に給付型の奨学金、この辺をぜひ絞った形になろうかと思うのですが、検討していただきたい。というのは、先ほど若林議員からも質問が出されておりましたが、この間、平成26年度から子育て世帯等の定住促進事業の補助金、この3年間で平均して年間2,145万円、こういった補助を行ってきております。そういったことを含めまして、こうした事業と同様に卒業後の定住促進なり人口減少対策としても給付型の奨学金、ぜひ検討を図ってほしいというふうに思うのですが、これは町長のほうになりますか。制度的なことになりますので、ありましたらご答弁いただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 十分検討してまいりたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

細かいことになるのですが、皆野町の育英奨学資金貸与条例の第17条で、返還の免除という項があります。ここに、例えば卒業後貸与年数の2倍以上町内に居住した場合には、返還金の全額を免除すると。こういった改正を図ることによって、限定的ではありますが、実質的に給付型の奨学金として支給することになろうかと思っておりますので、ぜひこの条例の改正も含めまして、給付型の奨学金の制度化を検討するよう、町長のほうからも検討したいという答弁いただいておりますので、ぜひよろしく願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時11分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第1号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よつて、議案第1号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第1号から議案第24号までの24件、同意第1号、2号の2件、以上26件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願ひます。

それでは、これより日程に従つて議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、議案第1号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第1号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付に係る利用者負担額等のうち、教育認定子供の利用者負担額を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 議案第1号 皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例についてご説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の施行に基づいて、幼稚園や認定こども園など新制度の施設を町在住者が利用する場合の利用者負担額、保育料を定めるものでございます。なお、本条例では、幼児教育を利用する際の利用者負担額について規定いたします。

条例案1ページをごらんください。第1条、趣旨、第2条、定義は、法に基づき利用者負担額を定める

旨の規定でございます。

第3条、利用者負担額は、その世帯の所得、課税状況に応じ、階層を設けて定める旨の規定でございます。

第4条は、条例の施行にかかわる細目等については、別途教育委員会規則により定めることを規定したものです。

附則、第1項は、本条例の施行期日、第2項は既存の皆野町立皆野幼稚園保育料徴収条例について、本条例の適用を受けるよう一部改正する旨を定めるものでございます。

続いて、2ページをお開きください。第3条に基づき、利用者の世帯の所得課税状況に応じ、利用者負担額を定めた表でございます。表の左の欄は、各階層区分の定義、中央の欄に認定こども園等の利用者負担額、右の欄に皆野幼稚園の利用者負担額を記載しております。まず、第1階層は、生活保護世帯等の階層でございます。利用者負担額はゼロ円となります。第2階層は、町民税非課税世帯及び町民税所得割非課税世帯の階層で、利用者負担額は1,500円となります。

続きまして、3ページをごらんください。第3階層以降、認定こども園等は町民税所得割額に応じ、第3階層7,000円、第4階層1万200円、第5階層1万2,800円となり、皆野幼稚園は第3階層から第5階層まで全て現行の4,200円となっております。なお、中央の欄の認定こども園等の金額は、国が示す上限額の半額を目安に設定しております。また、右の欄の皆野幼稚園につきましては、利用者の負担急増を避けるため、現行の保育料と同額である4,200円を上限に設定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 新たな条例を制定することなのですが、その背景というか、理由について。特に、これから国のほうとして幼児教育の無償化が今検討されているわけなのですが、それとの絡みがあるのかどうか。

それと、説明の中で理解したのですが、幼稚園の保育料の徴収条例、これは一部を改正して残すということなのですが、保育料については、保育料の金額なり減免措置等は従前と変わらないということで理解してよろしいのか、この2点。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） まず、条例化したことでございます。

これまで子ども・子育て支援法に基づく教育認定、1号認定、子供の利用者負担額を規定する条例等がなく、唯一皆野町立幼稚園保育料徴収条例において、皆野幼稚園の保育料を定めるのみでありました。本条例の制定により、認定こども園を含む全ての教育認定子供にかかわる利用者負担額を定めるということで条例化したものでございます。

それと、無償化との絡みというところまでは、まだ今の段階ではわかりません。

それと、減免措置の関係でございます。減免措置の関係につきましては、変更がございます。そちらにつきましては、また規則のほうでうたっておるのですけれども、説明いたします。旧制度の減免措置につきましては、中学生以下の子供から数えて3人目以降は無料、それから市町村民税非課税世帯、それから所得割が非課税という方につきましては、在園1人目が2万円減額、2人目からは2万5,000円減額という減免になっておりました。新制度になりますと、18歳未満の子供から数えて2人目が半額、3人目以降

は無料、ひとり親世帯、在宅障害者のいる世帯、生活困窮世帯のうち市町村民税非課税世帯はゼロ円、それから所得割が7万7,100円以下の方につきましては3,000円と、2子以降は無料ということになっております。それで、現行の減免規定に比べて、新規定は軽減内容と対象者の範囲を広げたものになっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 先ほども一般質問の中で触れたのですが、国のほうで考えている幼児教育なり保育の無償化の関係、これは3歳から5歳児については、認定の保育園なり幼稚園なりこども園については、保育料なりは無償化だと。ゼロ歳から2歳については、非課税世帯のみ対象にするというような、そういったことで動いているということであろうかと思えます。私は、これはそういった幼稚園、保育園の幼児の無償化を前提にした法改正に関連した内容かなというふうに理解しているのです。というのは、例えば皆野幼稚園の場合は3歳児からですから、全て世帯の収入に関係なく無償化だというふうに思えます。ただ、例えば明星保育園なりそういったところで、ゼロ歳から2歳児を預けた場合、ここは非課税世帯のみということになると、かなり対象から外れるのではないかというふうに思えます。例えば皆野幼稚園の3歳から3、4、5、ここは全部無料化の対象に今のままで行ったらなるかとは思いますが、国のほうも非常に複雑になると思うのです。こういった形で無償化、では国のほうでどういうふうに負担するか。特にゼロから2歳児を抱える保育園等、ここについては厳密に非課税世帯に絞って無料化にすると。

私は、こんなことをしないで、全て幼児は子ども手当を復活して、一律3万円の手当を支給する。そういうふうにしたほうが、よほど自治体にとっても事務処理を含めてやりやすいのではないかというふうに思うのですが、これは自民党なり公明党さん、当時の民主党の政権が子ども手当1カ月1万3,000円でやったことに対してもクレームをつけて、ばらまきだということを主張したものですから、子ども手当を復活なんていうことは口が裂けても言えないと思うのです。だけれども、いろんな行政面を考えた場合、そのほうがすっきりして私はいいと思うのですけれども、大変これは複雑になると思うのです。それに関連した所得というか、階層別のあれが、既に前段としてなされているのではないかというふうな気がします。そういったあれは特に関連しないということなのではないでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 先ほどの私の回答のほうで、ちょっと認識不足のところがありました。

幼児教育の無償化の段階的推進の内容が含まれているものということになっていきます。先ほどの施行規則で定める減免がその内容であるということで、現行と同じか、利用者によっては安くなるということになっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） ほかに質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） この条例の中で、教育認定子供という言葉があるのですけれども、この教育認定子供というのは小学校就学前の子供全部がなるのですか。どこを認定するのかをお伺いしたいと思います。

それから、またその中の言葉で支給認定保護者という保護者があるかと思えますけれども、これは先ほど内海さんのほうから質問のあったような中の階層別を認定するための支給認定保護者という言葉がある

のですけれども、この意味を教えてくださいたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどの小学校就学前の子供というところがございます。それと、支給認定保護者というのは……

〔「3条」と言う人あり〕

○教育次長（設楽知伸） 教育認定子供につきましては……

〔「議長、休憩」と言う人あり〕

○教育次長（設楽知伸） では、ちょっと調べたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

教育認定子供とは、3歳から5歳の幼稚園や認定こども園を利用する子供です。幼児教育の子供が1号認定、保育の2号認定と3号認定、その3種類の方がございます。認定保護者につきましては、認定子供の保護者となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） はい、わかりました。教育認定子供の要するに保護者が支給認定保護者になるわけですね。その支給認定保護者の属する階層となっているけれども、これは先ほど内海さんの質問にあったかと思うのですけれども、所得や何かで認定をするのですか。支給認定保護者を区分するのですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） まず、最初に生活保護世帯というところがございます。それから、その下の階層が市町村民非課税世帯、こちら所得割非課税世帯を含む。その次の階層が市町村民税所得割税額が7万7,100円以下、その次が市町村民税所得割税額が21万2,000円以下、その下が市町村民税所得割税額が21万200円以上という5階層になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 大体わかりました。ということは、支給認定保護者の属するということになると、先に教育認定子供の保護者がこの支給認定保護者に分けられて、それで今度は要するに負担額が決まると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） そのとおりでございます。

以上です。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 大変細かいことなのですが、議案の名称、これについては皆野町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の制定についてという、そういったタイトルです。ただ、これを見ますと非常にわかりづらいのですが、施行期日の1の後に（皆野町立皆野幼稚園保育料徴収条例の一部改正）という項で出てきているのです。これも含んだ議案の提案になろうかと思しますので、正式にはこの条例の制定について及び皆野町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正についてというのが正式な議案名称になるのではないかと思います。というのは、議案3号、これは両方とも一部改正ということだから、こういうふうにしたのかもわからないのですが、皆野町役場課設置条例及び皆野町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例と、こういうふうになっているわけです。（皆野町役場課設置条例の一部改正）と、また2条の上に（皆野町総合振興計画審議会条例の一部改正）と、こういうふうになっているわけです。非常にわかりづらいなという。こういうふう提案されてしまったのだからやむを得ないのですが、今後ぜひ注意していただきたいと思うのですが、その辺の見解ありましたらということと。

あと細かいのですが、これはあくまでミスだと思うのですが、新旧対照表の改正後の第4条、参考資料だから大したことはないのですけれども、直しておいてください。「保育長」となっていますが、これは「保育料」の間違いだと思うのですが。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 先ほどの一部改正ということなのですが、実際こちらの今回提案した新規の本条例によって影響を受ける条例につきましては、附則で改正するということがありましたので、そちらのことで附則で改正と、新しい条例の制定によりまして影響を受ける条例の一部改正という形で、今回上程させていただきました。

それと、新旧対照表のほうにつきましては、間違いを訂正して処理したいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） ほかに。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 2ページ、別表第3条関係の下のほう、第2というところで、このあたりにうたわれているのですけれども、要するにこういった例えば第2の階層だと1,500円徴収するとか、両方1,500円徴収するとかという表になっていますけれども、これを読んでいくと、当該年度分で4月から8月までの利用に関しては、前年の所得割みたいな住民税の均等割とか、そういうので4月から8月までは来ると。8月より以前に当該年度のその方の所得が変更する余地があつて変更されると、保育料が変わってしまうと。下がる場合もあるといえはあるのだろうけれども、上がる場合もあるという、年度の途中で。

こういう、今いろいろ変わらざるを得ないのしょうけれども、こんなの前の年度の所得で一律その次の年度は通してしまえば、世話のないような気がするのですけれども、また8月ごろそんな見直し作業なんかやって、そんなにメリットはないような気がする。煩わしいだけで。前の年度でやるということにしておけば、何の問題もなくすばとっていく。7月だかそこらで、もっといろいろやってもらわなければならないことがあるような気がするけれども、煩雑な事務作業が。また、変わる人も変わらない人も全部こらで見直すのだとすれば、そんなデメリットはないほうがいいのかと考えて、いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） こちらにつきましては、国の基準を使っておりますので、一番左の部分についても国の基準です。町のほうで定めるところにつきましては半額ということで、こちらは各市町村が定めてよいということになっております。なので、一番左側のところにつきましては、国の基準をそのまま使っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 半額とか何とか、そういう話ではないですよ。要するにこのところを読んでいくと、どうも8月ぐらいで年度の途中で保育料の階層の見直しにかかわる見直し作業があるという、それを言っているのです。そんな作業はしないで、年度の初めの所得で1回値段を決めたら、保育料の階層が上がろうが下がろうが前の年でやりますと決めてしまえば、事務作業が少なくなる。それは行政改革にも通じるし、利用者が一々そこでまた書類を送ったりなんかして、利用者に階層が変わりますよ、来月から前年度所得が改めて5月ごろ確定したのがふえたので、保育料の階層が変わりますよという通知を含めて、いろんな作業が発生する。そんな面倒くさいことはしないように決められないのかという、そういう話をしているのです。だから、もしこの辺で町で決める裁量権があるのであれば、そんなのは取り払って前年度の所得でこれを決めていくと。多くの参与席の皆さん、うなずいておられますよ、わかっていただいて。そんな難しい話ではない。いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

こちらの表記されていますように、4月から8月までは前年度の町民税を基準として、9月以降は当年度の町民税を基準としています。当年度の町民税が決定するのが6月ということになりますので、最新の課税状況に応じるためということで、こちらは国の決まりということになっているようです。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 国の決まり、こんな面倒くさいことを国がやらせるということになりますね。だって、普通の税金は前年度の所得をもとにばちっと出て、1年間それで通す。その考えの延長線上でいけば、保育料を前年の所得で決めてしまおうと。そのほうがすっきりするような気がして、もし意欲があったら国に一言言ってもらって、しち面倒くさいことをやらないほうがいいのではないかと。でも、国会なんか聞いていると、官僚は逃げるのがうまいから大変だと思うけれども、そんなところですかと。だから、そのように国が決めたのだということで理解を現時点ではせざるを得ない。でも、そういう方法がとれないかなというところです。

以上です。

○議長（大澤金作議員） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第8、議案第2号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、指定居宅介護支援事業の基準等を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第2号 皆野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

今回の条例制定に当たっての現行の国の基準、厚生労働省令でございますが、既に詳細な基準が定められておりまして、その基準に基づき必要なサービスの提供等がなされているところでございます。町内で関係する事業所としては5事業所ございますが、これらの事業所は現行の国の基準により、適切な人員配置と適正な事業運営が行われております。したがって、条例制定に当たっては、現行の基準どおりとし、町独自の基準を加えないで制定をするものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページの目次をごらんいただきたいと思います。第1章から第5章までの章立てになっております。第1章は総則、第2章は基本方針、第3章は人員に関する基準、第4章は運営に関する基準、第5章では基準該当居宅支援の事業に関する基準を規定しています。

第1章、総則、第1条でございますが、この条例は介護保険法の規定に基づき、当該事業の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。居宅介護支援とは、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーがケアプランを作成したりサービスを提供する事業所と連絡や調整を行うものでございます。

中段から2ページにかけて、第2章、指定居宅介護支援の事業の基本方針、第2条でございますが、利用者に適切なサービスが提供されるよう基本的な事項を定めるものでございます。

次に、第3章でございますが、居宅介護支援の事業の人員に関する基準を定めるものでございます。第3条は、従業員の員数を常勤の介護支援専門員を1以上とし、第4条では管理者の設置について規定して

おります。

次に、第4章でございますが、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を定めるものでございます。運営に関する基準は、第5条から13ページの第30条まで、介護支援専門員の職務や運営全般について規定しております。

13ページの下段をお願いします。第5章は、基準該当居宅支援の事業に関する基準を定めるものでございます。基準該当とは、一定水準を満たすサービス提供を行う事業所について、市町村が認める場合は保険給付の対象とするもので、指定の基準とほぼ同内容でございます。

14ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例の施行期日は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。ただし書きの規定は、厚生省令で同年10月1日から施行することと規定されております。

第2項の経過措置でございますが、事業者が新基準に対応するために一定の期間を必要としているもので、厚生省令の規定に準じております。

第3項は、皆野町地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

第14条中の厚生省令の引用箇所と第93条第2項中の県施行条例の引用箇所を、それぞれ本条例の引用に改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） この条例につきましても新たな条例の制定ということだと思っておりますが、介護サービスを受けるのには、被保険者と、また介護事業所との契約になろうかと思えます。その間にはケアマネジャーとか、そういった方が指導とかそういうのは当然されると思っておりますが、事業者と被保険者との間でどういった内容のサービスを受けるかというのは、契約になると思っております。そういうことがありながら、あえてここで条例で指定の居宅介護支援事業の基準を町の条例で定めなくてはならない。そういった理由についてお聞きしたいと思います。当然介護保険が適用されるという理解でいいのか、その辺も含めて。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

この条例の制定につきましては、平成26年の法改正によりまして、平成30年4月1日から県から町にこの権限が移譲されるということになっておりまして、今回権限が移譲されるに当たりまして、町で条例を定める必要があるということでございます。もちろん介護保険適用ということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 先ほど説明の中で、これの対象になる事業所が5カ所あるというように聞いたのですけれども、その5カ所はどこだか、ここでは言ってもらえるのですか。それをお伺いします。対象の事業所。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

順不同で申し上げますが、事業所の名称でございますが、埼玉医療生活協同組合皆野病院、社会福祉法人みなの福祉会悠々湯ホーム、富田建設株式会社居宅介護支援事業所、清水、もう1カ所が居宅支援事業所ふきのとう。最後の居宅支援事業所ふきのとうにつきましては、現在休止状態というふうに連絡を受けております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。わかりました。

○議長（大澤金作議員） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第9、議案第3号 皆野町役場課設置条例及び皆野町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第3号 皆野町役場課設置条例及び皆野町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度より新たな課を設置したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第3号 皆野町役場課設置条例及び皆野町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表によりましてご説明をさせていただきますので、ごらんいただきますようお願いいたします。平成30年4月1日から、主に企画政策部門、地方創生の推進、広報広聴などを所管するみらい創造課を新たに設置するというものでございます。

上段の第1条関係、皆野町役場課設置条例の一部改正ですが、第1条中「総務課」の後に新たに「みらい創造課」を加えるものでございます。

下段の第2条関係、皆野町総合振興計画審議会条例の一部改正ですが、第7条中審議会の庶務を、現在の総務課から新たなみらい創造課に改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、附則ですが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第3号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。この新しい課をつくることには、大変私も賛成しているところですが、聞くとところによると、課長には県から課長を招聘するというような話も聞いているのですが、どういう方向で進んでいくのかお尋ねします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 宮原議員さんのご質問にお答えします。

お話のように県職員の派遣を要請し、派遣になるということでございます。ちなみに、課長として配属したいと思っております。以下、3名の職員を配属して、職員としては計4名ということで予定しております。その他地域おこし協力隊2名を募集し、採用した段階において、みらい創造課に配属したいと。合わせて6名体制で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 県から課長を招聘するということだと思えますけれども、その課長はどういった職種の方を招聘するのか。あるいはまた、まだ招聘が正式に決まっていなかったら、何も町の職員だって立派な課長がいっぱいいるのだから、できると思います。その辺のところの判断をもう一つお願いします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 特に人口減少、端的にはその対応策ということで地域創生のエキスパートを町としては要請し、対応することが、一番効果があるということの判断から、県のほうへ要請しております。県からは派遣をできるというような形でございますが、どんな職員というのは、まだ具体的にははっきりしていません。いずれにしても新しい課が機能的に活動、事業ができるような課にしたいということから、県の職員を要請したということでございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今、宮原議員からの質問と関連もしますけれども、私も県から派遣するのではなくて、やはりこの町にいる職員、町の事情もよくわかっているわけですから、そういう方を課長にしてやっていただきたいというふうに思うのですが、まだ決まっているわけではないのですよね、その課長候補者という県から来るといふ方は。ということなので、その辺はどうでしょう。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 今、お答えしたとおり、派遣は決まっています。ただ、人物はまだ決まっていないと。連絡がないということでございます。結局、埼玉県内、全国でございますが、まちづくりというのですか、広く情報収集できている県の職員をお願いすることがベターだろうということでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私も一般質問の中で、新しい課をつくって町の活性化、人口減少を食い止めるためにしっかりとやってほしいということで質問したことが、こういうふうの実現になって大変よかったと思うのですが、新しい課にすごい期待はするのですが、事情をよくわかっている課長、そういうリーダー的な方に来てもらうというのは、私は不安をちょっと今感じたところなのです。ぜひ町長と副町長に要望しておきたいのは、新しい課ができて、若い職員が頑張っているような発想をしてくれると思うのです。そういうのをぜひ失敗してもいいからやってみろというぐらいの、そういう気持ちで職員に力を発揮していただけるように、温かくこの課を見守ってほしい。それには、この県から来る課長がちょっと不安なのですけれども、ぜひこういう新しい課ができて役場も活性化されて、職員がさらにやる気を起こしても、町が活性化するように要望しておきます。ありがとうございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） ほかにございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） みらい創造課の組織陣については、副町長のほうから県から派遣される課長を含めて4名、その後地域づくり協力隊員2名プラス、6名体制ということで説明があったのですが、業務内容について総務課長のほうから、企画部門なり広報広聴部門、あとは総合振興計画等というふうに説明されたのですが、もう少し細かく業務内容がわかりましたらお聞きしたいと思いますし、また課の設置場所、どこを予定しているのか。また、関連するのですが、平成30年度の新規採用の内定者、何人なのか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 11番、内海議員さんからの質問にお答えいたします。

新たに設置されますみらい創造課の事務内容についてですけれども、申し上げます。総合振興計画に関すること、これは現在の企画政策防災担当から移管をいたします。町政の重要施策の企画に関すること、これも同じでございます。それから、新たに地方創生に関すること、これを規定いたします。それから、地方分権に関すること、これも同じく総務課からの移管になります。行政改革に関すること、これも同じく総務課からの移管でございます。行政組織に関すること、これも同じく総務課からの移管です。それから、先ほど申し上げましたように広報広聴に関すること、これも総務課からの移管になります。それから、空き家バンクの登録、相談に関すること、これにつきましては地方創生との関係も深いことから、現在産業観光課で担当しておりますが、これにつきましても新たなみらい創造課に移管をさせていただく予定でおります。

課の設置場所でございますが、役場庁舎2階東側の奥になりますが、今現在は職員休憩室という形で1室を使っております。設置場所といたしましては、この場所を新たな事務所として設置する予定で考えております。

それから、平成30年4月の新規採用予定人員ですけれども、一般職員追加募集を先日いたしました、追加募集も含めまして6名採用予定でございます。それから、保健師1名、それから社会福祉士1名。た

だ、この1名につきましては、この3月に資格が取れましたら合格、採用という形になっておりますので、合計では8名を今現在では予定をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

それで、最近会議も頻繁に行われているみたいなのですが、みなの魅力・発掘創造会議、この部分も所管するのでしょうか。

それと、設置場所についてなのですが、2階の会議室ということの説明なのですが、少なくともこれからの皆野町の未来を創造していく場所としては、イメージ的にも会議室の中に閉じこもってしまうような感もなきにしもあらずというか、もう少し未来が見られるように、また町民なり役場庁舎内でもオープンなそういった場所が、適当な場所がないから、ここにとりあえずということだと思っておりますが、今後検討する考えがあるかどうか。この2点。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のみなの魅力・発掘創造会議、これの事務局についてということですが、やはり地方創生を担当するみらい創造課が担当する予定であります。あわせて、まち・ひと・しごと創生推進委員会、この事務局につきましても、同じく新たなみらい創造課で担当する予定でございます。

それから、設置場所についてですが、内海議員さんご指摘のとおり、内部でもカウンター方式で開かれた場所に新しい課を設置したほうが良いという前提で検討してはいたしましたが、先ほど副町長が申しあげましたように、地域おこし協力隊員を含めると6名という人員になります。今の課が設置されている状況の中で、新たに机、それから書類を入れるキャビネット等を現状で配置できるスペースが確保できないということから、まずは今申しあげた休憩室に設置をするということで検討させていただきました。設置場所につきましては、新たな業務が始まった以降、その状況を見てまた判断をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。他に。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 新しい課ができると。みらい創造課というなかなかいいネーミングのような気がいたしますけれども、このネーミングはどのような過程で決まった名前なのでしょうか。

もう一点、県の方が課長に来られるということですがけれども、県の方は多分県からのお給料でお勤めになるという感じでしょうか。もしそうだとすると、皆野町のラスパイレス指数とか心配してしまう部分が生じるのですけれども、その辺のところ、2点お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

1点目、ネーミング、これから将来の皆野のということで、全職員、全課において募集しました。その中で最終的には町長と私のほうで選定しましたが、先ほどの議会の中でも宮田村、立科町、あの研修なども相当なヒントになりました。そういうことで皆野町の未来をつくり出す課と、あえて言えばそんな形でネーミングをしました。職員から募集したということでございます。先ほど、場所とか位置とかあります

が、中身で勝負したいと思います。

あとは、県からの職員の給料については町が負担です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると、ラスパイレスということでもないですけども、町の課長さんに合わせていただくということなのでしょうか。それでしょうかないのかな。その辺どうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） まだ派遣する職員が確定していませんので、どのような職種、内容の職員が来るかわかりません。現県職員の給料等もよく踏まえた形の中で、町の給料表で対応ということになろうと思います。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 立派な方に来ていただくことになると思うのですけれども、そんなわけで県の現状においては、多分それなりの厚遇でいらっしゃる方のような気がするから、そうなれば副町長、町長なりがうまく折り合いをつけて、いい線で折り合いをつけてもらうしかないということで。

最初のご答弁いただいた、自分はここにいる執行部でみんなで考えたという答弁が返ってくるかと思っただら、全職員という答弁いただいて、いいではないと思いました。自分もこのような名刺というのを持っているのですけれども、このようなスローガンで名刺に書いてあったりするので、ダブっていませんけれども、いい名前がついたなと思っています。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第10、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年の人事院勧告に準じて議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。平成29年8月に行われた人事院による勧告では、一般職の特別給、いわゆるボーナスについて0.1月分引き上げるとしております。このことから、議会の議員の期末手当につきましても、一般職員の給与改定とあわせて改正するものでございます。

第1条関係の改正は、引き上げる0.1月分を平成29年12月の期末手当に配分するため、第5条第2項中現行の「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

次の2ページになりますが、第2条関係の改正は、平成30年4月以降に支給される期末手当について、引き上げた0.1月分を6月と12月に0.05月分ずつ均等配分するため、第5条第2項中6月支給を現行の「100分の207.5」から「100分の212.5」に、12月支給を現行の「100分の232.5」から「100分の227.5」に改めるものでございます。

議案の2ページ目にお戻りください。附則、第1項、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から適用するものでございます。

第2項では、第1条の規定は、平成29年4月1日から遡及適用させるものでございます。

第3項では、本条例の改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、議案第4号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第11、議案第5号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第5号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

新たな特別職の報酬額として、農業委員会、農地利用最適化推進委員、地域おこし協力隊員の額を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第5号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。別表の区分欄2段目、農業委員会の報酬ですが、会長及び委員について、現行の月額報酬のほか、実績報酬として農地等の利用の適正化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で町長が定める額を新たに規定するものです。

その下、新たに農地利用適正化推進委員の報酬として、月額1万円、実績報酬として農地等の利用の適正化の推進の実績に応じ、予算の範囲内で町長が定める額を規定するものでございます。

次の2ページになります。新たに地域おこし協力隊員の報酬として、月額16万6,000円を定めるものでございます。

議案の2ページ目にお戻りをいただきまして、附則として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 最後の表を見させていただきますと、実績報酬というのが今度は取り入れられるみたいで、予算の範囲内で町長が定める額というのが出てきますけれども、その前に最適化の推進の実績に応じというこの辺の判断は、判断基準みたいなのが、この人はよくやったという感覚的なものでいくのか、何かを1つふやしたとか、農地を何ヘクタールふやしたとか、基準があるのだからないのだから、その辺と、どのぐらいの予算を予定しているのか。この3つとも同じような文言で書かれていますけれども、どのぐらいの予算を予定しているのか。この実績の基準、お願いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんの質問にお答えいたします。

この実績報告書につきましては、農業委員会のほうが改選されまして、農業委員会による農地利用等の積極的な活動を推進するために、毎年農業委員会において活動計画を立てます。それに基づきまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員が遊休農地の発生防止、解消や担い手等の農地等の集約等の活動実績に応じて、国のほうから農地利用最適化交付金という交付金が支給されます。それに基づきまして、既存の報酬に追加して委員ごとに支給するものでございます。

ですから、委員さんの報酬につきましては、月額会長1万5,000円、委員さんと最適化推進委員さんにつきましては1万円、それに基づきまして、4月から3月の先ほど言いました事業の実績に基づきまして、国のほうに計画を出しまして認定されまして、国のほうで承認され、最終的に実績報告を出しまして、それに基づきまして認定されました額につきまして、委員さんごとから活動報告書をいただきまして、それに基づきまして年度末に支払うというものでございます。おおむねですけども、月額委員さんに報酬が上乘せされるというのが、今のところの試算でいきますと3,000円ぐらいかなという感覚であります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすると、その制度で農業委員会の今の活動が向上するわけですけども、それを当てにしないでやってくれそうな人ばかりのような気もするのですけれども、それでその書類をつくらうと。その書類がなかなかまたさっきの話ではないけれども、厄介な話になりそうな気がして、その書類は誰がつくるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 書類につきましては、事務局のほうで作成いたします。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 以上です。頑張ってください。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 地域おこし協力隊員16万6,000円ということなのですけども、正式には何月ごろから採用予定なのか。2名ということではお話がされているのですが。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの質問にお答えいたします。

現時点につきましては、地域おこし協力隊員、ことしの10月採用ということで今現在進めております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第12、議案第6号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第6号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年の人事院勧告に準じて、町長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第6号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、人事院勧告に準じて0.1月分引き上げるもので、先ほどの議案第4号でご審議をいただきました議会議員の期末手当の改正内容と同様でございます。

議案の2枚目をごらんください。第1条の改正は、引き上げる0.1月分を平成29年12月の期末手当に配分するため、第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

第2条の改正は、平成30年4月以降に支給される期末手当につきまして、引き上げた0.1月分を6月と12月に0.05月分ずつ均等配分するため、第6条第2項中6月支給を「100分の207.5」から「100分の212.5」に、12月支給を「100分の232.5」から「100分の227.5」に改めるものでございます。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定では、平成30年4月1日から適用するというものでございます。

第2項では、第1条の規定は、平成29年4月1日から遡及適用させるものになります。

第3項では、本条例の改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第13、議案第7号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第7号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年の人事院勧告に準じて、町職員の給与改定を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第7号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の5枚目に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。人事院の勧告では、民間給与額との格差0.15%を埋めるため、月例給を引き上げるとともに、特別給、ボーナスについても0.1月分を引き上げるというものでございます。

第1条関係の改正は、勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引き上げるもので、第17条の7第2項第1号中、現行の「100分の85」を「100分の95」に改めるものでございます。

その下、第2号では、再任用職員の勤勉手当について、年間支給月数0.05月分を引き上げるもので、現行の支給率「100分の40」を「100分の45」に改めるものです。

次の2ページから7ページまでが別表第1、行政職給料表の改正になります。初任給について1,000円の引き上げを行い、若年層についても同程度の引き上げを行う内容でございます。その他につきましては、400円の引き上げを基本としております。

8ページをごらんください。第2条関係ですが、平成30年4月1日以降に支給される勤勉手当については、引き上げた0.1月分を6月と12月にそれぞれ0.05月分を均等配分するため、第17条の7第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改めるものでございます。

第2号では、再任用職員の勤勉手当について、引き上げた0.05月分を6月と12月にそれぞれ0.025月分を均等配分するため、「100分の45」を「100分の42.5」に改めるものでございます。

議案の6ページにお戻りください。附則の第1項、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項第1号では、給料表の改正について、平成29年4月1日に、第2号では勤勉手当の改正について、平成29年12月1日に遡及適用させるものでございます。

第3項で、本条例の改正前に支給されている給与は、改正後に支給される給与の内払いとみなすものでございます。

以上、議案第7号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 1点だけなのですが、昨年4月1日の皆野町の職員の給与水準、ラス指数でどの程度なのか。また、恐らく現在も埼玉県内で一番最低のラス指数だと思うのですが、県内町村のラス指数の平均はどの程度か。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの質問にお答えさせていただきます。

平成29年4月1日現在の皆野町のラスパイレース指数ですが、89.2となっております。内海議員さんおっしゃるとおり、埼玉県では最低となっております。町村の平均ということでございますが、手元に資料がございませんので、確認をしてご回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 県内町村の平均のラスパイレース指数については、すぐ出ないですか。

では、休憩をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時45分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからご質問いただきましたラスパイレース指数についてお答えいたします。

埼玉県町村の単純平均という形になりますが、97.3でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

そうということで、県内町村平均と比べても約8ポイント弱低い状況にあります。昨年の3月議会の中でも宮原睦夫議員なり私のほうから、この関係については質問をさせていただいております。そのとき副町長のほうから答弁として、せめて90、100を目指して改善に努力しますと、こういった力強い答弁をして

いただいております。結果は89.2ということで、まだ90が超えられないと、そういう状況にあらうかというふうに思います。せめて県内町村平均に早く近づけるように、具体的にどういった改善策を図ってきているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 前回、改善をせめて90台にということでお答えしましたが、いろいろ調べましたら、大学卒業の初任給がずっと前から低かったと。そういうことから、国の初任給に去年は合わせたということがありました。それと、勤務成績によりますが、特別昇給を図ったということがございます。今後におきましても、勤務成績に応じた特別昇給も含めた形で改善を図ってまいりたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 向上に向けて努力されているということなのですが、昨年も申し上げたのですが、子育て日本一、教育日本一、日本一住みやすいまちを目指している皆野町であらうかと思っております。県内では最低、全国でも下から27番目、そういう結果が出ております。先ほど申し上げたように、いろいろな面で日本一を目指したまちづくりをされているわけですから、そこで働く職員の賃金水準が県内最低、全国でも下から27番目、ぜひ副町長が言われたように100を目指して、当面は県内町村の平均を目指して改善を図っていただきたいというふうに思うのです。

これは以前からも申し上げているのですが、やはり一番の障害となっているのは係長級の昇任試験、この辺が以前は大分ネックになっていたかというふうに思います。それらの見直しと、早い時期に主席主任への登用、また主査等への積極的な登用を図らない限り、根本的な改善には結びつかないのではないかとこのように思うのですが、この辺について考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんのご提案等踏まえて、適正、的確な改善に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそういった方向で、できる限り県内町村の平均に近づけるよう努力をさせていただきたいということをお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。この改定は、人事院勧告に基づいてということで、大方を見ますと、先ほどからずっといくのは上がる方向でなっているようなのですけれども、新旧対照表の8ページなのですが、勤勉手当、これで再任用職員以外の職員というところで、100分の95から改正が100分の90になる。それから、(2)のほうで100分の45が改正後には100分の42.5を乗じたということになっておりますけれども、これは簡単に言うと下がるのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、0.05月分再任用職員については上がることになります。その上がる分につきましては、第1条で12月支給につきまして100分の40を100分の45に上げております。これは29年度に遡及して上げるということでございますので、一旦0.05月分を上げて、30年度については0.05月分上げたものを、今度は6月と12月に均等配分して上げますので、40だったものを0.05月分上げて100分の42.5ずつという数

字になっておりますので、29年度につきましては12月で0.5、1回で上げます。30年度につきましては、6月と12月で0.025月分ずつ上げますと、合計で1年を通しまして0.05月分ということになりますので、0.05月分上がっているということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 上げておいて下げるということですね。実質的には0.5上がるということよろしいのですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） おっしゃるとおりでございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。

職員の給与を上げるということに対しては大変結構だと思いますが、前にラスパイレス指数について質問した経過があると思いますが、その中で隣の長瀬町とは約3万円違うという答弁がなされておりますけれども、それについては多少近づいたような気はいたしますが、やはり隣の長瀬町程度には皆野町もしないと、職員の覇気だってなくなりますよ。原資は幾らでもあるのです。温水プール1つよしたら3,000万円浮くのだ。そうすると、約2万円職員1人当たり確保できるのだ、原資は。ぜひひとつそういった方面からも検討をお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 答弁よろしいのですか。

○12番（宮原睦夫議員） 終わり。

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次会日程の報告を行います。

あす8日は午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。よろしくお願いいたします。

◇

◎散会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時58分

平成30年第1回皆野町議会定例会 第2日

平成30年3月8日(木曜日)

議事日程(第2号)

1、開 議

- 1、議案第 8号 国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第 9号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号 皆野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算の説明
- 1、議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明
- 1、議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算の説明
- 1、議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時01分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤徑子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	町民生活 課長	玉谷泰典
健康福祉 課長	浅見幸弘	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
教育次長	設楽知伸		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時01分)

○議長（大澤金作議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届け出はございません。



◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第1、議案第8号 国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

議案第8号 国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度からの国民健康保険の制度改正を踏まえ、既存の条例を全部改正して皆野町国民健康保険財政調整基金条例を制定するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第8号 国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定について議案内容をご説明申し上げます。

国保制度改革により、平成30年度から県が国保の財政運営の責任主体となり、財政運営等の中心的な役割を担うこととなります。その中で国民健康保険の保険給付費については、現在は町から直接国保連などに支払いを行っておりますが、平成30年度からの新国保制度では、県を通して支払いをすることとなります。町は県が定めた納付金額を県に対して国民健康保険事業納付金として支払い、その後、県から町に交付された交付金を保険給付費に充てる形となります。今後は県に支払う納付金の不足などにも基金を処分する必要があるため、現在の国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を全部改正するものです。

恐れ入りますが、2枚目をお開きください。全部改正後の条例の題名は、皆野町国民健康保険財政調整基金条例となります。

第1条は、国民健康保険財政の健全な運営を図るため、皆野町国民健康保険財政調整基金を設置する基金の設置規定となります。

第2条、毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める額とします。

第3条、基金の管理規定ですが、第1項は基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものです。

第2項では、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができると規定するものです。

第4条は、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入する運用益金の処理の規定です。

第5条は、処分の規定ですが、第1条の基金設置の目的である国民健康保険財政の健全な運営を図る場合に限り、処分することができるものと規定するものです。

第6条は、繰替運用の規定となります。

第7条は、委任規定です。

裏面をごらんいただきたいと思います。附則になります。条例の施行年月日は、新国保制度が始まる平成30年4月1日です。

第2項は、施行前の基金に属していた現金などは、改正後の条例に基づく基金に属するものとする規定です。

3枚目の参考をお開きいただきたいと思います。皆野町国民健康保険財政調整基金条例は、既存の国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例を全部改正して制定するものです。既存の条例と継続性があること、また題名、基金名など変わることから全部改正を行います。なお、全部改正の場合は、条例番号は新たにつけられることとなります。また基金名は、名義変更となります。

以上、簡単ですが、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それでは、2点ほど質問したいのですが、今度の新しい調整基金条例の第6条に繰替運用というのがありますが、これは具体的には、この基金を使ってどういう繰替運用するものなのか説明していただきたいのと、それから次のページの附則第2項に、この条例の施行前の保険給付費支払基金に属するものが、今度のこの条例の基金に属するというふうになっているのですが、この支払基金は今現在どのくらいあるのでしょうか。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんからの質問にお答えします。

1点目の第6条、繰替運用の規定ですが、この中で基金に属する現金を歳計現金繰替えて運用することができるとありますが、この歳計現金は町が保管する歳入歳出の現金のことを指しております。繰替えとは、基金からこの歳計現金に振りかえることです。また、繰り戻しについては、基金に振り戻すことをいいます。したがって、この繰替運用とは、基金に振り戻すことを前提として基金から歳計現金に振りかえて運用することをいいます。この判断については、町長が繰替えて運用することができると規定する

ものです。

続きまして2点目ですが、現在の基金の残高ですが、ことしの2月末現在の金額となります。7,050万4,587円、おおよそ7,000万円となります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今、町民生活課長のほうから保険給付費支払基金、2月末七千幾ら、だから1億50万円の残高があると思うのですが、その辺との違い、どういったことなのか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 先ほど、ことしの2月末現在の基金残額と申しました。ことしの当初予算におきまして、基金からの繰り入れを3,000万円予算措置しております。2月中に基金を取り崩して国保特会のほうに3,000万円繰り入れましたので、その金額が減額となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。先ほど保険給付費支払基金が、そのまま今度の財政調整基金のほうに入るという中で、第3条の基金に属する現金、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管をすることになって、その2項に必要なに応じて確実かつ有利な有価証券に代えることができるということになっていきますけれども、有価証券なんていうものは確実なものはほとんどないので、実際にそれを活用しているのかどうか、それからその確実かつ有価証券と称する有価証券は何に当たるのでしょうかお伺いします。

○議長（大澤金作議員） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（吉岡明彦） 10番、四方田実議員さんの質問に答えます。

現在、皆野町の基金の運用に関しては、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券、最も確実という言葉なのですが、実際に活用について定期預金、普通預金、預金を運用しております、現在有価証券のほうでは基金の場合には活用しておりません。ですので、今低金利が続いておりますので、確実で有利なというのは実際上、有価証券では活用していませんが、今後利率が上がった場合には、その有価証券のほうの運用も考えて検討していかなくてはいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） それはいいのですけれども、有価証券なんていうのは必ずもうかる、確実にもうかるなんていうものはほとんどないので、損も当然出るのです。ハイリスク、ハイリターンで、リスクをどっちも持つわけなのですけれども、もし損してしまったときにどうするのですかと、そういうことは想定していないのですか。

○議長（大澤金作議員） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（吉岡明彦） 皆野町の基金の場合のリスクのある投機目的の運用はなく、安全確実なものを基本としていまして、預貯金、定期なのですが、運用しております、ハイリスクの損した場合は想定しておりませんが、もし損失をした場合には……

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） いいです。実際に運用していないようなので、またやるときが来たようなときには、また質問します。

以上です。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○10番（四方田 実議員） いいです。

○議長（大澤金作議員） 他に。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 内海議員の関連質問になるかと思いますが、当初1億円ちょっとの基金が今年度あって、2月現在で取り崩されて7,000万円ほどという数字をお聞きしました。それは今年度末において、また1億円ぐらいに復活する見通しのものなのか、それが4月1日に移行になるとしたら新しい基金に、新設される基金のほうに移行になるとしたら、今年度末において取り崩してはいるけれども、現在、2月時点で取り崩してはいるけれども、3月末においては、また取り崩し分がどこかから持ってきて当初の1億円を超えたぐらいな数字に戻せる見通しがあるのか、それでそれが移行されていくのかという点と、その皆野町が仮に1億前後の基金を用意するとして、それは県のもとにあらゆる市町村がくっついてくるわけですが、一般的な市町村として、その1億円ぐらいの基金というのは多いのか、少ないのか、平均なのかということで、仮に皆野町に限らず基金を持っていないような自治体が存在したとき、そういう自治体は県は手厚く面倒を見る姿勢が用意されているものなのか、その辺のところをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 今年度の3月末現在の推計になるかと思いますが、基金に積み立てる場合には予算を通す必要がありますが、今後予算計上を予定しておりませんので、今年度末現在の基金残高については現状どおりに推移する見込みです。

それから、基金の規模ですか、町村でどのぐらいの基金を通常持っているか。皆野町の場合、現在のところ7,000万円ですが、秩父郡市内の町村の中では多いほうです。市になりますと規模も大きくなりますので、もっと大きくなるわけですが、その市町村の考え方で基金を持たないで歳入が不足した場合には、一般会計から繰り入れるという方針で進めているところもありますので、基金がない市町村もございいます。したがって、基金がなくて歳入が不足する場合には、一般会計から繰り入れるか、平成30年以降につきましては県のほうで財政安定化基金を設置しておりますので、そちらから借り入れるなり交付を受けたりすることが可能であれば、県の安定化基金から交付を受けると、借り受けるということも可能だと思います。ただ、借り入れを受ける場合には、一定の期限内に返済をするという前提となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） あらかたわかったのですが、そうしますと今年度基金は3,000万円強取り崩されてしまったわけでありまして、それがそのまま3月31日期末を迎えるというご答弁ですが、そうすると今年度において3,000万円強取り崩された。この取り崩しという主な原因は何でしょうか。そのままいったときに、次の新しい年度に入ったとき、また取り崩しがあると、これはあと3回取り崩すと、今言った県に金を借りるような話も出てくるのかなという心配が発生しますが、とりあえず今年度特別に三千何百万円取り崩さざるを得なかったか、その辺のところなのですが、

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

平成29年度の当初予算編成におきまして、歳出に対する歳入を確保する必要がありますので、不足分について基金の取り崩しを見込みました。今後の歳出等を見込んだ場合に、取り崩さないと歳出に相当する歳入が確保できないという判断から取り崩しをしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） この後、予算も出てくることでしょうかけれども、ではそれは来年度はもうそこで踏みとどまれるという見通しはたちますか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 来年度の基金残高の推移の見込みになるとは思いますが、平成30年度におきましては国保制度改革に伴いまして市町村の国保財政の平準化が行われておりまして、この激変を緩和する措置として激変緩和措置がとられております。平成30年度は皆野町でも激変緩和措置として約3,800万円の公費が投入されることになっております。この激変緩和措置が今後縮小されていくということになっておりますので、この縮小されていく金額等によっては基金を取り崩さなければならない状況も考えられます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） では、取り崩さなければならない事態が発生すると取り崩さなければならないということであると。7,000万円という金は単年度で3,000万円から取り崩す事態も現実にあるわけですから、そんなに余裕のある金額ではないと。なるべくスタートのときでうまくやっておいてもらわないと、それがなくなる。そうすると、一般会計から繰り入れるなんていうお話も今さっき聞きましたけれども、一般会計にそんなに余裕があるわけではなく、そうするとまた行財政改革、もっとどこかで知恵を絞ってもらわないととかという話にもなっていくかねないわけです。とにかくそんな余裕があるものではないから、スタートのときうまくやってもらわないといけないかなというところで、わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、議案第9号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第9号 皆野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について議案内容をご説明申し上げます。

議案の後ろに参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付しております。恐れ入りますが、3枚目の新旧対照表をお開きください。今回の改正は、第2条、普通徴収に係る納期の改正と第8条、保険料を徴収すべき被保険者の改正です。

初めに第2条、第6期の納期を「12月31日まで」から「12月25日まで」に改めるものです。これによりまして、後期高齢者医療保険料の12月の納期が固定資産税、国保税と統一されることとなります。

続いて、第8条関係です。高齢者の医療の確保に関する法律に第55条の2、国民健康保険法第116条の規定を受けるものの特例が新設をされました。この条文の内容は、例えば皆野町から県外の住所地特例対象施設に転出した国保の被保険者が75歳に達したとき、または被保険者が厚生労働省令で定めるところにより政令で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたとき、従前の住所地である皆野町の加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合の被保険者となるというものです。

この改正によりまして、皆野町後期高齢者医療に関する条例第8条、保険料を徴収すべき被保険者第4号の次に、第5号、恐れ入りますが新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。以下は第5号の内容の説明となりますが、町から県外の住所地特例対象施設に転出した町の国保の被保険者であった埼玉県後期高齢者医療広域連合の被保険者、以上は内容の説明ですが、これを追加するものです。

議案の2枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。なお、皆野町から県外の住所地特例対象施設に住所を移し、後期高齢者医療に該当する方は現在おりません。

以上、簡単ですが、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、議案第10号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第10号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

議案の後ろに参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。今回の改正は、医療費支給の対象者の定義となる第3条の改正でございます。第3条第1項第1号キの改正は、国民健康保険加入者の住所地特例に関する規定でございます。広域化され保険者に都道府県が加わることから、「他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者」を「他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者」に改めるものでございます。

次にクの改正は、後期高齢者医療保険加入者の住所地特例に関する規定でございます。高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、新設されました第55条の2の規定を加えたものでございます。

次に、第8号の改正は、国民健康保険加入者の住所地特例の規定により、皆野町が給付する場合は対象とするもので、先ほどキの改正で説明しました内容と同様でございます。

次に、第10号の規定でございますが、先ほどクの改正で説明しました後期高齢者医療保険加入者の住所地特例の規定を新設したものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文をごらんいただきたいと思います。附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。新旧対照表の第3条のキのところですけども、被保険者である者が他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者ということは、住所を持たれている、みなされるというのは何が含まれるのでしょうか、お伺いします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 4番、宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

このみなされる者という表記なのですが、これは国民健康保険法の改正条文を準用した表記でございます。この1号の規定は、住所を有する者に支給をするという号で、アからクまでありますが、こちらは該当しない、対象としないという内容です。住所を有する者が対象だけれども、アからクに該当する者は対象としないということで、他の市町村の区域内に住所を有する者につきましては、住所地特例によって他の市町村が給付をしている、援護している、そういった方はもとの市町村で重度心身障害者医療費の対象とするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、議案第11号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第11号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提

案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険税の軽減割合について改善を図るため、また地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 米沢満夫登壇〕

○税務課長（米沢満夫） 議案第11号について内容のご説明を申し上げます。

改正条例の次に新旧対照表を添付してございますので、3枚おめくりいただき新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思っております。第2条第1項の改正でございますが、埼玉県が財政運営の責任主体となることに伴う規定の整備で、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税被保険者をそれぞれ号立てとするものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。2ページ中段以降でございますが、第2項から第4項については、第1項の号立てに伴う改正でございます。

1枚おめくりいただき4ページをごらんください。4ページ中段になりますが、第21条、こちらは国保税の軽減割合を変更するもので、現在町では6割、4割の軽減を行っております。これを7割、5割、2割の軽減へ変更するものでございます。

下段、第1号でございますが、軽減割合を6割から7割に改正したことにより軽減される額が、それぞれ変わるものでございます。

5ページ中段、第2号は、4割から5割軽減に対応するもので、6ページ中段、上になりますが、第3号、こちらは新たに軽減対象となる2割軽減に対応するものでございます。

改正条例の3ページにお戻りいただきたいと思っております。附則で、平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） この軽減割合の改善が図られたことは、本当によかったと思っております。そうしますと、対象者がふえるわけですから、税収減はどのくらいになるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 5番、常山議員さんの質問にお答えいたします。

軽減割合がふえたことによる税収の減でございますが、29年度ベースでの試算となります。その試算によりますと、約500万円が減収となる見込みでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 本当に今、全国で国保税が高い、高くて払えない、払い切れないという人が多くいらっしゃいます。そういう中でこういう軽減割合を改善が図られて本当によかったと思うのですが、もう一件、ぜひこれは町長にお聞きしたいのですけれども、保険税率の中に均等割という1世帯内の国保の加入者、今皆野町は1人1万円ですけれども、家族4人なら4万円が課税されます。収入のない子供にも

1万円がかかってきます。18歳までの子供の均等割を廃止し、これも国保税の軽減になります。そういうのを考えてみてはいかがでしょうか。子育て支援にもなりますし、どうでしょう、町長。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 受益者負担ということも考えられますし、このことについては検討してみたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひまだ多くの自治体で、こういうものが実施されてはいないのですけれども、でも始められている自治体もあるのです。例えば子供が2人いて、1人はそれを減免するとか、そういうふうな家族の全部の子供ではないのですけれども、最初の子供とか、そういうことで軽減を実行している自治体も出てきていますので、ぜひ皆野町も検討してください。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、議案第12号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第12号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度から平成32年度までの介護保険給付費等に対応するために、第1号被保険者の保険料を改定するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第12号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げます。

この改正は、高齢者の保健福祉全般にわたる計画として策定しました平成30年度から平成32年度を事業期間とした第7期皆野町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画に計画された高齢者の人口の増、要介護認定者介護サービス費の増などを根拠に算出したものでございます。この3年間の見込み数値ですが、高齢者人口は平成32年には現在より2.2%増の3,557人、高齢化率は2.8%増の37.4%と見込み、要介護認定率は現在の660人から68人増の728人、20.5%と見込みました。地域支援事業を除く保険給付費は、3年間で32億8,049万円が見込まれることから、保険料引き上げも余儀なくされたため、大部分の階層で7.8%の引き上げ改定を行うものでございます。

それでは、議案の後ろに参考として新旧対照表を添付しましたので、ご参照いただきたいと思います。第2条は、保険料率に関する規定でありまして、本文の改正、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改めるもので、平成30年度から向こう3年間、第7期の保険料率を定めるための改正でございます。

新旧対照表の次のページ、第6期及び第7期保険料比較表に基づきご説明申し上げます。第7期の第1号は、生活保護の受給者あるいは老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯と世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等の保険料で、現行の「3万600円」を「3万3,000円」に改定するものです。この保険料は、基準となります第5段階の保険料の2分の1の額でございまして、30年度においては全体の約13%、452の方が該当する見込みです。

第2号は、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方の保険料で、現行の年額「4万5,900円」を「4万9,500円」に改定するものです。30年度の該当者は全体の7.8%、270人を見込んでおります。

第3号は、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方の保険料で、年額「4万5,900円」を「4万9,500円」に改定するものです。30年度の該当者は全体の約6.8%、235人を見込んでおります。

第4号は、世帯の誰かに住民税が課税されていますが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方の保険料で、年額「5万5,080円」を「5万9,400円」に改定するものです。30年度の該当者は全体の約15.6%、540人を見込んでおります。

第5号は、保険料の基準額となります第5段階で、世帯の誰かに住民税が課税されていますが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方の保険料で、年額「6万1,200円」を「6万6,000円」に改定するものです。月額は5,500円でございます。30年度の該当者は全体の16.6%、576人を見込んでおります。

第6号は、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方の保険料で、年額「7万3,440円」を「7万9,200円」に改定するものです。30年度の該当者は全体の約18.3%、635人を見込んでおります。

第7号は、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方の保険料で、年額「7万9,560円」を「8万5,800円」に改定するものです。30年度の該当者は全体の約11.5%、399人を見込んでおります。

第8号は、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方の保険料で、年額

「9万1,800円」を「9万9,000円」に改定するものです。30年度の該当者は全体の5.8%、201人を見込んでおります。

第9号は、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方の保険料で、年額「10万4,040円」を「11万2,200円」に改定するものです。30年度の該当者は全体の約4.6%、159人を見込んでおります。第1段階の特例に当たる第10号は削除となりますが、新たに同条2項として平成30年度から平成32年度の3年間、第1段階の年額3万3,000円を軽減し、2万9,700円とする規定を加えております。

改正条例本文にお戻りをお願いいたします。附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 参考の別表を見させていただきまして、改正前も第10号にありました。改正後は第2条第2項というのが設けられて、要するに第1号第1段階の人に対する特例というのがここでありまして、これ見てみると第1号第1段階の人は全部特例に当てはまるような気がするのですが、第1段階第1号で特例に当てはまらない人というのもあるわけなのではないでしょうか。いないのだとすれば、特例なんかつくらないで、そのまま2万9,700円でもいいのかなという気がしてしまうので、その辺のところです。特例から漏れる第1号第1段階の人がいるのかどうか、そういうところです。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

第1段階で特例から漏れるという方はおりません。全員の方が第1段階の2万9,700円が平成30年から32年まで、この金額でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） やはりそうかなと思って、そうしますと何で特例にするのか、特例にしないでそのまま2万9,700円、3万3,000円を2万9,700円にして都合が悪いのか。やっぱりこういう格好つけている、わからなくするつもりはないのでしょうか、こういう感じで形を整えても意味がないような気がするけれども、何の意味があるのでしょうか、推察になるかわからないのですけれども。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

この国の制度ですけれども、消費税の増税の関係で前回の第6期の保険料の中での第10号に、0.05%になるのですけれども、減額の規定がございました。これは消費税が増税をされた場合には、また国の制度のほうで段階のほうのものと額が軽減されていくというような予定となっております。したがって、増税がされないところでは、この軽減措置が設けられるということでございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

○3番（小杉修一議員） そういうことなのですかね。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 関連してなのですが、そうなりますと具体的には来年の10月から消費税が2%増税されるという予定に今のところなっております。そういった場合、第1号の第1段階というのが、第2条

の第2項に該当すると、そういった理解でよろしいのか。それまでは、増税されるまでは第1号の第1段階という保険料でいくということでもいいのか。それとも申しわけないのですが、先ほど健康福祉課長のほうから平成30年度の各段階ごとの見込み人員で、第1段階のところをもう一度復唱していただけますか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

第1号の見込みの人数でございますけれども、30年度、約13%、452人でございます。それと、保険料についてでございますけれども、消費税が増税をされた場合には、保険料額の改定があるというふうを受けておりますので、改定があるまでは第1段階の方は2万9,700円ということでございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ちょっとわかりづらくなってしまったのですが、いずれにしても現在、29年度までは第10号で特例として2万7,540円と、この保険料で来たわけですよね。ただ、それも1号の第1段階、3万600円という保険料の段階があるわけですよね。今現在は、では第1段階の方は全て第10号で特例で保険料を課しているのか、そういった理解でよろしいのかちょっと。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

この表のほうがちよっとわかりづらい部分があるのかもしれませんが、第1号の保険料、現在3万600円でございますけれども、ここに第1段階の特例を第10号という形で入れて2万7,540円、0.05の引き下げですが、0.5を0.45にしているわけでございます。国から示された準則に合わせて、今回第10号ということではなく、第2条の第2項にこの特例を設けたという形でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今度そういうふうに置きかえるというのはわかるのですが、では今現在の保険料で第1段階の保険料納めている方が何人いて、10号に該当する方は何人いるのか、わかりやすく説明していただけるとありがたいのですが。

〔「同じになっちゃう……」と言う人あり〕

○11番（内海勝男議員） 状況は同じ。同じだから、かえって。だから消費税が……ちょっと休憩にしてくださいませか。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、30年3月1日現在の第1号被保険者の数ですけれども490人、この方は全て第10号の特例に該当になっております。2万7,540円でございます。27から28とありますけれども、29年も同様でございます。改正のほうですけれども、この10号を国の準則に合わせてまして10号でなく第2項として、この特例を設け

ております。平成30年度以降も第1号の方は全てこの特例に該当になりますので、2万9,700円でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） わかりました。現在は全て特例の10号に490人が該当していると、そういう理解でよろしいわけですね。第1号の第1段階の方は、この表ではあるけれども、実際は該当者はいないということでもいいわけですね。わかりました。

関連して質問しますので、そして平成30年度の見込みとしては、先ほど第1段階では452人、13%見込んであるということでもよろしいわけですね。

それで、続けて質問というか、意見というか、3年前に比べまして、各段階での引き上げ額、大分圧縮されているかというふうに思います。基準額で見ても前回の引き上げ額が1万800円、今回は4,800円ということで、引き上げ額については圧縮されておりますし、また引き上げ率につきましても今回どういふわけか一律7.8%ということでは上げているようなのですが、この理由については先ほど課長のほうから答弁というか説明がありました。そうであるのですが、あくまで参考で結構なのですが、秩父地域の他の町村の改定案、特に基準額のところだけでもいいのですが、参考資料がありましたらお示しをさせていただきたいというふうに思います。

それと、意見みたいな形になってしまうのですが、この介護保険制度、私的介護から社会的介護ということの美名のもとに、各自治体が保険者として高齢者から新たに保険料を徴収する、そういった制度で2000年の4月から導入されているかというふうに思います。そのときの皆野町の保険料が、導入時が基準額で2万8,800円、その後3年ごとに料金の改定がさせられてきているかと思うのですが、今回この基準額で見ても6万6,000円ということで、この介護保険制度がスタートした18年前に比べて約230%、2倍以上の保険料の増額になっております。

ただ、この間、では年金のほうはどうなっているかと言ったら、ふえるどころか逆に引き下げられていると。そういった中で保険料については2倍以上の保険料になっている。他方、給付を受けるというか、サービスのほうの面では、ちょっと今回の議案とも離れてしまうのですが、2006年10月からは特養ホームの食事代なり住居費が、保険給付から外される。この部分については全額利用者負担で、2015年度からは特養ホームの入所条件が介護度3以上というふうに制限されて、居宅での介護に向けられるというか、負担がそちらに来て強まっているわけなのですが、また要支援者の訪問介護なり通所介護、これは介護保険から外されて市町村の事業に移行していると。サービス面でもこういった改悪が進んできて、利用者にとって安心してこの保険制度が利用できなくなっているのではないかというふうに思います。

例えば、国民年金だけでは、もう特養ホームへの入所費用が賄えない、また居宅介護においても不安なくサービスが受けられるような状況ではないというふうに思いますが、こういった実態についてどの程度実態把握がされているのかお聞きしたいと思っておりますし、こうした点からも保険者なり被保険者に負担がかからないような形で保険制度の抜本的などうか、根本的な見直しが必要だろうと思うのですが、この点について考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、郡内の介護保険料についてですけれども、3月の初めに問い合わせたところのデータでございます。恐らく各市町村、議案の審議中ということかと思っておりますけれども、秩父市から申し上げます。第5段

階の基準額で申し上げます。年額が6万4,800円、月額ですと5,400円、横瀬町6万2,400円、月額ですと5,200円、長瀬町6万3,360円、5,280円、小鹿野町7万1,880円、5,990円、以上でございます。

もう一点の各サービスの利用等の把握ということかと思うのですけれども、平成29年度におきまして介護保険の予算のほうも何回か増額の補正をさせていただいております。その中で特に額がふえているのが施設入所サービスでございます。主な要因としますと、入所者の増加と、特に要介護5の方が昨年に比べますと8人増加しています。なお、入所の待機のデータがございますけれども、4月1日現在で27年が41人、28年が40人、29年が26人ですので、待機が少なくなっている分入所ができていくということではないかと思っております。また、居宅介護サービス、これも昨年の同月、29年1月と比べますと30年1月で17人増加しています。

もう一つ、地域密着型サービスにつきましても昨年に比べまして同時期で4人増加しています。特に地域密着、グループホームが多いかと思っておりますけれども、要介護1の方が6人ふえているという結果が出ております。特に29年度介護保険の補正に絡みましていろいろ調べたところ、介護度が重くなっている方が多いように見受けられますので、特に来年度は介護予防のほうに力を入れてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 3点目のこういった状況の中で、介護保険制度に対する抜本的、根本的というか、見直しについて、担当課長のほうからだという申しづらひと思っておりますので、町長なり介護保険制度の問題等ありましたら、改善点等ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 2000年からですと2万8,800円とかいう話が先ほど内海議員から出ましたけれども、高齢化がどんどん進んでおまして、37.4%が平成32年度にはなるだろうと、こういうことでもございまして、秩父地域についてはどこの自治体でも高齢化が進んできておまして、やはりやむを得ないのかなという感もしております。ただ、今、健康福祉課長が答弁の中でも触れましたけれども、介護予防事業に取り組んでいきたいということでもございます。そしてまた、施設等もありますけれども、受け入れが十分できておらないということ、あるいはまたそうした施設をこれから増設するかどうかなというふうなことになるかと、いわゆる人口はだんだんしぼんでいくというようなこと等を考えてみますと、今の制度で対応していくのがベターなのかなと、こんな思いでいるところでございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 保険料の関係なのですが、そうなりますと秩父地域の中でも年額ですが、基準額なのですが、小鹿野町が一番高いと、7万1,880円。次に高いのが皆野町というふうに、6万6,000円ということでもありますので、高齢化が進んで介護保険にお世話になる方がふえるだろうという見込みの中で、ある面では町長のほうからもやむを得ないという言葉が言われているのですが、現在入所サービス等については、いいか、これはまた介護保険のところでも質問させていただきたいと思っておりますので。

いずれにしても介護保険の導入前が老人介護等については、例えば養護老人ホームの入所費用については全て措置費によって全額公費負担ということで行われてきたかというふうに思います。この介護保険が導入後は、被保険者が2分の1、残りの2分の1を国が4分の1と県が8分の1と町が8分の1と、

こういった負担割合に変えられてきているかというふうに思います。このときの介護保険制度を導入した時点で、当時、国は約5,000億円、負担分が少なくなったというふうに言われております。こういったことで国の負担を介護保険制度が導入される前の2分の1に戻すような、そういった根本的なところから改善を図っていかないと、ますます3年ごとに保険料は増額しなくてはならない。また一方では、サービスは低下していくと、そういったことが十分予想されますので、自治体も大変だと思うのです。ますます要支援の部分は各自治体の事業で負わされるようになってきていますし、そういったことも含めてこういった国の負担を導入前に戻すというような声を国のほうに上げていく考えがあるかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 1市4町で定住等で首長同士お会いする機会も頻繁にありますので、話題に上げていきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそういったところを通じまして、保険者である各自治体、また被保険者の保険料をできる限り軽減するというか、負担を軽減する、そういった立場で国のほうに、そういったところを通じまして要望を上げていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第12号に対する反対討論を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。少し焦ってしまいまして、申しわけありません。

議案第12号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。平成30年度から32年度までの介護保険料の見直しが提案されました。それによりますと、基準額第5段階で6万1,200円からの保険料が6万6,000円と4,800円の引き上げになります。この間、平成24年3月議会で1人平均273円、率にして7.2%、年間平均3,276円の引き上げ、また平成27年には21.4%、基準額で1万800円の引き上げが行われてきました。国の制度が変わるたびに自治体も大変な状態だと思いますが、3年に1度の介護保険の見直しのたびに介護保険料の引き上げが行われます。

平成27年介護保険に新総合事業が導入され、要支援者の訪問介護や通所介護を保険給付から外し、市町村が実施している地域支援事業に移行しました。介護サービスが受けられるのかと多くの方が不安を抱えました。また、原則介護保険の利用料1割負担が初めて所得に応じて2割負担が導入されました。何のために介護保険料を払っているのかわからないと怒りの声を聞きます。さらに、特養への入所、要介護3以上に限定し、多くの特養入所待機者をつくっています。地域住民の助け合いの名で公的な責任を後退させ、福祉や介護費用の抑制、さらに介護保険料の値上げでは、本当に町民は納得できません。よって、この議案に反対します。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、賛成討論を許します。

6 番、若林光雄議員。

〔6 番 若林光雄議員登壇〕

○6 番（若林光雄議員） 6 番、若林光雄です。賛成討論をいたします。

本案におきましては、介護保険事業における保険給付を円滑に実施するための改定と思います。したがって、私は皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に賛成をいたしまして、この議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、議案第13号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第13号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。
健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第13号 皆野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げます。

昨日ご審議いただきました議案第2号でご説明いたしました指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることに伴い、指定居宅介護事業者資格要件を本条例で定めるものでございます。資格要件は、法人であるものでございます。

議案の後ろに参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、ごらんください。第1条及び第3条に加え第79条第2項第1号の引用条文は、介護保険法で居宅介護支援事業を行う事業所を規定しております。

改正条例本文にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第14号 皆野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第14号 皆野町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園における運動施設率について条例で定めることとされたため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 議案第14号について内容をご説明申し上げます。

議案2枚目をごらんください。都市公園に設ける運動施設率は、国の基準を参酌し、100分の50を超えてはならないと規定するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するとするものでございます。

3枚目に現行条例と改正後の条例案の新旧対照表がございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 皆野町におきましては、この運動施設に当たる施設はどこにありますか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんからのご質問にお答えいたします。

皆野町に都市公園としましては、下田野にございます皆野スポーツ公園1カ所のみでございます。そちらの運動敷地率につきましては43.63%でございますので、条例改正後も適格な公園でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 大まか検討もつくのですけれども、運動施設として具体的にどの部分かよろしくをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えします。

都市公園施行令の第5条第4項第1号に規定されていまして、そのうち皆野町の施設でスポーツ公園にございますのが野球場、それから多目的広場、テニス、あずまや、トイレ、以上が建築物として面積カウントされております。ほかに運動施設とするとジョギングコースも含まれております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめ、あした9日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あした9日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

町の主要財源である町税や地方交付税等の動向を踏まえ、5つの重点施策に沿って予算配分を行いました。少子高齢化や人口減少など町が抱える課題の解決に向けた取り組みを推進するため、歳入歳出それぞれ40億2,990万円とする予算を編成いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算につきまして内容をご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算でございますが、総額を歳入歳出それぞれ40億2,990万円とするものです。前年度当初予算と比べ4,340万円の減でございます。

第2条から第4条までは、それぞれ地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものでございます。

7ページをお開きください。第2表、地方債は、新型全国瞬時警報システム受信装置設置事業、臨時財政対策債及び上水道広域化施設整備事業出資の3つの起債について、起債の限度額、方法等を定め、起債の限度額の総額を2億720万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書になります。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明を申し上げます。款1町税、項1町民税、目1個人は3億8,245万6,000円で、前年度に比べて264万1,000円の増、その下、目2法人は7,049万3,000円で、前年度に比べ146万9,000円の増でございます。個人所得の増による所得割の増、企業業績の向上による法人税割の増を見込んでおります。

中段、項2固定資産税、目1固定資産税は4億9,801万1,000円で、前年度に比べ983万9,000円の減でございます。地価下落による土地分の減及び評価がえによる家屋分の減を見込むものでございます。

5ページに移ります。2段目、款6地方消費税交付金は1億7,480万円で、前年度に比べて1,810万円の増でございます。

最下段、款10地方交付税は13億7,356万5,000円で、前年度に比べて323万5,000円の減でございます。国の地方交付税総額が減になったこと等を踏まえまして見込んだものでございます。

8ページに移ります。2段目、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は2億8,355万8,000円で、前年度に比べて812万9,000円の増でございます。増減の主なものは、障害者自立支援給付費国庫負担金9,874万円で、1,167万5,000円の増としております。

9ページ2段目、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金は2,095万6,000円で、前年度に比べて1,660万9,000円の減でございます。道路改良や橋りょう補修工事等に係る社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

10ページに移ります。2段目、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金は1億4,815万2,000円で、前年度に比べて554万7,000円の増でございます。国庫負担金同様、障害者自立支援給付費県負担金の増によるものでございます。

11ページの2段目、項2県補助金、目1総務費県補助金は2,150万円で、前年度に比べて1,040万円の増でございます。移住・定住に係る新規事業や浅草、台東区との交流事業について、ふるさと創造資金県補助金や彩の市町村愛着連携事業県補助金を計上しております。

14ページに移ります。中ほどの款17寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税の6,600万円は、前年度の実績を踏まえての計上でございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目2地域福祉基金繰入金は1,270万円で、老人福祉センター長生荘の風呂改修工事に充当するものでございます。

同じく目4財政調整基金繰入金は1億1,927万4,000円で、これは歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

17ページに移ります。款21町債は総額2億720万円で、前年度に比べて9,355万円の減でございます。

目2消防債の300万円は新型全国瞬時警報システム受信装置設置事業、これは新型のJアラート更新のための借り入れでございます。

また、目11衛生費5,900万円は、上水道広域化に伴う出資金に係るものでございます。歳入につきましては以上になります。

黄色の仕切りの次からが歳出となります。新規事業や大きく変更があった点を中心にご説明を申し上げます。18ページをお開きください。款1議会費は6,917万8,000円で、前年度に比べて380万4,000円の減でございます。減額の主な要因は、議場から庁舎内への映像配信設備及び録音設備についてデジタル化を行うための工事費の皆減でございます。

また節11需用費の中の印刷製本費は343万8,000円で、23万1,000円の増でございます。これは主に議会だよりを単色刷りから2色刷りへと変更することによるものでございます。

19ページに移ります。中ほどの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1億3,219万5,000円で、前年度に比べて1,745万6,000円の減でございます。減額の主な要因は、職員の異動、退職に伴う人件費の減でございます。

22ページに移ります。目2文書広報費のうち節11需用費の中の印刷製本費は607万8,000円で、前年度に比べて87万8,000円の増でございます。「広報みなの」について、議会だよりと同様2色刷りに変更することによるものでございます。

23ページに移ります。目4財産管理費は9,163万9,000円で、前年度に比べて5,088万5,000円の増でございます。増額の主な要因は、24ページ、節15工事請負費の旧日野沢小学校校舎等解体工事費3,313万5,000円と、お祭り広場・庁舎周辺舗装打ちかえ工事費2,612万円の計上によるものでございます。お祭り広場・庁舎周辺の舗装打ちかえ工事につきましては、舗装の劣化が進んでいることから、第50回秩父音頭まつりの開催に合わせて実施するものでございます。

25ページに移ります。目7企画費は1億2,506万8,000円で、前年度に比べて4,826万9,000円の増でございます。増の主な要因は、新設する未来創造課の人員費や事務経費の追加でございます。また、地域おこし協力隊2名を募集し、採用する予定で、その募集経費や採用後の隊員報酬、社会保険料、旅費等について、この企画費の各節に計上し、合計で601万3,000円を計上してございます。また、企画費には、未来創造課で行う移住、定住に係る新規の3事業を計上しております。

26ページ、中段、1つ目の事業ですが、お試し居住、お試しオフィス整備事業として節13委託料、お試し居住、お試しオフィス整備業務委託料300万円、27ページに移りまして上段の節15工事請負費に700万円の合計1,000万円を計上しております。これは町内の空き家を改修し、お試し移住体験やお試し貸しオフィスとして活用する取り組みでございます。地元の大工さんの指導のもと、ボランティアを募ってDIY講習を開催し、改修を行う経費と業者による改修工事費を計上しております。

26ページに戻ります。2つ目は皆野暮らしのPR事業でございます。節11需用費の中の印刷製本費に85万円を計上しております。これは移住促進のため、町の移住・定住政策や子育て支援、創業支援など総合的にわかりやすく記載したパンフレットを作成し、PRに活用する取り組みでございます。

3つ目は、空き家、空き店舗情報登録制度でございます。同じく26ページの節11需用費の中の印刷製本費のうち5万円と、節12役務費の中のホームページ作成委託料10万円の合計15万円を計上しております。これは空き家の所有者からの申請により、住宅や店舗に活用できる家屋の情報を集約し、ホームページ上に掲載するものでございます。

次に、浅草との交流事業につきましては、前年度と同様に浅草でのイベントへの参加や秩父音頭まつりへの招待等を通じて交流を推進していく予定でございます。これに係る経費といたしまして、同じく26ページの各節において合計で57万6,000円を計上しております。また、これまでの浅草との交流を発展させる形で、自治体同士の交流として台東区との交流事業を予定しております。こちらは主に中学生の職業体験や高校生による特産品のPRを通じた交流を計画しております。これに係る費用として、各節に100万円を計上しております。なお、このほかに款10教育費にも計上がございますので、後ほどご説明をさせていただきます。この台東区との交流事業は、県が新たに実施する彩の市町村愛着連携事業県補助金の補助対象で、補助率は10分の9を予定しております。

32ページに移ります。項4選挙費、目3町長選挙費は527万1,000円を計上しております。任期満了に伴う皆野町長選挙の執行経費を計上したものでございます。

34ページに移ります。最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は3億4,613万1,000円で、前年度に比べて2,569万円の増でございます。増の主な要因は36ページに移りまして、節19負担金、補助及び交付金の中の上から3つ目、障害者自立支援給付費負担金1億9,748万円で、利用者の増により

前年度に比べて2,335万円の増となっております。

37ページに移ります。下段の目3老人福祉費は1億8,609万円で、前年度に比べて1,511万7,000円の増でございます。主な増の要因は38ページの中ほど節28繰出金の介護保険特別会計繰出金1億5,609万3,000円で、保険給付費の伸びにより前年度に比べて1,241万4,000円の増となっております。

次の目4国保・年金事務費は2億1,416万円で、前年度に比べて2,601万7,000円の減でございます。減の主な要因は、39ページになりますが、節28繰出金から前年度に支出していた国民健康保険特別会計その他繰出金3,000万円の皆減でございます。

その下、目5老人福祉センター費は2,915万1,000円で、前年度に比べて1,522万2,000円の増でございます。増の主な要因は、風呂改修工事の実施によるもので、40ページに移りまして節13委託料、設計積算業務委託料として172万8,000円、節15工事請負費として1,425万6,000円を計上しております。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は3億5,644万3,000円で、前年度に比べて1,171万円の増でございます。増の主な要因は、41ページに移りまして中ほどの節13委託料の中の子どものための教育・保育委託料2億2,543万5,000円で、保育園の1人当たりの受け入れ単価の増に伴い404万4,000円の増となっております。

43ページをごらんください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は5,909万円で、前年度に比べて718万7,000円の増でございます。主な要因は、44ページの中ほど節13委託料の中の健康増進計画策定業務委託料302万4,000円と、自殺対策計画策定業務委託料313万2,000円の皆増によるものでございます。

47ページに移ります。最下段、項3上水道費、目1上水道費は9,292万円で、前年度に比べて513万1,000円の増でございます。このうち48ページに移りまして節24投資及び出資金の広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資金5,900万円は、前年度に引き続き支出するものでございます。なお、歳入で説明申し上げますが、同額の起債を予定しております。

52ページに移ります。款6農林水産業費、項2林業費、目2林道整備費は3,522万6,000円で、前年度に比べて387万8,000円の減でございます。これは工事請負費や測量設計調査委託料の減によるものでございます。

55ページに移ります。款7商工費、項1商工費、目2商工振興費は2,149万8,000円で、前年度に比べて945万円の増でございます。増の主な要因は、節19負担金、補助及び交付金の中の企業誘致奨励金800万円の皆増で、町内で新規創業した企業に対して条例に基づき3年間補助金を交付するものでございます。

また、商工振興費には新規の3事業を節19負担金、補助及び交付金に計上をしております。1つ目は、空き店舗等活用補助金100万円でございます。空き店舗等を活用して、町内で新たに事業を行う法人または個人に対して補助を行うものでございます。2つ目は、空き店舗等活用支援利子補給でございます。節19の一番下、中小企業融資対策(株)日本政策金融公庫資金借入利子補給金の中に10万円を計上しております。これは空き店舗等を活用して新規創業するための資金を借り入れた場合に、その利子の一部を補給するものでございます。3つ目は、まち婚サポート推進事業補助金30万円でございます。これは商工会青年部が行う婚活イベントに対して、新たに補助金を交付するものでございます。

55ページの一番下、目3観光費は2,061万2,000円で、前年度に比べて643万8,000円の減でございます。減の主な要因は、前年度に計上していた金沢観光トイレ建設に係る工事請負費680万4,000円の皆減でございます。

56ページの一番下、節19負担金、補助及び交付金の中の秩父音頭まつり補助金は、秩父音頭まつりがこ

として第50回の節目を迎えることに伴い、記念事業実施分として100万円を増額した500万円を計上しております。

59ページに移ります。款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費は6,583万2,000円で、前年度に比べて72万7,000円の減でございます。

60ページの目3道路新設改良費は、1億2,306万3,000円を計上しております。対象路線の減により、前年度に比べて4,387万5,000円の減としております。

62ページに移りまして、2段目、項4都市計画費、目2公共下水道費、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金2億586万2,000円は、前年度より408万2,000円の減でございます。

63ページに移ります。2段目、項5住宅費、目1住宅管理費は864万3,000円で、前年度に比べて430万1,000円の減でございます。主な減の要因は、町営住宅居室リフォーム工事費の皆減によるものでございます。節19負担金、補助及び交付金の中の宅地開発促進事業補助金300万円は、新規事業による追加でございます。町内におきまして4区画以上の分譲による宅地開発を行う業者に対して補助金を交付し、住宅開発を促進することにより、移住、定住の促進を図るものでございます。

最下段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、広域市町村圏組合消防費負担金は1億7,633万円で、前年度に比べて970万3,000円の減でございます。前年度、高機能消防指令センター総合整備事業の実施等に伴い、負担金が増額していたものでございます。

65ページに移ります。目3消防施設費は340万8,000円で、前年度に比べて417万円の減でございます。減の主な要因は、前年度に実施した消防団第1分団第1部詰所のリフォーム工事200万円及び旧詰所解体工事200万円の皆減でございます。

66ページの下段、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は1億845万6,000円で、前年度に比べて879万円の増でございます。増の主な要因は、67ページに移りまして、中ほどの節7賃金、臨時職員賃金の増でございます。これは特別支援教育にかかわる教職員に対する指導、研修を行う特別支援教育指導員の設置に伴うものでございます。このほか節13委託料に職業体験委託料35万円を新たに計上しております。これは浅草、台東区との交流事業の一環として中学生の職業体験を浅草で行う予定でございます。

69ページに移ります。下段の項2小学校費、目1学校管理費は8,379万1,000円で、前年度に比べて1,523万2,000円の増でございます。増の主な要因は、放課後子供教室の開始に伴うもので、節7賃金の臨時職員賃金を初めとして各節に費用を計上しており、合計681万円の計上となっております。

71ページに移りまして、中ほどの節15工事請負費は1,352万円を計上しております。皆野小学校普通教室改修工事費のほか3件の各小学校の施設に係る工事費を計上しております。

72ページの下段、項3中学校費、目1学校管理費は3,428万3,000円で、前年度に比べて280万1,000円の増でございます。増の主な要因は、新たに特別支援教育支援員を配置することによるものでございます。

節7賃金、臨時職員賃金を初め、各節に費用を追加しております。少し飛びまして82ページに移ります。項5社会教育費、目5文化会館費は1,471万5,000円で、前年度に比べて1億5,279万2,000円の減でございます。減の主な要因は、前年度に計上していた文化会館空調設備更新工事に係る1億4,532万円の減でございます。

83ページに移ります。下段の項6保健体育費、目1保健体育総務費は2,609万2,000円で、前年度に比べて373万6,000円の増でございます。このうち新たな取り組みとしてマレットゴルフ体験会に係る費用として、節1報酬、節12役務費、節14使用料及び賃借料の各節に合計で29万2,000円を計上しております。こ

れは老若男女さまざまな方が楽しめるスポーツとして普及を図り、スポーツの推進につなげることを目的としております。

87ページに移ります。目3温水プール費は5,436万円で、前年度に比べて677万9,000円の増でございます。増の主な要因は、88ページ下、節15工事請負費、大小プール内面防水工事の実施によるもので、1,779万8,000円を計上しております。

90ページに移ります。3段目、款12公債費、項1公債費、目1元金は3億2,689万円で、前年度に比べて725万2,000円の増でございます。増額の主な要因は、前年度に記載した上水道広域化施設整備事業に係る出資債や平成27年度に記載した臨時財政対策債の元金償還が開始されることに伴うものでございます。

91ページに移ります。款13諸支出金、項2基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上いたしました。

最下段、款14予備費は前年度と同額の1,000万円を計上しております。

93ページからが給与費明細書、101ページからが債務負担行為に関する調書、102ページからが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度一般会計予算の説明とさせていただきます。



◎議案第16号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第9、議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あした9日、審議を行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あす9日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向、また国保制度改革等を踏まえまして、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算について内容をご説明申し上げます。

平成30年度からの国民健康保険の制度改正を踏まえ、廃款等の整備をしているものがございますので、初めにその概略を説明させていただきます。国保制度改革によりまして、平成30年度から県が財政運営の責任主体となって、財政運営等の中心的な役割を担うこととなります。市町村は引き続き国保税の賦課徴収、資格管理、保健事業を行うなど県と市町村は共同の保険者として国民健康保険の管理運営を行うこととなります。その中で国保の被保険者の皆さんの療養費など保険給付費については、現在は町から直接国保連などに支払いを行っておりますが、平成30年度からの新国保制度では県を通してお支払いをする形となります。具体的には県が定めた納付金額を町から県に歳出款3の国民健康保険事業納付金として支払い、その後、県から町が支払う保険給付費に要する費用を歳入款5の保険給付費等交付金として受け入れた上で、町から国保連などにお支払いをする形となります。ただし、国保連への現物給付の支払いにつきましては、実際には町と国保連との収納事務の委託契約により県から国保連に支払う予定となっております。

また、今回の国保制度改革にあわせまして、高額な医療費の発生による影響を緩和するための保険財政共同安定化事業は廃止され、また高度医療費共同事業は見直しとなります。このほか県が財政運営の責任主体として歳入歳出の処理を行うため、国庫支出金の大部分、療養給付費等交付金、前記高齢者交付金制度などは、町の会計では収支の計上はございません。

恐れ入りますが、水色の仕切りの後ろ、1ページをお開きください。歳入の款9諸収入の次、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金が廃款となります。

続いて、2ページをお開きください。歳出の款10予備費の次、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、介護納付金などが廃款となります。その他事項別明細書でも廃目処理、廃目整理がされているところがございます。これらは平成30年度からの国保制度の納付金、交付金制度の中に反映されることとなります。

恐れ入りますが、表紙の裏1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億9,300万円で、前年度当初予算に比べ3億3,100万円、21.72%減額の予算でございます。

水色の仕切りの後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。2ページをお開きください。前年度当初予算に比べ3億3,100万円、21.72%の大幅な減額となっている主な理由ですが、国保制度改革によりまして国民健康保険事業納付金が新設をされ、また保険財政共同安定化事業、高度医療費共同事業が廃止または見直しをされ、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金制度が県で収支を取り扱うこととなったため、共同事業拠出金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金が廃款等となっております。それらを増減しますと、対前年度比較でおおむね3億円の減となります。なお、款2の保険給付費の予算については、医療費の動向等を勘案し1,827万2,000円の減額を見込んでおります。

それでは、事項別明細書の3ページをお開きください。平成30年度からの保険税率につきましては、国保制度改革に伴う激変緩和措置がとられていること、また国保の都道府県化への円滑な移行を図る観点からも据え置きをされております。ただし、国保税の軽減割合については、現行の6、4から7、5、2に引き下げを行っております。

それでは、歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億6,794万4,000円の計上で、前年度に比べ918万7,000円の減額でございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税234万9,000円の計上で、前年に比べ328万9,000円の減額でございます。退職被保険者等国民健康保険税は平成27年度から新規の退職被保険者加入制度が廃止されたため、減

額となります。

4 ページをお開きください。款4国庫支出金については、国保制度改革によりまして県が国庫支出金の歳入歳出の処理を行うこととなったため、本年度の当初予算額は節おこしの1,000円の計上となっております。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金9億1,066万7,000円の計上は、町の保険給付費に充当する県の交付金でございます。国保制度改革により新設をされました。節2特別交付金3,021万6,000円の計上は、特別調整交付金、特定健康診査交付金でございます。特定健康診査負担金は県負担金から項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金に計上がえをされております。

5 ページをごらんいただきたいと思います。下段款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金4,775万5,000円の内訳でございますが、説明欄の保険基盤安定繰入金2,572万5,000円、これは低所得者世帯に対しまして保険税の軽減を行っており、この軽減分に対する繰入金でございます。次の出産育児一時金繰入金196万円は、出産育児一時金10件分に対して算出した額でございます。事務費繰入金1,703万6,000円は、職員給与2人分、事務手数料、機器使用料等に対する繰り入れでございます。財政安定化支援繰入金303万4,000円は、財政安定化のために一部交付税措置されるものを繰り入れるものでございます。一般会計からのその他繰入金は、平成30年度の当初予算において計上されておりません。

最下段の款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2,000円は、節おこしでございます。国保保険給付支払基金条例の全部改正によりまして、基金の名称が財政調整基金に変わりまして、県に支払う納付金等に充てる場合にも基金を処分することが可能となります。

6 ページをごらんいただきたいと思います。上段の款8繰越金、項1繰越金、目1前年度繰越金は3,288万1,000円を見込んでおります。中段から下は廃目整理をしたものです。

9 ページをお開きください。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,946万3,000円は、職員給与等の人件費や事務費の計上でございます。国保に従事している職員の実態に合わせて、平成30年度の職員給与につきましては前年度と比べて1人増の2人分の人件費を計上しております。逆に一般会計の人件費は、その1人分の減となります。

節13委託料370万6,000円は、国保資格、国保税システムの電算システム及びレセプト点検等に対する委託料でございます。

10ページをごらんください。中段、項2徴税费、目1賦課徴収費233万3,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

節13委託料50万3,000円は、納税推進コールセンター業務へ拋出するものでございます。

11ページをお開きください。最上段の項3運営協議会費、目1運営協議会費24万8,000円は、国保運営協議会に關します委員報酬等の計上でございます。国保制度改革により県に支払う納付金の徴収、国保運営方針の作成につきましては、県の国保運営協議会で審議をされますが、国保税の賦課徴収、保健事業などについては引き続き町の国保運営協議会で審議が行われます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億6,859万円は、前年度に比べ63万8,000円の増額を見込みました。

その下、目2退職被保険者等療養給付費431万3,000円は、前年度に比べ1,217万7,000円の減額でございます。それぞれ退職被保険者数の減少、また医療費の動向などにより計上したものでございます。

目3一般被保険者療養費526万円、目4退職被保険者等療養費7万円は、補装具や医師が認めて、はり、

きゅう、マッサージなどの施術を受けたときなどに要する費用でございます。

目5 審査支払手数料172万4,000円は国保連合会へのレセプト審査手数料で、月平均3,800件を見込みました。

12ページをお開きください。上段の項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費1億2,971万1,000円、その下、目2 退職被保険者等高額療養費80万円は、前年までの医療費の動向などにより見込んだものでございます。

13ページをごらんください。最上段の項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金294万円は、出産前後の諸費用で42万円を基準として、7人分の計上でございます。

上から2段目の項5 葬祭諸費、目1 葬祭費150万円は、被保険者の方が亡くなられた場合5万円を給付しており、30人分の計上でございます。

中段の款3 国民健康保険事業納付金は、国保制度に伴い新設された款でございます。市町村の激変緩和措置額は、この納付金額から差し引くことで措置をされることとなります。

項1 医療給付費、目1 一般被保険者医療給付費、節19 一般被保険者医療給付費1億3,994万1,000円は、国保制度改革に伴い町から県に支払う医療費の納付金でございます。

項2 後期高齢者支援金等、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等5,837万2,000円は、後期高齢者医療制度に対します支援金で、制度上各保険者が負担するもので、県から示された数値により算出したもので、町から県に支払う支援金でございます。これは廃款となった後期高齢者支援金等から振りかえられたものです。

14ページをお開きください。上段、項3 介護納付金、目1 介護納付金1,906万9,000円は、介護保険制度への納付金で、県から示された通知により算出したもので、町から県に支払う納付金でございます。これは廃款となった介護納付金等から振りかえられたものです。

最下段、款6 保健事業費、項1 特定健診事業費、目1 特定健診事業費884万4,000円は、特定健診に要する費用の計上でございます。

節8 報償費63万2,000円は、保健指導に当たっていただく栄養士、保健師等への報償金でございます。

15ページをごらんください。上段の節13 委託料729万円のうち、特定健診委託料726万円は、750人分を見込んだものでございます。

項2 保健事業費、目1 疾病予防費598万円のうち節13 委託料480万円は、生活習慣病予防健診、人間ドックの委託料、1人3万円で160人分を見込んだものでございます。

節19 生活習慣病予防健診費補助金30万円は、人間ドックで委託以外の医療機関にかかった場合で償還払いになりますが、人間ドックの補助金1人3万円で10人分を見込んだものでございます。

19ページをお開きください。給与費明細書でございます。国保に従事している職員の実態に合わせて、平成30年度の職員給与は前年度と比べ1人増の2人分の人件費を計上しております。逆に一般会計の人件費は、その1人分の減となります。

以上で議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第17号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第10、議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あした9日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あした9日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございまして、歳入歳出それぞれ10億8,750万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,750万円とするものでございまして、前年度当初予算に比べまして1億2,550万円、13%増でございます。この増額の主なものは、介護保険事業の大半を占めます保険給付費の対前年度比増額でございます。なお、この後ご審議いただきます議案第21号 平成29年度介護保険特別会計補正予算（第3号）と比較しますと、167万6,000円、0.2%増の予算でございます。本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が90.3%、地域支援事業が6.2%、合わせて96.5%を占める予算でございます。

水色の仕切の後ろ、予算の説明であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。2、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料2億3,155万6,000円、前年度に比べ2,029万6,000円の増は、保険料改定に伴うものでございます。

その下、1つ飛びまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億7,563万2,000円は、保険給付費の介護施設分の15%、その他分の20%、国の負担区分による計上でございます。

その下、同じく款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金5,796万1,000円は、保険給付費の5.9%を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金（介護予防事業）1,146万2,000円は、新総合事業合計4,584万9,000円の25%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）828万9,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用2,153万2,000円の38.5%の計上でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億7,507万円は、保険給付費の28%の計上でございます。

目2地域支援事業支援交付金1,283万7,000円は、新総合事業に係る地域支援事業費の28%の計上でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億4,364万5,000円は、保険給付費介護施設分の17.5%、その他分の12.5%、それぞれ県の負担区分による計上でございます。

次の項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）573万1,000円は、新総合事業合計4,584万9,000円の12.5%の計上でございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）414万4,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担分19.25%の計上でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1億2,279万9,000円は、前年度に比較しますと1,748万8,000円の増額計上でございます。保険給付費の12.5%の負担区分により一般会計から繰り入れを行うものでございます。

目2地域支援事業繰入金（介護予防事業）573万1,000円は、新総合事業に係る負担区分12.5%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）414万4,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の19.25%の計上でございます。

5ページに移ります。目4その他一般会計繰入金2,192万5,000円は、節1職員給与費等繰入金1,205万4,000円、これは介護保険事業に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でございます。節2事務費繰入金987万1,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

次の目5低所得者保険料軽減繰入金は149万1,000円の計上でございます。

次に、一番下の欄、款10繰越金は507万8,000円の計上でございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページからが歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,038万円の計上は、節2給料から節4共済費まで職員2人に対する人件費でございます。

中ほどの節7賃金231万円は、介護認定訪問調査員に対する賃金で、約420件を予定しております。

7ページをごらんください。中段、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等381万円の

計上でございます。節12役務費、主治医意見書作成手数料300万円、約600件分、節13委託料、訪問調査業務委託料81万円、約180件分を計上したものでございます。

目2 認定審査会共同設置負担金606万1,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置してあります審査会設置負担金でございます。

次に、款2 保険給付費でございます。項1 介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の方に対するものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費3億4,353万円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付で、ホームヘルパー、デイサービス等のサービスに対する費用で、前年度比5,343万円の増額計上でございます。利用者等の増加が要因でございます。

次に、目2 特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで、通常ですと1カ月前後かかりますので、急を要する場合等、申請をすることにより、認定以前に申請日からサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、1段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

最下段から8ページにかけて目3 地域密着型介護サービス給付費1億6,218万円は、前年度比2,168万4,000円の増額計上で、利用者の増加等が要因でございます。

8ページの中段、目5 施設介護サービス費3億3,594万円は、前年度比7,440万円の増額計上でございます。介護福祉施設入所者に対する施設サービスの給付費で、入所者の増加等が要因でございます。

目7 居宅介護福祉用具購入費110万4,000円、次の目8 居宅介護住宅改修費は324万円の計上でございます。

目9 居宅介護サービス計画給付費4,092万円、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございます。介護支援専門員に対するものでございます。

9ページをごらんください。項2 介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービス等諸費は介護度の軽い要支援1、要支援2の方に対する給付費でございます。サービス内容はほぼ同様でございます。全てにわたって予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設入所サービスはございません。

目1 介護予防サービス給付費2,280万円の計上で、前年度に比較しますと1,605万6,000円の減額計上でございます。新総合事業への移行が完了し、実績を勘案した見込み額の計上でございます。

次のページの目8 特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございます。ほぼ前年と同額の計上でございます。

10ページの中段になります。項3 高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございまして、目1 高額介護サービス費は要介護1から5の方に対するもので、1,800万円の計上でございます。

その下、項4 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費は300万円の計上でございます。

11ページをごらんください。上段、項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費3,600万円は前年度並みの計上でございます。

次の項6 その他諸費、目1 審査支払手数料55万2,000円の計上は、介護給付費の審査支払いに対する国保連合会への手数料でございます。

次に、款3地域支援事業費は、新総合事業に関係するものでございます。目1介護予防生活支援サービス事業費2,645万6,000円の計上で、前年度に比較しますと1,747万5,000円の増額計上でございます。

12ページをお開き願います。目2介護予防ケアマネジメント事業費469万5,000円の計上でございます。これは電算システム使用料と介護予防ケアマネジメント事業負担金を計上したものでございます。

次に、その下の欄でございますが、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費1,457万5,000円の計上でございます。主なものは節8報償費352万4,000円、節13委託料976万7,000円で、介護予防サポーター養成講座、らくらく健康塾、水中運動教室、ふれあい広場など介護予防事業の中心的な予算でございます。

13ページをごらんください。項3包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,821万1,000円、前年度比424万9,000円の増額計上は、新総合事業の中核を担う地域包括支援センターの3人分の人件費、事務費の計上でございまして、社会福祉士1人の増員を予定しております。

14ページをお開き願います。中段、目6在宅医療・介護連携推進事業費141万4,000円、節19負補交、ちちぶ在宅医療連携拠点事業負担金95万9,000円は、在宅医療を希望する患者のための医療相談などを行うもので、平成29年度まで県負担金で運営されていましたが、平成30年度から秩父郡市1市4町の負担により継続して運営するため、新たに計上するものでございます。

15ページ、一番下の款7予備費でございますが、696万9,000円の計上でございます。

16ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。



◎議案第18号の説明

○議長（大澤金作議員） 日程第11、議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、あした9日、審議を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、あした9日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえまして、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、内容のご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,600万円で、前年度当初予算に比べて1,395万円増額の予算でございます。

水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿って主なものをご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料7,602万5,000円、目2普通徴収保険料、節1普通徴収保険料2,618万9,000円、節3滞納繰越分55万4,000円の計上でございます。これは埼玉県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料を見込んだものでございますが、現在の被保険者数より135人の増加が見込まれておりまして、前年度当初予算と比較しまして1,213万3,000円の増額でございます。

中段の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金130万8,000円は、町の事務費に対します繰入金でございます。

目2保険基盤安定繰入金3,153万6,000円は、低所得者に係る保険料軽減額を見込んでおり、所得に応じて7割、5割、2割が軽減されております。なお、この負担区分は一般会計で措置されており、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

4ページをお開きください。下段の款5繰越金、目1繰越金27万1,000円の計上は、今年度の繰越額を見込んだものでございます。

5ページをごらんください。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費72万4,000円は、主に保険証を送付する郵便料でございます。

その下の項2徴収費、目1徴収費でございますが、58万7,000円の計上でございます。保険料の徴収に要する費用でございますが、主なものは節13委託料の保険料賦課などの電算処理委託料32万5,000円でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億3,430万8,000円は、先ほど歳入でご説明申し上げました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を合わせまして埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金10万円は、過年度分の資格喪失や所得変更に伴う償還金の見込み額でございます。

以上、簡単ですが、議案第18号の説明とさせていただきます。



◎延会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 次会日程の報告を行います。

あす9日は午前9時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。



◎延会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 1時31分

平成30年第1回皆野町議会定例会 第3日

平成30年3月9日（金曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

1、次会日程の報告

1、散会の宣告

午前9時01分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	町民生活 課長	玉谷泰典
健康福祉 課長	浅見幸弘	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
教育次長	設楽知伸		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時01分)

- 議長（大澤金作議員） おはようございます。ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、議案第15号 平成30年度皆野町一般会計予算を議題といたします。
議案の説明は8日に終了しております。
よって、これより本案に対する質疑を行います。
質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。
なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。
5番、常山知子議員。
○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。まず、私は一般会計予算大綱について、幾つか質問をさせていただきます。

今回も出されています重点施策の中で、楽しく子育て・元気で長生きができるまちづくり、(3)の学童保育所サポート事業について質問します。まず、平成28年度子育て家庭への支援、働く女性への支援とうたって、学童保育所保護者負担の無料化が始まりました。ところが、今回定員を超える申し込みがあり、今度4月に6年生になる子供たちが一律に入所できないという事態が起こりました。7日の大塚議員の一般質問でも取り上げられました。この無料化が始まった時点で、多くの入所希望者が出ることは想定はしていなかったのでしょうか、まずお聞かせください。

次は、その大綱の3ページ、学力の向上、新規事業ですが、放課後子供教室の実施について、もう少し詳しく説明をしてください。

あと、5ページの笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり、(2)、旧日野沢小学校解体工事について、旧日野沢小学校を解体するという提案がされていますけれども、これは地元住民の意見は聞いていただいたのか。そして、住民の方はどういう意見を持っているのか。現施設の状況、今の状況ですね、施設の維持管理の経費、ここに至る、ここに解体するという経緯、それを教えていただきたいと思います。

それから、次は会計予算案について、2つほど行います。まず、議案の15号の7ページ、地方債について、上水道広域化施設整備事業、地方債についてお聞きします。去年の、私この3月議会でも質問をしましたが、そのときの前の総務課長が10年間借金をすると。そして、半分は交付税措置ということで。そういうことを答弁されました。去年は、会計の補正予算には去年起債した5,180万円が4,180万円に

なっておりますけれども、その起債があった。今回は720万円ふえて5,900万円の起債。こうして毎年毎年10年間借金をして、上水道広域へ出資するわけですが、莫大な借金になると私は思います。そうしなければ、これから秩父地域の上水道が成り立っていかないのか。こうなりますと、私は水道代が最初の説明をしていただいたときには安くなると。特に皆野、長瀬、水道代は大変安くなるという説明を伺ったことがあります。ですけれども、こういうふうには毎年借金をして出す。本当にこれが安くなるのか、水道代が安くなるのか大変疑問でございます。その辺で、これから5年間の水道代の見直しということを知っていますけれども、説明をいただきたいと思っております。

それから、最後になりますが、飛びまして80ページの款教育、項社会教育費、目文化財保護費、委託料で前原の不整合、この遊歩道設計業務委託料が48万6,000円計上されました。前原の不整合付近の整備につきましても、誰が見てもきれいになったねという声を聞きます。見通しもよくなりましたし、狭い道ですけれども、安心して運転ができると喜んでいただいています。今回の予算は、遊歩道設計ということですが、遊歩道の完成まではいつごろになるのか。それから、あとトイレの設置の予定もお聞きします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんからのご質問にお答えいたします。

最初のご質問の学童の無料化に伴う申し込みの増加が見込めなかったのかといったご質問でございますけれども、平成27年度に皆野学童保育所を増築しております。1棟ふやしました。皆野小学校プールの後ろに建てた建物ですけれども、そこで受け入れ態勢を強化いたしました。そうしたことから、28年度から無料化になったわけですけれども、想定を超えるという申し込みがありました。これに伴いまして、既存の施設が活用できないのか等いろいろ検討しましたけれども、設備や支援員の体制などで、保育の質や子供の安全の確保ができないということから今回の事態になったわけなのですけれども、1棟増築をして対応する考えだったということでございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

まず、予算大綱のほうの5ページ、笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり、(2)番の旧日野沢小学校解体工事の件でございますけれども、日野沢小学校につきましては明治7年に開設されて以来、平成14年に閉校になっております。128年の長い歴史を持つ学校でございます。その後、平成24年からは一般に貸し出しをいたしまして、27年でその賃貸契約が終了しております。その後は町のほうで管理をしているわけですけれども、老朽化が著しく、建物におきましても危険な状態になっております。また、外部からの侵入というような懸念もありまして、近隣の住民等にも不安を与えかねないというような状況になっております。

今回そういったことを踏まえまして、取り壊しを行うわけですが、地元の住民に説明をしたかということでございますが、説明会等を開催しての説明というのはしてございません。ただ、こういった状況であるということは、地元の住民の方も十分認識しているものというふうに考えております。そうしたことから、今回取り壊しをいたしまして、あそこの日野沢地域につきましては自然豊かで、日野沢川、清流も流れております。そういった環境を生かして、後の整備のほうを今後検討していきたいというふうに考えております。

維持管理経費ですけれども、ちょっと手元に細かい数値はございませんが、今現在、町で管理している

状態ですので、特段手を入れて何か維持管理ということはしておりませんので、経費的にはほとんどかかっていない状態でございます。

それから、予算書のほうの歳入、17ページになりますか、町債の中の衛生債、上水道広域化施設整備事業出資ということになります。これにつきましては、水道広域化に係る建設改良事業費のうち、国庫補助の対象となった事業費の3分の1を構成市町村で負担するというものでございまして、負担につきましては出資という形で起債を借り入れて対応するというものでございます。この起債を起すに当たりまして、内容につきましては充当率が100%、議員さんおっしゃいますように交付税措置として50%が措置されるという内容でございます。これにつきましては、平成29年度から平成37年度まで借り入れるということで計画がされております。

今年度につきましては、29年度に比べまして720万円増額となっておりますが、これにつきましては内訳ですけれども、基盤整備等強化事業、これは主に老朽化した施設を改修し、運営基盤強化につなげるための事業ということになります。これが広域のほうからの数値ですと、375万7,000円の事業費でございます。広域化事業分といたしまして、広域化による各地域間をつなぐための事業、これは給水戸数による按分で算定をされております。これが5,529万円でございます。この事業費に係る5,900万円を、30年度で出資債として起債をするものでございます。

なお、水道料金安くなるという当初の説明があったということでございますが、今の段階で今後安くなるかどうかというのは、広域水道のほうの確認は今のところこちらではとっておりませんので、答弁については差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 予算大綱の3ページ、放課後子供教室の実施についてご説明申し上げます。

放課後子供教室の目的は、学力向上でございます。学年が進むにつれて、学力に不安を覚える子がふえております。小学校低学年のうちから補充授業を行い、学習のつまづきを解消することが大切であると考えております。小学校2、3年生を対象に、算数中心の補習を行います。学習支援員と放課後子供教室指導員を兼ねることによって、学習の連続性が保たれるということを期待しております。放課後子供教室は、皆野小学校、国神小学校、三沢小学校、3校に設置する予定であります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

一般会計予算80ページ、教育費、社会教育費、文化財保護費委託料、前原の不整合、遊歩道設計業務委託料です。こちらにつきましては、駐車場から前原の不整合までの遊歩道を整備するため、設計業務を委託するものでございます。平成30年度に遊歩道の設置場所の検討、それから土地所有者との交渉、遊歩道設計業務委託、関係機関との調整などを行います。また、その時期ですけれども、全ての予定が順調に進んだ場合につきましては、平成30年度内に遊歩道整備工事を行うことも検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 常山議員さんのご質問にお答えします。

トイレの整備ということでございますけれども、同様の質問を常山議員さんから、以前からいただいて

おります。来年度につきましては、整備の予定はございません。今後、状況等を把握しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ありがとうございます。

まず、私は最初に質問をしました学童保育所サポート事業について、もう一度質問をします。本当にこの無料化が始まって、27年度には皆野の学童保育所に新しい保育所をつくり、受け入れ態勢は大丈夫だったと。そういうことですが、想定を超える申し込みがあった。そういうことですが、入所者の希望者は昨年12月に勤務状況とか、今点数表というものもあるのですね。点数表を提出して、そして面接までしていたわけです。しかし、ことしの2月23日にいきなり入所はできないよ、入所不可の通知を町長の名前、明星保育園の所長の名前で渡された。希望者が多いからというだけで、それも一律に6年生になる子供をどうして入所不可にしたのか、これが保護者の疑問です。無料化した時点で、これからの入所希望者の調査とか、全員受け入れるにはどうしたらよいか。場所の問題とか支援員の確保など、全員を受け入れるという立場に立ったそういう考え、検討はしていなかったのですか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さんも今おっしゃられていましたとおり、ことしから申し込み書類も見直しを行いまして、真に保育が必要な方の申し込みを受け付けるということで指数表等も追加をいたしました。そうしたことで、ことしの12月に継続の申し込みを始めたわけなのですが、受け付けのときにも面接をして、必要な時間の保育を認めていくといったことで、保育ができる家庭については申し込みをいただかないようにして厳格化をしようという取り組みのもとに、そういった申し込み方法になりました。申し込みがまとまったのが1月の下旬でございまして、その時点にならないと最終的に人数が取りまとまらないわけでございますので、その後指定管理であります明星学童保育所と数回にわたりまして入所の協議を行い、できれば全員の方の受け入れをお願いをしたわけでございます。

理由につきましては、先ほど申し上げたとおりなのですが、指定管理者のほうでもできる限り受け入れをしたいのだけれども、保育の質や子供の安全の確保ができない。そういったことから、全員の受け入れはできなかつた、こういったことでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私も子供を育てながら働いてきた者としては、本当に2月ぎりぎりになって、今回からは受け入れられないよという通知をもらったら本当にどうしたらいいのか、安心して働くこともできない。そういうことを、すぐお母さんたちの話を聞いて考えたのですけれども、だからこそお母さんたちは4月のことを考えて、本当に困って課長に会うこととしたのだと思うのです。今、皆野町は子育て支援の町だ、高らかにうたっています。本当にお母さんたちもそういうことでは、ああ、皆野はいい町だねと言っております。子供が毎日元気で放課後も過ごせる場所があるなら、お母さんたちも安心して仕事をすることができます。それでこそ子育て支援の町と言えらると思います。この問題、6年生の入所不可、これ一律に、必要度が高い低い、そういうことも関係なく一律に6年生を入所不可にしたということ、非常に問題が私はあると思います。町長、この6年生の今回の入所不可を撤回する考えはありませんか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私も子育て支援につきましても、他の自治体に負けないようにということで取り組んでまいりました。この学童の関係でございますけれども、確かに全員受け入れたいと、こういう気持ちは質問者と同じ気持ちを持っております。しかし、余りにも多くなり過ぎて、質の問題、安全性の問題等々、明星さんのほうから、とてもそうしたことがクリアできないと。こういうことで、何とか人数をもう少し減らしてもらわなければならないということもございました。そんな関係から、それでは例えば6年生のAさんは入所させられるけれども、Bさんはお断りしなければだと。こういうことになると、より混乱を起こすわけでございますし、私個人的には6年生くらいになりますと、自宅でいわゆる予習や復習をしたり、そうすることも大事なことだろうと、こんな思いもあります。そんな関係から、本当にやむを得ない決断をさせていただいたと、こういうことでございますので、これを見直す考えは今のところありません。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） せっかく始めた子育て支援の、こういうことで結果がもう入所できないというふうなことになってしまって本当に残念なことなのですけれども、私はもう入所者が多くなってきたということも、もう2年間たっているわけですから、もう前の年から希望者を募って調査をして、どのぐらいの入所者がいるのかというそういうところを見て、やはり1年前、これが始まってもう2年たつわけですが、もうちゃんと予定つけていく必要があったと思うのです。

そして、それからもうこれは極端かもしれませんが、では明星学童のほうで、もうこれ以上の子供たちが受け入れられないと、そういうことが言われているわけですから、支援員の問題とか子供の安全の問題、本当にわかりますよ。行ってみればたくさんの子供がいて、本当に支援員さんたちも一生懸命子供を見て回っているわけです。そういう中で、では町はどうしたらいいのだ。無料にして、子供を安全に受け入れる。そのために、もし明星の保育所がだめだったら、では町で町営学童クラブをつくれればいいではないですか。そのぐらいの考えで子育て支援をやっていただきたいのです、私は。ぜひ、こういう撤回はできないということで町長の答弁ですけれども、せめて夏休み、長い時間あります。冬休みも、これから春休みに向かっていきます。そういうときに毎日子供を1人にして、お母さんが仕事に出かける。非常に心配だと思います。この長期の夏休み、冬休み、そういうところだけでも、こっちも一歩譲って、ずっと譲って、そういうところでは対応を考えることはできませんか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

先日、一部の保護者の方からお話を聞きたいということで対応いたしました。そのときにも、保護者の方から夏休みだけでも保育をしていただけないかという希望をいただきまして、町のほうでもできる限り検討してみますということでご回答しています。なお、検討内容については、入所できなかった不承諾の通知を出させていただいたご家庭のほうに結果を通知する、なるべく早目にお答えするというご回答しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ本当にお母さんたちが安心して働ける、そういうことを町としてしっかりと対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、あと学力向上のことも放課後、塾ではないのですよね、これはね。だけれども、やはり子供たちが学力を伸ばす、そういうことに一步一步教育委員会というか、学校のほうで力を尽くしてやって

いくことは、私はいいと思うのですけれども、この放課後子供教室というのはこういう塾をやるためのとか、学力、勉強をやるための教室なのですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんの質問にお答えします。

学力を向上させるための教室だと理解しております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。私にすると、小さい子供たちがこういうふうな学力向上で勉強に行くというのでもいいかもしれませんが、もっともっと伸び伸びと遊んでほしいなということも考えます。これは結構です。

次に、旧日野沢小学校の解体の問題です。地元の説明会は開けなかった。しかし、やっぱり小学校に通った方、本当に思い入れがある方もいらっしゃると思います。町長も通った一人だと思えるのですけれども、やっぱりそういうところを解体してしまうというのは非常に残念なことなのではございますけれども、128年の歴史、本当に老朽化が進んでいて、今何の活用もされていない。そういうところではいたし方ないのかなと思うのですが、やはり今度どういう公園をつくるのかあれなのではございますけれども、ぜひ地元住民の方ともいろいろと協議をしていただいて、ああ、いい公園ができたね、行って遊ぼうではないですけども、みんなが利用できるような公園をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あとは、文化財保護の前原の不整合のことではございますけれども、30年度内に見通しがあると、そういうことですが、ぜひトイレの設置については、来年度は考えていないということですが、私も見ていると、たまに通るのですけれども、だんだん季節もよくなってくると、破風山に登る人の車がちらほら見えるときがあります。随分場所も、駐車場も認識されてきたのかなと思うのですけれども、ぜひこれも考えていただいて、本当にいい場所にしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 林太平です。幾つか質問させていただきます。

まず最初に、40ページの節15老人福祉センターの中のお風呂の改修工事について相当な予算がついているので、この改修はどの程度になるか、1点お伺いいたします。

続きまして、44ページ、節13委託料、自殺対策計画の委託料と書いてありますけれども、これは国がやり始めたのに追随してやる事業だか何かもお伺いいたします。

それと、46ページ、節19小規模水道設置費補助金、これについてもどこに今度は補助金が出るかもお伺いいたします。

それと、59ページ、節8、それと節13、これとは関連しているようなのですけれども、除雪の協力隊報償金、また下へ行くと除雪事業委託料、そして60ページになると、また節19で除雪機の購入費補助金、除雪対策費補助金等々いろいろありますが、この辺のところについての説明をよろしくお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 2番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、40ページの款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉センター費の節15工事請負費、風呂改修工事費でございますけれども、長生荘の風呂につきましては昭和56年の建築以来、ぐあいが悪くなると

ころが出ますと修繕をして使用してきましたけれども、特に浴槽が漏水をしまして、防水工事また塗装工事等もしておいたのですけれども、完全に直り切らないということで、今回抜本的に改修をしたいということで、男女の浴室の浴槽の取りかえとそれに伴う配管の工事、そして床も、当然浴槽を取り外しますの床も新しくする。あるいはシャワーとかの金具類も調べてみたところ、平成15年に取りかえていまして、もう既に15年近く経過しているということですので、そうした老朽化したものは取りかえたい、そんな考えであります。また設計等ができていませんので、詳しい内容は設計ができてからということになるかと思えます。

もう一つ、44ページ、予防費になります。目2 予防費、節13委託料、自殺対策計画策定業務委託料でございます。313万2,000円でございますけれども、これは自殺対策基本法に基づきまして、平成30年度までに各自治体で策定が義務づけられているものでございます。目的としますと、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指し、関連施策と有機的に連携した総合的な自殺対策を計画するというものでございます。これは補助金がありまして、2分の1の補助金がございます。補助金につきましては、歳入の12ページ、県支出金、項2 県補助金、目3 衛生費県補助金で、節2 予防費県補助金、こちらで補助金が対応していると、こうした内容でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 2番、林議員さんからの質問にお答えします。

46ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費、節19負担金、補助及び交付金、小規模水道設置費補助金486万2,000円についてご説明いたします。486万2,000円のうち大きなものとして、高府地水道組合の取水施設改修工事、第2期工事になりますが、に対する補助金147万7,000円、それから五十新田水道組合の配水管布設がえ工事に対する補助金260万4,000円がございます。高府地水道組合につきましては、昭和33年に設置をされまして、その後秩父高原牧場の開設、また現在はポピーまつり等でもにぎわっているわけですが、需要が年々ふえております。取水口につきましても、需要に対して整備する必要があるということで、これまで取水口については3カ所設置をされておりまして、需要に対して供給が追いつかないということで、水不足の問題も起きているわけですが、平成29年度、今年度第1期工事として取水口の一番下側の取水施設の改修工事を行っております。それに続く第2期工事となります。この改修工事は、第1期工事と同じく取水口の改修を行うことで、取水のロスをなるべく少なくすることを目的としております。工事の内容ですが、高府地水道組合の浄水場の一番上の取水口の堰堤のかさ上げ、それから取水ますの設置が主な内容です。また、工事箇所が、重機が自力でおりられない場所になっておりますので、クレーンによる重機の上げおろし作業も見込んでおります。

それから、五十新田水道組合ですが、やはり昭和30年代に設置された水道組合ですが、当時の施工につきましても4メートルぐらいの塩ビ管になると思いますが、継ぎ手も当時はちゃんとした継ぎ手がなくて、あぶってくっつけていると、接合しているような施工方法だったと聞いておりますが、その昭和30年代に布設した配水管の本管部分の布設がえ工事となります。近年、水道管の老朽化等により漏水がふえているわけですが、年々各家庭に向けて配水される水量のうち、実際に使われる水量が減少している状況です。年々漏水がふえているという状況でございます。水源についても厳しい状態で、また漏水箇所も特定できない状況となっているために、配水管のうち約435メートルの部分について布設がえを行うものです。両工事とも、事業費のうち町の一般会計におきまして7割の補助を見込んでおりますが、残りの3割につい

ては地元負担となります。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 2番、林議員さんからご質問をいただきました59ページから60ページにわたります款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、それぞれ除雪対策の事業についてご説明申し上げます。

まず、節8報償費でございますが、こちらにつきましては役務の提供に対する代償であり、謝礼金の意味合いの多いものでございます。現在、2者の方に協力をお願いしております、役務の提供のことですので、実行できない場合には13節委託料の業者の方に除雪をしてもらうような形をとっております。金額としますと、2者の方と2万円の単価で5時間で見積もらせていただきました。

続きまして、節13委託料、こちらにつきましては10センチ以上の降雪に自動出動する場合は19路線、14.92キロメートルあります。こちらが8業者さんをお願いしてございます。

続きまして、随時出動、こちらは行政区等からの依頼に基づきまして、適正と認められる箇所に業者に除雪をしていただいております。これが7業者でございます。見積もりといたしますと、自動出動が8業者で、単価が同じく2万円、それが4時間です、64万円。随時出動が7業者2万円で3時間、こちらが42万円。64万円と42万円で106万円の見積もりでございます。

続きまして、節19除雪対策補助金でございますが、こちらは皆野町除雪対策事業補助金交付要綱に基づくものでございまして、こちらも積雪10センチ以上、1降雪時に単価1万8,000円としまして、行政区を対象に補助金を交付してございます。現在の27行政区ではなくて、合併前の57行政区が対象でございます。見積もりとしますと、47地区に単価を掛けまして84万6,000円の計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） いろいろ説明していただきまして、大体わかりました。

お風呂の工事につきましては、前々からいろんなところが、設備も悪くなっている部分もあるということなので、予算内でできる限りのきれいなお風呂体制をしてもらえればと思っております。

それと、小規模の水道設備設置の補助金については、私も山で育ったものですから、水の無いのは大変苦しいことで、ぜひその辺のところをいろいろ教育、いろんな問題があると思えますけれども、山のほうで水がないということは一番苦しい状況を感じている人はいっぱいいると思えますので、もしだったらみんな意見としては、町の水道を上げてもらえないかという意見が多いぐらい山の人には心配しております。ぜひ水道工事の小規模の補助金等々でできて、いい水源があつたら、いいところから引くような方法でぜひご検討願って、山の中で道も大切ですが、何が大切かといったら、自分が住んでみて一番困るのは水だけです。水があれば、あとは金がないのは何とかすれば、働けば何とかなると。そのような気持ちでいましたけれども、水だけはどうにもなりませんので、水の小規模事業については、これからも山の隅々まで気を使っただけのようにぜひお願いいたします。

それとあと、先ほど言った自殺対策につきましては委託するということになってますけれども、どこへまず最初それを委託するか。委託料と書いてありますけれども、委託はどうなのか。その辺がちょっとあれなのですけれども、国の事業で補助金も出るというような話でありますので、ぜひその辺のところもこれから、自殺者があつては困ることなのですけれども、自殺者のないように対策を考えていただければと

思います。

それと、最後になりますけれども、除雪補助金とかいろいろ報償金、なぜかという、この前も雪が降ったとき、皆野の上大浜区では、ある業者さんが朝早くから掃いてもらって、役場で指示して掃いてもらったのかと思ったら、そうではなくて業者さんが自分から掃いたのだという話を聞きました。そして、その辺については、お礼はどうかは聞かなかった。企業的にもでっかいからいいかと俺が冗談を言ったぐらいですから、その辺はいいのですけれども、いろいろ補助金が出してあって、もし掃いてもらった人にお礼をするのだったら、その名前を聞いて、大体幾らでもいいからお礼をしてもらえれば、皆さんが喜んで、自主的に朝3時ごろからやっていたという話も聞いて、近所の人随分早くからやってもらってよかったという話も聞いています。これについては町から指示があったので、町のほうが対策がよかったのではないかと話を聞きましたので、そうだと思いますと言っておきましたので、町でやったことになっていますので、ぜひその辺のところもこれからは補助金、お礼をするのであれば均等に皆さんにやっていただければありがたいと思います。

そして、1点だけ除雪機の機械を購入するとか秩父市の人にこの間聞いたのですけれども、通学路を掃くだけの除雪機を補助金でもらって、各地域に1台ずつ預けたという話も聞いていますので、皆野は山もあるしいろいろあるので、歩道のところの通学路を掃く除雪機を買うというのではなく、買ってもらえば一番いいのですけれども、近所の人たえ10メートルずつでも掃けば何とかなるのかなと思って、自分でも朝起きて通学路だけかと思って一生懸命やる時があるのですけれども、みんながそのような気持ちになっていただければ、除雪機を買わなくても何とかいい方向に行くのではないかといつも思っていますけれども、もしそのような除雪機が欲しいというような意見が多くなりましたら、補助金を出してもらおうような方向に進んでもらえればありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 予算大綱のほうから、3ページのマレットゴルフ体験会というので、私もスポーツが好きでいろんなのに興味を持っていますけれども、初めて聞いたので、スマートフォンでちょっと調べてみたら、ゴルフのミニチュア版だというようなことなのですが、打数を少なく回るのがゴルフと一緒にしたいのですけれども、これを体験するという事は、一番近いところでどこで体験できるのですか、お伺いします。

それと、予算書の中で22ページ、委託料の例規集のデータベースの業務委託料というのは、今まで気がつかなかったのですけれども、毎年このぐらいな予算がかかっているのか伺います。

24ページ、節15工事請負費の、先ほど常山議員さんも伺っていましたが、旧日野沢小学校の校舎の解体ですけれども、まだ正式には決まっていない。公園ということでしょうけれども、その辺を少し教えてください。

29ページ、これも節13委託料で、公図の補正と土地台帳の補正業務委託料で、これは前聞いたところによると、半年ごとの補正というようなことみたいですが、仕事柄秩父市などで閲覧しようと思って行ってみますと、平成28年度から補正をしないで1筆ごとの、法務局と同じような方法を取りたいようなことを秩父市では言っていますけれども、1筆150円で閲覧というようなことですが、法務局は謄本が600円、公図が450円、1筆調べるのに450円というようなことですが、その辺の絡みを少し教

えてください。

最後ですけれども、41ページ、負担金、補助及び交付金、チャイルドシート購入補助金というのがありますけれども、これは1件の単価を教えてください。お願いします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 宮前議員さんの質問にお答えいたします。

皆野町一般会計予算大綱のスポーツの推進、マレットゴルフ体験会、こちらの事業につきましては、マレットゴルフ、こちらは子供から高齢者まで年齢を問わず行うことができるスポーツで、主に長野県において盛んに行われております。町スポーツ推進委員と連携いたしまして、町民の生涯スポーツの推進、また健康増進のため、新たなスポーツとして普及を図りたく体験会を開催するものでございます。

近くのマレットゴルフ場につきましては、東松山市にございます都幾川リバーサイドパーク、こちらを今のところ体験会を予定しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 4番、宮前議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、予算書の22ページ、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、節13委託料の例規集データベース業務委託料になります。これにつきましては、条例等を改正なり制定された場合に、それをシステムに反映させて見られるようにするというものでございます。例規集のデータベースのシステムの使用料と、その条例等改正があった場合の改正の委託料という形になります。今年度につきましては、213万9,000円計上してございますが、ここ数年は同額を計上させていただいております。

それから、次の24ページ、款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費、節15工事請負費の中の旧日野沢小学校校舎解体工事費でございます。これにつきましては、先ほど常山議員さんのときに説明したとおりでございますが、その後の取り壊した後の活用といいますか、それにつきましてはまだ正式には決定はされておきませんが、日野沢小学校がここにあったというような記念碑的なものも含めまして、整備を考えたいというふうに思っております。先ほども言いましたように、すぐ下は日野沢川が流れておりまして、自然が豊かな場所でございますので、多くの町外の方等がおいでいただけるような形で整備ができればというふうに考えておりますので、今後地元の方のご意見等を参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 4番、宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書29ページ、款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、節13の公図補正委託料についてお答えをいたします。これにつきましては、法務局で登記をされたもののデータというのですか、それを町がいただきますして、町である公図を補正するものでございます。補正というのですか、加筆訂正をするものです。それに伴って公図も書きかえが必要になりますので、その書きかえがされたものの公図の作成料というのですか、その費用でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 4番、宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

41ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の19節チャイルドシート購入費補助金25万円についてでございますけれども、こちらのチャイルドシートですが、購入費の3分の1の補助で1万円が上限でございます。1万円の25台分ということで25万円の計上でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 大変失礼しました。先ほど宮前議員の質問に対してちょっと漏れがありましたので、追加の回答をいたします。

法務局では、公図土地等の閲覧ということで、幾らということでおっしゃっていましたが、町の場合は公図等土地の閲覧につきましては1単位200円になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 予算大綱のほうのマレットゴルフは了解いたしました。一番近いところが東松山だというようなことで、これからのスポーツだというようなことを把握できました。ありがとうございました。

それと、予算書のほうの22ページの例規集ですけれども、これも例年どおりというようなことで了承いたしました。

24ページの節15工事費の旧日野沢小学校というところで、総務課長のほうも先ほど話されましたけれども、すぐ前というのですか、日野沢川が流れている関係で、川と一体となったような遊べる公園でもできればいいのかなと思っております。

それと、29ページの委託料の公図のほうは了承いたしまして、土地台帳のほうですけれども、自分も勉強不足でよくわからないのですけれども、秩父市も吉田のほうは国土調査なんかやっていないのですけれども、土地台帳を調べるのに1筆幾らで始めるというような話があるのですけれども、それが正しく直っているようだったら、登記所の場合だと450円で、吉田の総合支所に行けば150円で調べられるなら、そのほうがいいなどは思っているのですけれども、皆野町にはまだそのような計画というか話というか、法務局のほうからは、町自体としては考えていないのでしょうか。

それと、41ページの節19のチャイルドシートですけれども、3分の1負担の上限が1万円で25件分だということで了承いたしましたけれども、私も孫ができて、昨年チャイルドシートを自分で購入してみました。これは、親でなくても、そういった関係でも補助が受けられるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 4番、宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

土地台帳の閲覧につきましては、町では1件200円でございます。法務局で登記されたものを町のほうでいただきまして、それを訂正をしております。ただ、若干のタイムラグはあるということはいし方ないかなというところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

町内の当然お子さんということだと思っておりますけれども、該当になります。

〔「じいさん、ばあさんでもいいんでしょう。町内に住んでいる人の孫なら」〕

「子供が町内じゃない」「じいさん、ばあさんが町内か。何なの、子供が町内」と言う人あり]

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 宮前議員さんのご質問ですが、手元に資料がない部分もありますので、よく確認をして、また回答させていただきます。

○議長（大澤金作議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 今のチャイルドシートの件は了承いたしました。

それと、29ページですか、土地台帳の補正というのも了承しましたけれども、若干ずれるというようなことですが、自分では半年かなと思っていたのですけれども、3カ月ぐらいの間に補正が入るといような感じでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 宮前議員の質問にお答えいたします。

年4回補正業務を行っております。補正業務につきましては、シルバー人材センターに委託をして台帳の補正をしていただいております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 了承いたしました。先ほど自分が話した秩父市のほうの件ですけれども、そちらのほうも自分で調査して勉強してみたいと思います。

以上、ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時27分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 先ほど宮前議員さんのご質問で、1件保留にさせていただいておりましたチャイルドシートの件につきましてご回答いたします。

皆野町に居住する乳幼児ということで、乳幼児が皆野町、またその保護者に対する補助金ということで、申請する方も町内の方ということになります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 私は、2点ご質問したいと思います。

38ページ、款3民生費、項1社会福祉費、節14使用料及び賃借料、緊急通報発信機借上料、多分これ昔の緊急通報システムではないかと思っておりますけれども、これ今現在どのくらいの方が利用しているのか。それと、利用している方が年1回か2回、この緊急通報システムを確認というか、いろいろどうい方法でやるかというのをやっているかどうかを質問したいと思います。

それともう一つ、ページ71、款10教育費、項2小学校費、節15工事請負費、三沢小学校体育館補修工事費ですか、何か三沢小学校は時々、以前も恐らく体育館の床の工事をやったと思うのですが、大分三沢小学校は体育館に関しては屋根の雨漏りがあったり床の変形があったり、いろいろあるのですが、何かちょっといろいろな設計上のミスがあるのではないかなというような、そんな気がしているのですが、とにかく今回やる工事はどのような工事だかお聞かせください。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 8番、新井議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書38ページ、上段、節14使用料及び賃借料のうち緊急通報発信機借上料の163万1,000円につきましてですが、現在設置をしてあります数ですが、172台でございます。訂正いたします。29年、昨年12月現在ということでお願いいたします。

それから、点検といいましょうか、確認ですが、毎年11月に社会福祉協議会と合同で単身家庭の高齢者の防火査察を行います。そのときに、緊急通報システムがほとんどの家庭で設置されておりますので、そこで本人に実際に使っていただいて、そのときには消防署の職員も同行いたしますので、あらかじめ署のほうに試験通信が行くということで、何日かかけて町内の家庭を回る、そういった事業を実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 新井議員さんのご質問にお答えいたします。

平成30年度当初予算の71ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費、三沢小学校体育館補修工事費、こちらの工事ですが、この工事を実施します理由から申し上げます。現在、体育館の裏山の土砂の一部が崩落し、体育館の犬走りから壁にかけて堆積しております。床下の換気口の数カ所を塞いだ状態となっております。これにより、床下に湿気がこもりまして、床板の一部を変形させるような事例が数カ所で見られました。変形した床板につきましては、応急的に復旧をいたしました。平成30年度の工事では、その原因となる土砂の撤去と再崩落の防止、それからあわせて床下の機械換気設備の設置をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 緊急通報システムに関しては、いろいろわかりました。孤独死がないように、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

体育館関係に関しましては、わかりました。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何点かお伺いたします。

初めに、予算大綱に基づいて、常山議員もお聞きしていたのをまた聞かせていただいた中で、ちょっと関連でお聞きいたします。そうしまして、いろいろな問題から6年生が今学童保育所にちょっと行けなくなってしまっているという事態がある中で、何としても管理者のほうと自分はちょっと行き会う機会がたまにあるので、前ちょっとだけ聞いていたことなのですが、要は管理、学童の児童を安全に見ていくやっぱり職員の体制というのは非常に重要なものがあると思います。それで、建物は新築されたものも

あるので、ある程度広さ的にはどうかなるのではないかなと推測もできてしまうのですけれども、やっぱりその辺の見るほうの人の人数、手の確保、そういう面から考えますと、それで6年生の人にご遠慮いただいた、5年生まで満杯の申し込みがある現状において、その5年生までの今の体制はどんな感じでしょうか。

余裕がそこで見出しているか、まだそれでも目いっぱいなのか、その辺のところなのですけれども、要は職員の人は大変だと疲れてしまう人がいるわけです。自分の知っている人も、かなり意欲的な人が一度あそこに勤められて、その人は意欲的なだけけれども、何か退職されたというのを知っているから、やっぱりかなりハードな仕事ではないかなと推測できるわけです。そこへいって、5年生までの今の体制がまだハードだとしたら、むしろふやすどころか先生が減ってしまう、見てくれる人が減ってしまう心配も申しなくてはいけいではないか。その辺を、だからいろいろ考えて、その辺の配慮から入っていかなくてはいけいのではないかなというところで、ご意見をぜひ伺いたいと思います。

次に、予算のほうから何点かお伺いいたします。17ページ、上段で新型全国瞬時警報システム受信装置設置事業300万円、かなりの金額で、何をされるのかよろしくお伺いいたします。

続きまして、22ページ中段、文書広報費の中の印刷製本費、これに関してはこれがふえて、議会だよりに倣って、これはどっちでしょうか、町報のほうですね。町報のほうも2色刷りになるということで、この予算が計上されてきているみたいですが、説明のときに議会だよりに倣って町報も2色になるのだというふうにおっしゃられたのですけれども、同時に議会だよりに倣ったという、随分うちのほうもお願いしていたのでありがたいと言わざるを得ないのですけれども、そういうことで、これは2色刷りになるということで、やがてだからここでは別に答弁はいいのですけれども、むしろ一気にカラーを、町報のほうから先にカラーを目指して見ていただきたい。それで、町報に倣って議会だよりもカラーになっていこうと、そういう意見をこれに関して述べさせていただきたいと思います。

次に、24ページになります。先ほど来、大分聞かれておりましたけれども、旧日野沢小学校校舎解体工事、これに絡みまして、解体する部分の大体建物は想像つくのですけれども、はっきりした大きさをちょっと教えてみてください。一応メーンの構造と大きさ、延べ面積をよろしくお伺いいたします。

続きまして、27ページで節15工事請負費700万円、お試し居住、お試しオフィス整備工事費700万円の計上がありますけれども、具体的にどんな感じでやっていかれるのか教えてください。

次に、40ページ、長生荘の風呂改修工事が1,425万円ほど計上されております。これは、かなり先ほど聞かれて、そのお話を聞かせていただいたのですけれども、かなり大規模な浴槽入れかえ、配管、床のタイルの改修、そうするとどのくらいの期間、実際使われない閉鎖期間が発生するのではないかと。工事の期間をどのように、工事の方法というか、やることは大体聞いたので、その感じの中において、どうも閉鎖しないとできない工事ではないかなと推測できるわけなのですけれども、どのくらい閉鎖を見込んでいますか教えてください。

次に、44ページになります。節19の中で健康マイレージ負担金24万9,000円という、ちょっと初めてのようなのがあらわれているのですけれども、この内容を教えてください。

あと少しです。63ページ、節19負担金、補助金及び交付金、宅地開発促進事業補助金300万円、これの説明をお願いいたします。

最後になります。71ページ、ここ2点と想っていたら、新井達男議員が三沢小学校のをお聞きしましたので、これは私もわかりまして、皆野小学校普通教室改修工事、以前も寒かったりで、何か壁つくったり

するとかというのがあったような気がするのですが、一応この具体的などころをお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 3番、小杉議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、予算書の17ページ、町債、目2消防債の中の新型全国瞬時警報システム受信装置設置事業になります。300万円の町債の借り入れになりますが、これの内容ですけれども、現在町にはJアラート、全国瞬時警報システムですけれども、これが設置されております。現在のシステムにつきましては、平成22年度において設置したシステムでございます。最近、北朝鮮によるミサイルの発射等によって、Jアラートによる情報伝達が全国各地で行われているわけでございますけれども、現在のシステムにおきましては、その処理能力の限界に達しているということ。それから、情報伝達の遅延等が発生していること。また、音声は正確に伝達されないというような懸念が生じております。こういったことから、国におきましては新たにシステムを整備をするという内容でございます。こうしたことから、皆野町におきましては平成30年度におきまして、現在のシステムから新型のシステムを整備するというものでございます。

それから、次の24ページになります。24ページ下段の節15工事請負費の中の日野沢小学校校舎解体工事費3,313万5,000円になります。これの建物等の大きさということですが、まず今回解体をいたします日野沢小学校旧校舎になります。これは、木造の2階建てになりまして、延べ床面積で申し上げますが、1,210.17平米、それからもう一つ校舎付随したものがありますので、それが103.20平米、さらに校舎に隣接をいたしまして倉庫とトイレも設置されておりますので、今回あわせてこの建物についても取り壊しを予定しております。トイレにつきまして、床面積が19平米、倉庫が20.20平米。この校舎、トイレ、倉庫合わせまして、合計が1,352.57平米、約409坪になります。この3棟を取り壊す予算として計上させていただいております。

それから、次の27ページになります。上段の節15工事請負費、お試し居住、お試しオフィス整備工事費700万円、それから26ページになりますけれども、中段の節13委託料、この中にお試し居住、お試しオフィス整備業務委託料300万円を計上しております。これは一体の事業でございます、合わせまして1,000万円の事業でございます。事業内容につきましては、町内の空き家を改修いたしまして、お試し移住体験住宅やお試しオフィスとして活用することを目的といたしまして、建物の内装等の一部を地元の大工さんに協力をいただきましてDIY講習を開催し、改修工事を実施する部分と、残りの部分につきましては専門の業者による改修工事を行いまして、空き家1棟の改修工事を実施するというものでございます。移住や創業による定住につなげていくことを目的としているものでございます。

内容につきましては、以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、学童の関連でございますけれども、学童の定員は柔剣道場の柔道場を臨時的に1つ使わせていただく形で、定員35人の4クラス、皆野で140人、受け入れをいただいたのが154人です。国神が1クラスで35人、受け入れをいただいたのが41人、定員を大きく超えて受け入れをいただいております。これは、指定管理者の努力によるところが非常に大きいと思います。特に議員さんおっしゃられたとおり、支援員さんがなかなか集まらない、確保するのが大変だと聞いております。議員さんのご提言を……

〔「だから、やめちゃわないかさという心配が大変で」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 町でも募集に協力してくださいということで、広報でも何回か募集をかけた
りしております。また、町としてできる協力はしていきたいと、そんなふうを考えております。特に支援
員さんの確保につきましては、ご苦労なさっていると聞いております。

予算書のほうの関係に移らせていただきます。まず、40ページ、款3民生費、中段になります。節15工
事請負費の風呂の改修工事1,425万6,000円に関連しての閉鎖が必要ではないかといったことですが、
指名競争入札になるかと思えます。業者さんとよく相談をしまして、たしか裏口、裏から入れる場所
がございますので、工事についてはそちらを利用するような形で、ほかの施設の利用はできるように進め
たいと考えています。当然お風呂については、ある程度の期間が利用できないかと思うのですが、ほかの
利用についてはなるべく支障がないように、一番最善の工法を検討して進めたいと考えております。

もう一点ですが、44ページ下段、節19負補交の健康マイレージ負担金についてでございますけれども、
これは埼玉県が実施しております事業に参加をするもので、その負担金が24万9,000円です。内容とい
たしましては、健康長寿、気軽に楽しく健康づくりに取り組むということで、通信機能つきの歩数計、こ
ちらも100人分の購入を予定しております。こちらが27万円の計上を需用費のほうでしております。また、
歩数計でなくスマートフォンにアプリをダウンロードする形で使用ができるわけですが、それを
身につけて健康ウォーキングロード等を利用していただいて、歩いて健康づくりに楽しんでもらうと。町
内の公共施設に何カ所か端末機を設置しまして、その端末機にかざしますと自分の歩いた歩数がたまって
いきまして、4カ月に1度抽せん会がありまして、抽せんですので全員というわけではないのですが、当
選しますと賞品がもらえるといった事業でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんからご質問のありました、ページでいきますと63ページ、住
宅管理費のうちの19節負補交、宅地開発促進事業補助金についての内容についてご回答申し上げます。

これは、皆野町まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる皆野暮らしを実現できるまち（定住・移住）のう
ち住まいの支援、住宅取得支援制度の充実を具現化する施策でございます。具体的には、別荘地等を除く
宅地開発をする者に補助金を交付するものです。交付条件は、宅地面積200平方メートル以上で、かつ分
譲区画が4区画以上、1区画当たり20万円を15区画を予定してございます。よい意味での他市町との差別
化を図りまして、宅地開発を誘導する施策でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書の71ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費の皆野小学校普通教
室改修工事費についてお答えいたします。この工事につきましては、29年度からの継続事業になります。
内容につきましては、3年生と4年生の教室に間仕切りを設置する工事と、3年生から6年生までの教室
の床の修繕工事の2つを含むものでございます。

まず、間仕切りの設置でございます。皆野小学校は竣工時1年生から4年生までの教室が、昇降口と連
続するホールとつながった、いわゆるオープンスペースの構造となっております。しかしながら、他の
教室等からの騒音により集中を妨げられたり、冷暖房の効率がよくなかったりと課題も多くありました。
こうしたことから、教室を昇降口ホールと仕切るための壁を設置する工事を実施するものでございます。

なお、本年度、既に1、2年生の教室につきましては間仕切りの設置が完了しておりますので、残りの3、4年生の教室の工事を平成30年度に実施したいものでございます。

また、あわせて実施する床の修繕工事につきましては、3年生から6年生までの教室の床の磨耗が激しいため、シーートの張りつけによる補修の工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 学童保育所の状態をお聞きしました。皆野で140人の定員に対して、6年生にご遠慮いただいたけれども、5年生までで154人、定員オーバーではあるけれども、目いっぱい受け入れたと。国神において35人の定員のところ47人、大分オーバーして受け入れているということをお聞きしました。そうすると、補助員でよろしいのですか。

〔「指導員」と言う人あり〕

○3番（小杉修一議員） 指導員の方が、これは大変ですね。これで6年生もということ、またいろいろ大変なところがあるから、頑張って施設的には受け入れられるかなという推測はあるけれども、定員というのは指導してくれる人の人数も大きく影響する部分で設定されていると思うと、それでいて現実それを超えている人を見ないということなので、やっぱりまだまだこれは大変だと。そうすると、この辺はこれに間に合うというよりも、やっぱりやめられては困るという心配をしていかなければならないのではないかと思います。いろいろ募集とか、かけ続けていただくのでしょうかけれども、ここで議論してずっと健康福祉課長が一生懸命答弁してもらっているのですけれども、執行部の参与席の皆さん、一緒にいろいろ考えてくれていることと思うところで、自分なんか教育委員会の人で、放課後3時ぐらいになったら1人ぐらい手伝いに行ける人がいないのかなという感じを持ったりもしてしまうのですけれども、その辺のところを教育長はそんな考えはいかがでしょうか。3時ぐらいになったら、教育委員会の非常勤の人にもうちょっと頑張って頑張って、そっちへぜひ応援に行ってもらおうとか、そんな考えはできないものでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいま小杉議員さんからご質問がございましたが、今教育委員会の仕事、今の現員で精いっぱいございまして、そこまで抛出する余裕はないと考えておりますが。

〔「ああ、そうですか」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ほかの課は……もう一つだけ聞かせてください、では。関連で、みんな忙しいから聞かないことにしますけれども、そういう考えを何か取り入れていってもいいのではないかなと。非常勤の人をもうちょっと集めておいて、今手いっぱいだから、もうちょっと非常勤で集めておいて、3時ぐらいからちょっと応援に回ってもらおうとか、とにかく今の先生がもし疲れてしまったら大変なことになるのは見えるわけですから、そういう感じで、これに関して副町長、いかがですか。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 小杉議員さんの学童に対するご質問にお答えします。

そういう考え方もあるなと聞いておりました。ただ、私も詳しくないのですが、資格、あるいは誰でもいけばいいのだというものではないと思います。

〔「だから教育委員会かなと思って」と言う人あり〕

○副町長（土屋良彦） そんなわけで、いろいろ私も考えてみますが、いずれにいたしましても2時間、3

時間限られた時間の支援員さんの人材確保の深刻度が高いと、それに尽きます。そういうことでございますので、やむなくこの形をとっておるのですが、明星福祉会の定員をオーバーしての対応も含めて、明星福祉会とよく連携して、よりよい方向にいくように考えてまいります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） その方向で、とにかく全力で当たってみてください。なるべく頑張っ、実際現場で頑張っている人を厚遇して、やめられないように、厚遇であれば新しい人も入ってくるわけですから、よろしく願いいたします。

予算書のほうの質問に行きますけれども、全国瞬時警報システムというのが補助金のもと、今年度更新されると。そうすると、北朝鮮情勢で去年Jアラートが鳴ってみたり、テレビなんかのJアラートも自分に言わせればピンポイントで迎撃する時代のわけなのに、北海道のあっちのほうを飛んでいるのに長野のほうでJアラートを目いっぱい鳴らしていた状況で、これ政府のほうもそれに気がついてやるということで、そうするとその補助金で今年度早期にやられるということで理解いたしました。そういうことであれば早期に、またどういふふうに展開するかわからないといえわからないので、よろしく願いいたします。

それから、日野沢小学校校舎、総務課長にお聞きしました。平米で1,352平米、総床面積1,352平米、約409坪のところ、大変な予算がとられているわけです。木造の建物ですから、これ入札してもらおうと大分抑えられる気がしますので、ぜひうまく入札を図っていただいでやってください。

今度は、お試し居住700万円、昨年長野県に副町長に行っていたいで、この辺のものがもう反映されてきたかなという感じを持ちます。これと、あと建設課長にご答弁いただいた造成工事の補助金、区画を整備して町に住宅を呼び込もうという施策、20万円ほど1区画につき援助すると。それは、結局建設課長も答弁いただいたけれども、要するに他の市町村に先駆けて差別化を図って、建設業者を同じようなところなら皆野のところでも分譲してみようかという心を持っていただけるように業者に渡すお金みたいですが、業者は受け取れば、その意欲で皆野で開発してくれる。開発されれば、当然住宅ができていったときに、その補助金分だけは、業者の判断になるけれども、お客さんの価格を下げることも可能なわけですから、そのような感じのものが取り入れられたかなと思ってお聞きいたしました。お試しオフィスは、そのほかに300万円ついて、1,000万円ぐらいの事業で展開していくと。

今、空き家をこれから調査されるのかもしれないのですけれども、具体的にその候補に挙げてみたいような空き家は念頭にありますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんからの再質問にお答えをいたします。

28年度に、町におきましては空き家調査を実施しております。所有者の方に意向等も確認をしております。その中で、売却等をしてよいという意向がある方の中で、現状でも使用可能、それから多少の修繕による使用可能という物件が13件ございます。ただ、この評価につきましては外部から見た判断でございますので、実際どうかということになりますと、多少変わってくる面もあろうかと思っております。それから、賃貸をしてよいというのが4件ございまして、そのうち多少の修繕により使用が可能というのが3件ございます。今、念頭にございますのは、こういった物件を対象に絞っていきたいというふうを考えております。場所といたしましては、大字皆野地内、それから三沢地区、日野沢地区等に点在をしておりますの

で、場所、それから物件の状況等から、最終的には判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 皆野には各地小川が、小さな川が流れ、山があり緑があり、なるべくそういうところで適当な場所を選んでいただいて、うまく進めてもらえたらと思います。

そんな中で、これとあわせて空き家対策協議会というのを発足させてもらうみたいですが、自分も産業建設の委員長ということでちょっとお世話になりますけれども、その辺でもいろいろぜひ皆さんの意見等を、自分の考えなんかも言わせてもらって、いい感じで進んでいけたらと思っていますので、よろしく願いいたします。

長生荘のお風呂の件ですけれども、結局一定期間閉鎖になると。これは、期間はこれから決めることになるのかと思いますけれども、あわせて老人福祉センター運営管理費520万円が計上されていまして、例えば極端な話、数カ月閉鎖されると、お風呂が閉鎖されるということになったとき、この520万円の委託料は、やっていないのだから減らしてもらえると考えるのが自然のような気がしますけれども、その辺はどうお考えになりますか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

この委託料につきましては、年度末に実績に合わせまして精算をしております。お風呂の清掃等、人件費が計上されておりますので、その部分は清掃作業がなかった部分につきましては削減ができるかと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 宮原議員がきのう言っていましたけれども、受付業務もあったわけで、100円もらうのに2人の方が、交代でしょうけれども、受付をやっているというあたりも聞きますと、清掃業務だけではなく、閉館になるのですから、その辺も大幅にちょっと検討しておいていただいて、1,400万円もかかるから、この520万円ぐらいなところにはちょっと圧縮できる余地があるわけなので、清掃業務ほか管理業務全般において、この520万円を圧縮されるものという考えでよろしいですね。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

長生荘のお風呂につきましては閉鎖となるかと思うのですが、ほかの業務につきましては、なるべく支障のないような形で工事のほうを進めたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 健康マイレージ負担金についてお聞きしました。何かいい万歩計が配られる、希望者にまずは配られるということですね。そうすると、どこかの誰かが手に入ると、「あれ、いいものを持っているじゃない」と。これで毎日歩いていると、何歩とわかるので、もう万歩計は結構持っている方もいるのだけれども、「これがただでもらえたんだよ、町から」というので、これ人気になりますよね。相当の数がだから、「あれ、いいものを持っているじゃない」ということになるから、相当の数が配られることになるという考えのもとでいってもらわないとならないのかなと。学童ではないけれども、あふれた人が出ると、また不平が出る。ある程度、これは補正を覚悟で気合いを入れてやってもらうのでいいと

思うのですけれども。

そうすると、町のあちこちにちょっとポイントがあって、その万歩計をピッとやると県に行くと、その数字が。県のデータに行くと。県が集計して、ある一定歩いた人には、抽せんで何か賞品が来ると。その賞品は、どんなものが来ますか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

そういうのもいろいろございますけれども、特産品あるいは生活用品、そういったものが予定されているようでございます。具体的にというのは、手元に資料がないのですけれども、いろんなものが抽せんによりもらえるということでございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 自分がちょっと聞きかじったところによると、このマイレージを始めるに当たり説明会みたいなのが開催されると。健康福祉課長のもとで誰か派遣されて、よく教わってくるということをやっていますけれども、そうするとそこで特産品がもし配られるのだとすると、行かれる人に、自分としては皆野町には、み～な干しいもという、ちょっと配るのにちょうどいいものがありますとアピールされてきたらいいのではないかなと。ほかにもあるかもしれないのですけれども、自分が今思いついたところではあるのですけれども、そんなに高価なものということにもなっていないのだと思うのですけれども、アピールしていただいてもいいような気がするのですけれども、何か特産品どうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

何回か会議にも参加しているのですけれども、今月にもう一度、今年度会議がございまして、そのときに出席する職員のほうに、そういった町の特産品のPRをするように指示をいたします。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 大体お聞きしました。その中で、どうも今年度において、先ほどもちょっと言いましたけれども、長野県宮田村に副町長と一緒に行っていただき、去年のことで、ついこの間のような感じもするのですけれども、何かそれが反映されているような気がしてしまうのですけれども、その辺のところ副町長、意気込み的なものを何かいかがですか。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えします。

大変議会の研修に同行して、その成果ということの評価いただきありがとうございます。また、みらい創造課もつくりまして、課の職員におきましてはやる気十分な、また気合いの入った職員を配置しますので、移住定住に向けた事業が展開できることを期待したり、またするようにいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それで、今副町長からみらい創造課の話も出たので、また思いついたのですけれども、昨日みらい創造課は全職員で考えたのだと、応募したのだという話も聞いていまして、そしてその後、そうしたらなるほどいろんな案が出たようで、その中で選ばれたみたいで、職員の人もそれに対してかなり意欲的に名前を挙げたのだというのをその後お聞きしました。そんなわけで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 9番、大澤径子です。総務管理費の中から3点質問をさせていただきます。

まず初めに、21ページ、節13委託料の中で産業医委託料40万円というのが計上されております。これが、いつごろからこういうふうな委託が発生しているのか、それと内容について説明をお願いいたします。

次に、24ページ、節15工事請負費の中の庁舎トイレ洋式化工事費が140万円計上されております。庁舎のトイレは、以前から何回かに分けて工事が進められているということは理解しておりますけれども、今回の工事の場所と、あとこれからのほかの階の予定を伺わせてください。

それとあわせて文化会館が、要するに役場の庁舎と同じ時期にできているわけですがけれども、文化会館のトイレは和式だというふうに認識しておりますけれども、この文化会館のトイレの洋式化に関してどのようなことになっているか、どのような考えであるかお聞かせください。

次に、26ページ、節13委託料の一番下に特産品PR業務委託料10万円というものが計上されております。この特産品PR業務委託料というものの、これ内容と、あと委託先を教えてください。

以上3点お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 9番、大澤議員さんの質問にお答えいたします。

まず、予算書の21ページになります。上段の節13産業医委託料40万円の内容でございます。この産業医につきましては、平成28年度から町におきまして設置をしております。この産業医につきましては、労働安全衛生法に基づきまして、従業員50人以上の事務所について産業医の設置が義務づけられているというものでございます。産業医につきましては、皆野病院をお願いをいたしまして、1名の産業医を設置してございます。その内容につきましてはですが、町には職員の健康等を管理する衛生委員会がございまして、この衛生委員会への委員になっていただいております。それから、町の職員につきましては、年に1回ストレスチェックというものを実施しております。このストレスチェックは、自身のストレスへの気づき、その対処方法などを通じて、メンタルヘルスの不調となることを未然に防止するというのを目的として実施をしております。このストレスチェック実施をして、結果的に異常といいますか、そういった傾向が見られるといった職員がいた場合に、その職員が産業医の面談、指導、それを希望した場合には、産業医による面談等を行って改善を図るという内容になってございます。

続きまして、24ページ下段の節15工事請負費、一番上の庁舎トイレ洋式化工事140万円でございます。30年度につきましては、役場庁舎の2階トイレ、男女それぞれ2基ずつ設置してありますけれども、その計4基のうち男女1基ずつ、計2基を洋式化するものでございます。

これまでの工事の経緯ということでございます。平成28年度におきまして、1階の東側男子トイレを1基洋式化しております。29年度におきましては、1階の東側の女子トイレ2基、それから1階の西側男子トイレを1基、同じく西側の女子トイレを1基、計4基を洋式化しております。今後の予定ですが、平成31年度におきましては3階のトイレ男女それぞれ1基ずつ、計2基の洋式化を予定しております、31年度で洋式化、庁舎内完了する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 大澤径子議員さんのご質問にお答えいたします。

文化会館のトイレ洋式化につきましてお答えいたします。まず、文化会館のホール棟のトイレにつきましては、男子トイレ1基、女子トイレ1基、身障者用のトイレ1基が洋式化になっております。それから、文化会館管理棟のほうです。管理棟につきましては、1階の商工会の男子トイレが1基、それから3階の男子、女子が1基ずつ洋式化になっております。今後の見通しなのですが、町民からのご意見、ご要望や予算状況を見ながら洋式化を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 大澤議員さんのページ26、総務費の13の委託料の台東区との交流事業特産品PR委託料ということで、産業観光課のほうで事業の関係がございまして、産業観光課のほうでご答弁申し上げます。

この事業につきましては、ご存じのとおり、今浅草、台東区のほうと交流を進めております。その関係がございまして、30年度浅草にこちらから町の特産品を今のところ年2回持っていきまして、向こうのブースをお借りしまして、町の特産品を販売するという計画になってございます。委託先につきましては、JAさんと検討しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） それでは、まず初めに産業医委託料のほうから再質問をさせていただきます。

先ほど説明の中に、一応要するに委員会のほうへの講演だとか、あとストレスチェックを受けた職員の、その中で希望する人を面談をしたり指導していただくということなのですが、28年度から、29年はまだ途中ではございますけれども、今までこの中で産業医の方に講演、委員会のほうでの話というのを何回ぐらいしていただいたのか。

それから、実際に面談を受けた職員がいるのか、その辺のことをまずお答えをいただきたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 大澤議員さんの再質問にお答えをいたします。

産業医につきましては、町の衛生委員会の委員になっていただいております。年1回実施をしております。28年度、それから29年度それぞれ1回ずつ実施をしております。出席をいただいております。

それから、産業医の面談ですけれども、ストレスチェックの結果から面談を希望した職員がおりませんので、産業医による面談は行われておりません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 今、面談をした職員の方が一人もいないということで、少しほっとしたところではございますけれども、人間の心というのはとても不安定なもので、何かあったときに例えばこれから先、職員の方の中でそのようなときに、この制度をうまく、要するに本人が負担にならずに、ごくごく当たり前に面談を受けて、それなりの指導を受けられるような、そういう職場の環境をぜひつくっていただきたいというふうに思っております。

次に、トイレのことなのですが、今要するにどこでもそうですけれども、高齢化が進んでいる中で、トイレが和式であるということが大変負担に思う高齢者の方も多いわけです。そして、子供は要する

に生まれたときから洋式しか知らない子供のほうが今多くなっている中で、これから先庁舎の中も洋式化がどんどん進んでいって、利用する方が負担にならないような、そんな状況をぜひつくっていただきたいと思っております。今、これからの見込み等もお話をいただきましたので、これは結構です。

あと、最後に特産品PR業務なのですけれども、これは要するにことし初めての委託の発生なのか、それとも前からこういうことがあったのか、そこをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 30年度に初めて行います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 浅草との事業ということで、その関係ということだと思います。理解をいたしました。今回の予算の中でも、浅草との事業についても大きな予算がとられておりまして、中学生の職場体験等さまざまな事案もあります。ぜひこれから委託するということですが、中身のあるものになるように強く要望して終わります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 3点ばかりお聞きしたいと思います。

14ページ、寄附金の関係でございますが、ふるさと納税でございます。各地区町村ごとにふるさと納税の関係については、いろいろと問題もされているようでございます。今回、大分減額して600万円の予算を計上されたようでございます。29年度、本年の実績等はどんな状況だったかお聞きしたいと思います。

それでまた、その返礼品についての内容等もわかりましたらお聞かせいただければと思います。

次に、55ページ、商工費の関係でございます。節19、ことし新規に企業誘致の奨励金、また空き店舗の活用の補助金、それとまち婚サポートの推進事業の補助金等、新たに事業が計画されました。この内容等についてお聞かせいただきたいと思います。

あと、64ページ、消防費の関係でございます。ここに11需用費、また18備品購入費と予算化されておりますが、消防団関係におきましては各分団の再編等もできまして、立派な詰所もできました。また、車両も購入されました。活動の内容についても、大変いろいろな形でご苦労いただいているところでございます。今まで使われていた旧の詰所、各分団ごとに、今統合された後、再編された後に残された詰所があるわけでございます。この方法について、どういうふうな後処理を考えているかお聞かせいただきたいと思います。

以上3点お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 6番、若林議員さんからの質問にお答えいたします。

まず、予算書の14ページ、中段のふるさと納税の関係でございます。30年度予算といたしましては600万円を見込んでおるわけでございますが、平成29年度の実績について、これは30年の2月末現在の数値になります。寄附件数535件、金額といたしまして567万5,500円でございます。それから、返礼品についてですけれども、平成29年度におきまして、ふるさと納税のリニューアルを実施しております。返礼品につきましては、町内の事業者等から応募をいたしまして、返礼品のほうをそろえております。幾つか申し上げ

ますと、新井武平商店さんの豚肉みそ漬け、それからお米、それからみその詰め合わせ等がございます。あとは、広域森林組合のマイタケ、それからこれはサン・グリーン株式会社さんの秩父天然水、それからあとは満願ビレッジのオートキャンプ場の利用券ですとか、新井議員さんのほうにもご協力をいただいているかと思うのですが、そういったお菓子等々の返礼品等を用意させていただいております。

それから、64ページ、消防費の関係でございます。29年度に1分団1部のリフォーム工事終了いたしまして、消防団の再編、工事、車両の整備等が全て完了したわけでございます。その後、旧詰所の取り扱いということでございますが、町有地に建っている詰所、それから土地を借り入れて建っている詰所等がございます。今後につきましては、そういった地主さんの意向を確認をしながら、どう処理をしていくかというふうなことで検討を進めてまいりたいと思っておりますが、基本的には町有地以外に建っている詰所につきましては、順次取り壊して地主さんに土地をお返ししていくというのが基本方針になろうかと思っております。また、幾つかの地区からは、旧消防詰所を例えば行政区ですとか自主防災組織で利用ができないかというようなお話もいただいておりますので、そういった申し出のあった行政区、団体等と検討しながら、今後は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 6番、若林議員さんからの質問にお答えいたします。

ページ数で55ページ、商工費、商工振興費の19補助金等の交付金でございます。その中に、下のほうに企業誘致奨励金、空き家店舗活用、まち婚サポート事業という補助金があります。これについてご説明申し上げます。

まず最初に、企業誘致でございます。町の企業誘致条例に基づきまして、昨年度腰地区に大曾根商事さんがこちらに移転されました。それに伴いまして、固定資産税の相当分、土地、建物償却部分を事業開始最初の課税から3年間交付するという形で、予算計上を800万円させていただいております。

続きまして、その下の空き店舗活用補助金でございます。これは、30年度から新たにやる施策でございます。空き店舗等を利用して創業する方々を支援することで、地域経済の活性化と空き店舗の資源活用を図ります。対象者といたしましては、空き店舗を購入または賃借した方、創業する個人、法人、継続して3年以上営業し、税に滞納がないという方になってございます。補助金といたしまして、上限50万円、移住者につきましては100万円というようなことになってございます。補助率につきましては3分の2でございます。

それに伴いまして、もう一点新しい事業といたしまして、一番下に中小企業融資等日本政策金融公庫借入利子補給というのがございます。通常は、町の中小企業の方々が借り入れた方を0.4%補助を行っております。これに、空き店舗の活用に対しまして、先ほど補助を受けた方に対しまして、日本政策金融公庫からお金を借りた場合の利子補給を行います。通常は0.4%ですけれども、この事業を活用して町のほうに来ていただいた方で日本政策金融公庫から利子を受けた方に関しましては1%、3年間補助をいたします。その補助金といたしまして、予算には252万円とありますけれども、10万円その分で予算計上してございます。

続きまして、まち婚サポート推進事業でございます。これにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標で、出会いを応援するまち（結婚支援）という事業がございます。その中で、皆野町商工会の青年部が来年度実施するというイベントでございます。それに伴いまして、30万円補助をするとい

うものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 大変ありがとうございました。ふるさと納税におきましても、各町村ともに本当張り合っような傾向が見えてということで問題視もされておるところでございますが、当町におきましても町の特産品等も提供する中で、よりよい方向に持ってってもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

また、新規の事業であります企業の誘致の関係と、この地域においてはなかなか働く場所もなく、そしてまた就労する場所もないということで、新しい子供たちというか、就職を希望される子供たちも、この町の中で近くで働けたらという子供たちも多いかと思えます。このような形で企業の誘致の奨励金等大いに図っていただき、町の中の活性化につなげてもらえればと思います。

あわせてまち婚等商工会青年部でスタートしてくれるということでございます。大いにこのような形のところには、実績に基づいた形でどしどしとサポート的な補助金を計上してもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、消防関係でございますが、この問題も消防団関係、いろいろな形で今まで地域の中で貢献していたところございまして、町の所有のもの、また個人所有のものもあるかと思えます。いろいろな形の中で、早い機会に各行政区等のお話等も伺う中で、よりよい方法でこの解体等を進めるとか、活用を進めるとかを決定していただきたいと思えます。なかなか空き家になっているような状況ですと、後々の問題等も何かとありますので、早い機会にその方向づけをしていただくことが大事かと思えます。

よろしくお願いいたしますしまして、終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。何点か質問させていただきます。

まず、最初のほうの7ページ、第2表、地方債の中で、先ほど小杉議員のほうからも質問があった中で、起債でJアラートの関係なのですけれども、新型全国瞬時警報システム受信装置設置事業ということで300万円の起債となっておりますけれども、先ほどだと何か補助金でつくるか云々とかというように聞こえたのですけれども、この300万円は起債を起こすことが必要なのか、それからそうしたほうが有利なのでここに起債を、300万円ですから、特にそんなに起債を起こさなくてもできそうなものだったのだ、これが有利になるのかどうかということをちょっとお伺いします。

続いて、事項別のほうで歳入ですが、6ページの款12分担金及び負担金、項1負担金、節1学校費負担金の説明欄で学校給食費保護者負担金3,867万1,000円、これは保護者から給食費として集める、集金する金額かと思われましても、この学校給食費については、85ページ目2学校給食費ということで8,385万円の歳出のほうの計上がありますが、この中で学校給食費の8,385万円はいろいろ設備であるとか人件費であるとか、全てを含めているところであるとは思いますが、この給食に関して、給食だけのコストといいますか、これがどのくらいかかっているのか。それで、集金が3,867万1,000円、これがどのくらいの負担になっているか。これは急な質問なので、数字を出すのはもしかしたら難しいかもしれないのですけれども、わかったら結構です。それで、もしきょうわからなければ、後でよく計算してもらって、後で知らせていただければいいかと思うのですけれども、まずそれがどのくらいにつくかをお伺い

します。

続いて、7ページ、款13項1目5節4、説明欄に温水プール使用料404万9,000円、これはいわゆる入館料と申しますか、使用料でしょうけれども、これはよく聞くと、いつも何人ぐらいと言うと、延べで1万5,000人とか2万人とかという数字をよく言われるのですけれども、使用料をいただけるのが400万円ということなので、これ実際に頭数が、1年の入館券1枚持っていれば200日行くと200人にカウントされるとか、1枚でもね、1人でも、そういうようなカウントがされているのかどうか。

それで、実質的には年間券とか、ほかに使用料が、何人の方が買っているか。そのときそのときに、入るときに入館して入る人は、それぞれ一回一回で数えるかもしれませんがけれども、それはなかなか難しいけれども、大ざっぱで頭数が何人ぐらい使用料を払っているのかなということがわかればお伺いいたします。

それから、8ページ、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の中の節5、説明欄、児童手当国庫負担金1億250万円、この配分先と申しますか、これは大ざっぱで結構です。支出のほうでどういうふうに配分をされているかを、大ざっぱで結構ですからお願いいたします。

それから、10ページの款15項1目2節4、説明欄の児童手当負担金2,300万円、これも児童に対してのどういった振り分けで支出をされているかお伺いします。歳入のほうは、そこでお願いたします。

歳出につきまして、24ページの款2項1目4節15、済みません、これは先ほど皆さんが、日野沢の校舎なので、皆さん聞いたので取り消します。

38ページの款3項1目3節13と14ですが、先ほど節14についてはどなたかお尋ねしたので、節13、説明欄の緊急通報発信機保守委託料177万円、続いて老人保護措置費委託料、この委託先、あるいはこの措置はどういうふうにやられているのかお伺いします。14は省きます。

42ページ、款3項2目2節20扶助費、その中で説明欄に児童手当1億4,850万円、この配分方法、これはいわゆる児童手当で今までどおりの配分の仕方をするのかどうかをお伺いいたします。

続いて、43ページ、款4項1目1節19、説明欄の4番目、不妊治療支援事業助成金62万円、これは大綱のほうでもずっと出ていまして、大綱のほうの2ページに特定不妊治療費の補助上限を10万円から35万円に拡大ということで、大綱のほうにも書いてありますが、今まで10万円で足りなかったか、それでふやしたらこれがふえるものか。それで実績なり、不妊治療が成功して喜べたとか、そういうことがありましたかどうか。それから、今後これがふえる見込みでこういうふうにしたのかと思いますけれども、その見直しをお願いいたします。

それから、続いて83ページの款10項6目1節1、説明欄のスポーツ推進委員報酬という86万6,000円、これはきのうの説明を聞いていたときに、マレットゴルフに対するものだという説明がありました。やっぱり大綱のほうにも載っていて、宮前議員からちょっと質問がありましたけれども、3ページのマレットゴルフ体験という新規事業で29万2,000円で計上されておりますが、ここによりますと86万6,000円で推進委員の報酬となっています。大綱のほうもあるのですけれども、ゲームの状況はわかったのですけれども、この推進委員がどういう形で指導していただけるのか。また、設備もどうするのか。このマレットゴルフをやるのにどんなふうな形で予定をしているのか、2つお尋ねいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時01分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文） 10番、四方田議員さんからの午前中のご質問にお答えいたします。

7ページ、第2表、地方債、上段の新型全国瞬時警報システム受信装置設置事業300万円の町債の借入れの件でございます。議員さんからは、300万円ということで借入れの必要があるかということでございましたが、この起債につきましては緊急防災・減災事業債を充当する予定でございます。この起債につきましては、起債額の100%充当ができて、そのうちの70%が交付税措置されるという有利な起債でありますので、今回予算に計上して借入れを予定するものでございます。なお、この事業に当たって補助金というお話が出ましたが、国県補助金の見込みはございません。町債のみで対応するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 午前中に四方田議員さんからご質問がありました学校給食費保護者負担金と、学校給食に係る経費についてお答え申し上げます。

学校給食法及び同法施行令では、学校給食の実施に係る経費の負担の原則を示しております。これによりますと、施設及び設備に要する経費、それと運営に係る職員の人件費は学校の設置者が負担すると。それ以外の経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担となっております。このことから、町の予算では学校給食費保護者負担金は全額賄い材料費、つまり給食の食材費に充てることとしております。この賄い材料費以外の経費が、学校の設置者である町の負担としているものでございます。具体的な金額で申し上げますと、歳入の学校給食費保護者負担金の予算額が3,867万1,000円、歳出の節11需用費の中の賄い材料費の予算額が4,061万3,000円となっており、ほぼ同額としております。以上でございます。

また、続きまして、温水プールの利用者の人数についてご質問がございましたが、これは延べ人数で3万人を超えるというふうに常々申しておりましたが、推定実人数を調べてみました。これには、まず年間券を購入している人、半年券を購入している人を含めて大体200人いると。それを基本にして、臨時的にプールを利用している人を、各大会ごとに何人、何人というふうに積算していきます。例えば、水泳スポーツ少年団利用者が28年度は190人、皆野中学校水泳愛好会は何人、何人というふうに積算して、ダブりの人数を引いていきますと、最終的に推定温水プール利用者の実人数は2,500人から3,000人という計算になります。町内でいいますと1,500人から2,000人ではないかと、推定実人数を積算するということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書の8ページ、下段になります。款14国庫支出金のうちの節5児童手当国庫負担金1億250万円、また関連がございます次のページ、10ページの県支出金の節4児童手当県負担金2,300万円、これは加入

している保険また年齢等によって受給額が違いますので、これらを国の負担区分によって積み上げた金額でございませう。こちらの充当先ですけれども、これが42ページの款3民生費、中段の節20、目2の児童措置費のほうの節20になります扶助費、児童手当1億4,850万円になります。実績がございませうので、昨年の実績を申し上げます。児童手当は、2月から1月という間の1年間で支払いをしておりませう。支払いの延べ人数ですが、1万2,469人、これを12で割ると、おおむね月の人数になります。1,039人です。第1子が492人、第2子が399人、第3子以降で148人、合計しますと1,039人になります。支払い世帯数、受給者数になりますが、年間で7,195件、これを12で割ると600人、受給者は600人ということになります。

続きまして、38ページ、上段の委託料905万円の内訳ですけれども、説明欄の緊急通報発信機保守委託料でございませうが、こちらは先ほど新井議員さんのご質問だったでしょうか、29年12月現在で172台の設置がしてあるということですが、10台増を見込みまして182台を見込んでおりませう。1基750円、12カ月掛ける消費税で177万円という予算でございませう。支払い先ですが、東京都の会社になります。株式会社アルファという会社になります。

それから、その下の老人保護措置費委託料728万円ですけれども、こちらは現在3人の方が措置入所されております。入所先になりますが、順不同になりますけれども、養護老人ホーム熊谷ホーム、それから秩父市の長寿荘、小鹿野町の秩父荘、それぞれ1人ずつになります。

それから、43ページ、中段の節19負補交の中の不妊治療支援事業助成金62万円の計上でございませう。こちらの内容でございませうけれども、少子化対策を進めるといった点が大きいかと思ひませう。それと、実績でございませうが、平成26年に申請をいただひている方がお二人おりまして、1人妊娠、出産されております。これは、以前から町のほうで事業として持っておりまして不妊治療支援事業実施要綱、こちらの不妊治療によるもので、ことしから体外受精等を対象にした特定不妊治療の実施要綱が制定されましたので、以前の不妊治療による実績になります。27年が4件ありまして、3人が不妊治療に成功してひっております。28年が3人申請がありまして、うちの1人が不妊治療成功とひっております。29年度ですが、現在この不妊治療支援事業のほうに申請いただひている方がお二人、それから新たに始めました特定不妊治療助成事業に申請いただひている方がお二人おられませう。

以上でございませう。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田実議員さんのご質問にお答えいたひませう。

まず、予算大綱のほうに載っておりますマレットゴルフ体験会、そちらと、それから予算書のほうの83ページにありますスポーツ推進委員の報酬と、この関係になります。まず、予算大綱のほうお戻りしていただひたいと思ひませうけれども、こちらに29万2,000円という金額がございませう。こちらの内訳ですけれども、まずスポーツ推進委員の報酬がマレットゴルフ体験分として19万9,500円見ております。それから、マレットゴルフ体験会分の傷害保険料、こちらが3万6,800円、それからマレットゴルフ場を使ひませう施設使用料として5万5,200円、合計が29万1,500円という内訳になっております。

そして、今度は予算書のほうの83ページ、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬、説明がスポーツ推進委員報酬86万6,000円。この86万6,000円の中に、先ほどのマレットゴルフ体験分の19万9,500円が含まれてひているという形になります。

以上でございませう。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 1つ落としてしまいました。スポーツ推進委員のかかわりについてなのですけれども、マレットゴルフの普及を行うのに当たり、スポーツ推進委員内での事前研修を行うと。その後、町民を対象とした体験会に同行してもらって、スポーツ推進委員に指導してもらおうという予定になっております。

それと、その後なのですけれども、マレットゴルフ場とかの整備につきまして、まずマレットゴルフの普及を推進いたしましてマレットゴルフ愛好者の増加を図り、その後整備については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ご丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

地方債については、さっき補助金で賄うというようなことがちょっと聞こえたものだからお聞きしたので、交付金とか補助金等は全くない中で、この借り入れを起こして、それを使うということでいいわけですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

四方田議員さんのおっしゃるとおりでございます。補助金等の充当は見込んでおりません。事業費の300万円に対しまして、起債300万円を起こして財源とするものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 歳入歳出について再質問をいたします。

6ページの学校給食費保護者負担金という中で、先ほどコストはどうかというようなお尋ねをしたのですが、大きな項目で85ページに目2で学校給食費ということで8,385万円が計上されていますけれども、この中でこれはやっぱり人件費や設備、その他もろもろの経費が入ってのことで、先ほどのお答えによると、要するに食材を含めた経費が給食についてはほぼ3,867万1,000円、この分で経費の補完はできているということでお伺いしましたけれども、言いかえれば、例えばほかの経費は別として、資金というか、ほかに財源があれば3,867万円、3,800万円ほどいい財源があれば、全部無料にもできるような感じもあるので、その点。

それから、先ほど児童措置費のほうの児童手当の配分のことでもお伺いしましたけれども、これは例えば給食費も、私前に一般質問でお尋ねしたこともあるのですが、これを給食費に充当してもよろしいというような保護者の許可があればよろしいというような見解が厚労省や何かでも出ているようで、実施しているところもあるのです。だから、この3,867万円を、これは給食を食べる子供だけの話になりますが、子供手当のほうから充当すれば、保護者は給食費も要らないということはないのですが、そのかわり児童手当はもらえませんけれども、それからの差引き分ぐらいをもらえて、そこに充当すれば滞納もないし、それから集金もする世話なし。そういうような合理的な給食の運営ができるようなことを、前に一般質問でもしたことがあるのですが、そのときに研究もしてみましようというようなお話を伺いましたので、その点について幾らか、多少ほかの様子や何かとかを研究してもらったことがありますか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいま四方田議員さんから再質問がありました。給食費を児童手当から充当するというご提案ですけれども、私といたしましてはちょっと考えたことがありませんでした。学校給食の保護者負担ですけれども、学校給食法にのっとり、これが原則となりますので、特殊な事情がない限り、今の現行どおりでいいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 現行どおりは現行どおりでいいのですけれども、厚労省の見解が、保護者の同意があれば児童手当を充ててもよろしいというような見解が出ておりますから、もし研究ができれば研究をしていただきたい。よろしくをお願いします。

それと、国庫負担金とか支出金の児童手当については行き先が大体把握できましたので、次に移ります。

それから、7ページの温水プールの使用料404万9,000円、これは入館料ということになるかと思えますけれども、人数が2,500人から3,000人、年間券の人が200人、これで無料、例えば水泳教室であるとか高齢者の水泳教室みたいのとか子供も含めて、そういったときの入館者は料金はいただいているのですか。それと同時に、入館者の数のカウントに入っているのですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 先ほどの四方田議員のご質問にお答えします。

入館者の数には入っております。

また、体育の授業などは無料となっていると思います。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） そうすると、そういった人数も2,500人から3,000人という中に入っているということですね。それはそれでいいのですけれども、いかにしてもかなりの、400万円しかいただけないということが、大きな温水プールに関しては全部5,436万円、これは工事費や何かも含めてだから、全てとは言いませんけれども、そういう中で400万円しか上がれないというのは、かなり何か税の公平性とか受益者負担とかいうことを考えると、もうちょっと値段も、値段というか入館も、年間券なら年間券を3倍ぐらいにするとか、そういったことも考えるのは、ある程度税の公平性、あるいは受益者負担につながっていくのではないかと思います。その点についてはどんなお考えですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまのご提言に関しましては、検討してみたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 続いて、歳出のほうで1点お伺いをしておきます。

43ページの不妊治療の関係ですけれども、予算大綱のほうでは不妊治療について、特定不妊治療費の助成上限10万円から35万円にということなのですが、それで実績として4人、2人、3人、4人で、30年度も4人ということですが、これ1人頭、症状と言っているか、この状況によっても違うかもしれないですけれども、どのぐらいかかるのですか。62万円の予算計上ですけれども、何人分ぐらいを想定しているのですか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

今まで行っておりました事業のほう、1人上限額5万円のものですけれども、これを4件見込んでおり

ます。特定不妊治療の関係ですけれども、体外受精のほうを1件、それから不妊検査費の治療を1件、これ2万円です。それと、男性の不妊治療を1件です。特定不妊治療、体外受精のほうも1件35万円の見込みでございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） おおよそ按分がわかったのですけれども、体外受精は35万円かかるのですか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

体外受精にもいろいろな治療がございまして、顕微授精あるいは体外受精。人工授精で妊娠しなかった方が、その後体外受精、それでも妊娠ができなかった方が顕微授精というふうな治療をしていくようなのですが、顕微授精については資料等で見ると50万円ぐらいかかる場合もあるというふうなことでございまして、

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 大体内容についてはわかったのですけれども、大綱にこれだけ書いてあるから周知はするかと思うのですけれども、なかなかこういうことは町民の間で、私の知り合いでも子供ができない人や、子供ができなかった、過去形になります、知人もいますけれども、こういうことは町民の間に大きくアピールをしていかないと、なかなかほかの人たちもみんな知らないことなので、少し、せっかく子育て支援の中で周知をして、出産が一人でも多くなるように希望して質問を終わります。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 内海ですが、予算大綱の冒頭でも触れられておりますが、少子化、高齢化、人口減少が進行している中であって、少子化対策、定住移住対策等、そしてどこの自治体に比べても選ばれるまちづくりに向けての施策を盛り込んだということでもあります。特に今後の地域づくりなりまちづくりの中心を担う新たな組織の新設、そして大きな事業はありませんが、各課での新たな施策が目につく、そうした予算になっているかというふうに思います。

先ほど四方田議員からも、質問の中でも触れられておりましたが、昨年の12月の議会で私に取り上げました少子化対策の一環であります特定不妊治療に対する補助金につきましては、昨年度から10万円という補助が、制度を変えたにもかかわらず早速取り上げていただきまして、平成30年度から特定不妊治療に対する補助金を35万円に増額していただけると、そういった予算計上もしていただいております。この件につきましては、県が1年目は30万円、2年目以降は15万円の補助ということになっております。町のほうも平成30年度から35万円という補助でありますので、1年目は最高65万円、2年目以降は50万円ということで、体外受精につきましては治療費が一般的に50万円ぐらいかかると。顕微授精については80万円ぐらいかかるということで、かなり体外受精については自己負担がなくて治療ができるものだというふうに思っています。また、この制度につきましては、恐らく秩父地域を初め、県内でもこの35万円という補助については先進的な自治体になるのかなというふうに思っています。こうした制度を利用する中で、また先ほど四方田議員からもありましたように広報等を通じる中で周知していただく中で、少しでも少子化対策に結びつくことを願っております。

それでは、最初に歳入からお伺いしたいというふうに思います。14ページの款18繰入金、項1基金繰入

金についてであります。ここでは幾つかの基金からも繰り入れを予定しているわけなのですが、充当先につきましては大綱の中で触れられているかというふうに思います。特に公共施設整備基金からの繰り入れ、金額的にも1億8,660万円ということで大変目につくわけなのですが、関連しまして昨年11月下旬だったかなと思うのですが、財務省が2018年度の新年度予算編成に向けまして、地方自治体の基金が年々積み上がってきていると。これを財務省としては問題にしまして、地方交付税の減額に結びつけるような、そういった動きがあったわけなのですが、これに対しまして総務省のほうから、地方自治体にとっては将来の財源不足に備えて必要であるということで主張しておりました。ただ、ことしに入りまして、恐らく財政の担当の方もこの会議に出ているかと思うのですが、1月の25日に各自治体の財政担当者会議の中で総務省が、基金の規模が妥当であるかどうか十分に検討して住民にわかりやすく公表するようにと、あわせて優先的に取り組む事業に使うなど適正な管理運営に努めてほしいと、こういった要請がされているかというふうに思います。そうしたことも加味しての、今回というか平成30年度の基金からの繰り入れ、こういったことが加味された内容になっているのか、最初にこれについてお聞きしたいというふうに思います。

それでは、各項目ごとに質問をさせていただきたいと思うのですが、既に何人かの方との質問と重なる部分があるかと思えます。この点については、なるべく重ならないように質問していきたいと思えますが、重なった場合についてはお許しをいただきたいというふうに思います。20ページなのですが、これも若林議員からも質問がされているのですが、項1総務管理費、目1一般管理費、節8報償費、ふるさと納税の返礼品約259万円ですか。関連しまして、歳入のほうの14ページで、ふるさと納税600万円の計上がされています。前年の当初予算では、ふるさと納税が1,000万円、そしてふるさと納税返礼品ということで432万円の当初予算がされていたかというふうに思います。若林議員への答弁の中でも、総務課長から返礼品等の品目については答弁がされております。ただ、総務省からもこの間、このふるさと納税の趣旨に反するような高額な返礼品については自粛して、寄附金額の3割程度以内に抑えるようにというような通達もされておるかと思えますので、返礼品につきまして、そうしたことを踏まえた予算となっているのかどうか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、24ページの項1総務管理費、目4財産管理費、節15工事請負費の、この件につきましても何人かの方が質問していますが、旧日野沢小学校校舎の解体工事費約3,313万円ということなのですが、解体撤去の決断、かなりこういったことについて決断することは大変だったと思うのですが、決断に至った主な理由、今までも言われているかしのれないのですが、それとその後の跡地利用として公園の整備ということが挙げられているのですが、この場所につきましては山側が急傾斜地になっていて、建物の活用等についてもかなり制限がされたかというふうに思います。そういったところを解体して公園として使う場合、それなりの安全対策というのも必要かなと思えますが、その辺についてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

26ページです。項1総務管理費、目7企画費、節8報償費、ここのみなの魅力発掘・創造会議委員報償金約73万円ということなのですが、この会議の回数なり含めて、内容のご説明をいただきたいというふうに思います。

関連しまして、節13委託料なのですが、みなの魅力発掘・創造会議アドバイザー業務委託料560万円の計上であります。この会議が正式にスタートしたのは平成29年度、前年の、ちょっと何回かあったと思うのですが、いずれにしてもこのアドバイザー業務委託料については29年度が50万円であったかと思えます。今回、その10倍以上の金額に当たるかと思うのですが、この予定の委託先なり、また委託業務

内容、これについてお伺いしたいと思います。

同じく節13委託料、地域おこし協力隊募集業務委託料120万円ということになっているかと思いますが。こういった募集をするのか、ちょっと想像ができないのですが、いずれにしてもそのための委託料ということであろうかと思いますが。詳しい説明をいただければと思います。

同じくその下のお試し居住、お試しオフィス整備業務委託料300万円の内容なのですが、これは小杉議員からも質問が出ていたかと思うのですが、説明では空き家を1棟予定しているということなのですが、居住とオフィスということですから事務所ということになるかと思うのですが、想像ができないことはないのですが、それらも含めてこういった改修なりを含めて委託を考えているのかお聞きしたいというふうに思います。

27ページになります。節19負補交の地域おこし協力隊補助金約86万円ということなのですが、この内容についてお聞きしたいというふうに思います。

41ページになります。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料の学童保育所サポート事業委託料1,440万円ということであります。一昨日の大塚議員の一般質問等でも、この件については問題指摘がされておりますが、これはダブりますね。申しわけありません。新年度の皆野の学童保育所の入所予定人員、国神学童保育所の入所予定人員、これについて、申しわけありませんが、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

また、今後の運営も含めて、一定程度ある時点で決断をすべきだなというふうに思っています。というのは、想定以上の入所希望者が去年なり、また今年度といますか、申し込みが多いわけです。この一番の要因というのは、無料化したことにあるかというふうに思いますので、この学童保育所無料化を今後も継続していく考えがあるのか。それとも思い切って、また以前のように有料化にする、そうですね、もとに戻すような、そういった考えがあるのか。この点についてお伺いしたいというふうに思います。

45ページになります。項1保健衛生費、目3環境衛生費、節8報償費、空家等対策協議会委員報償金とありますが、協議会の委員が正式に決定しているならば、協議会委員の名簿を提出、公表していただきたいと思います。

63ページになります。項5住宅費、目1住宅管理費、節19負補交で住宅開発促進事業補助金300万円ということでありますが、これも小杉議員から質問がされて、建設課長のほうから答弁がされておりました。1区画200平米以上ですか、それに対して1区画20万円で15区画を予定した予算計上だということの説明がされて、私も納得したのですが、いずれにしてもこれを超えるような利用者からの申請等があった場合について、増額補正を考える、行う考えなのかどうか、1点お伺いしたいと思います。

関連しまして、住宅用地にふさわしい町有地等も町内には見受けられるわけなのですが、そうした町財産の有効活用について、お考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

68ページになります。項1教育総務費、目2事務局費、節13の職業体験委託料35万円ということでありますが、説明の中でも浅草において中学生の職業体験を予定する、このようなことであったかと思いますが。どのような目的で、またどのような職業体験を考えているのかお聞きしたいと思います。

69ページになります。項2小学校費、目1学校管理費、節7賃金、臨時職員賃金約1,606万円ということで、前年度当初予算に比べまして約650万円増となっております。説明の中で、放課後子供教室指導者の賃金ということで説明がされているわけです。また、大綱の中でも小学校2、3年生を対象にして週1回ということであります。なぜ2、3年生だけを対象を絞り、週1回なのか。

関連しまして、今後の検討課題としまして、学童保育所が整備されていない三沢小学校の、例えば全児童を対象にした放課後児童教室等を検討できないかもお聞きしたいというふうに思います。

71ページ、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費、この中の三沢小学校体育館補修工事費約437万円ということなのですが、午前中の新井議員からも、この件については質問が出されております。それに対する体育館の裏側とといいますか、山側とといいますか、土砂崩れにより、その土砂の撤去なり、また換気口の整備なりということで答弁がされておるのですが、私も現地を以前見させてもらった経過がございます。大変場所的には狭いのですが、ただ本当に湿気のある場所でございます。この工事費、補修工事費ということになっているのですが、具体的に例えば山側のところに側溝とといいますか、排水路とといいますか、そういったことも工事費の中に入っているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんからご質問のございました、ページでいきますと63ページ、項5の住宅管理費、節19負補交の宅地開発促進事業補助金につきましてご回答申し上げます。

条件にいたしますと、200平米以上の宅地が4区画ということで先ほど答弁させていただきましたが、それに加えて取りつけ道路等が入りますと、通常4区画でありますと1,000平米を超える開発となります。1,000平米を超えますと、町の開発指導要綱の対象となりますので、事前審査から調整会まで、調整会から審査会という形の流れになるわけですが、そのために、この施策に合致していることであれば、その段階で業者さんと調整しながら補正予算のほうも対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

41ページ、款3民生費の中段、節13委託料の学童保育サポート事業委託料関連でございますけれども、予算では皆野学童保育所160名の予定でございました。国神学童保育所が40名です。入所決定をいたしましたのは、皆野学童保育所が154人、国神が41人です。その後、異動等で入所ができないと言っている連絡は来ているとは聞いていますけれども、決定通知は154人と41人でございます。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 内海議員さんからの学童保育のいわゆる今後についての基本的な考え方を申し上げます。

今、課長が説明したとおり、大変オーバーということで明星福祉会ですか、そこと協議して、大変無理を言って定数以上の児童を受け入れてもらいました。また、それでも足りないということで、6年生には遠慮いただく格好になりました。今後の学童保育のあり方については、安定して、また安心できる学童保育ということを目指して、明星福祉会とよく協議していきたいと思っております。抜本的な見直しも含めて検討してまいります。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 11番、内海議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の基金と交付税の関係でございます。これにつきましては、基金の予算計上に当たって、そのあたりを加味しているかということですが、この点につきましては加味してございます。そういったことも念頭に置きまして、道路改良事業等の事業について基金を充当を見込んでおります。ただ、例年で言いますと、当初かなり歳入面厳しく見ておりますので、財源不足が生じます。それに伴いまして、当初

におきましては基金からの繰り入れを予定をいたします。その後、交付税等の額が決定いたしますと、その分の基金からの減額というようなことで、極力基金の減額を減らして基金の維持ということに努めております。そういった面からいきまして、財務省、国のほうで言います基金の残高があるからといって、交付税を減らすという理論につきましては到底理解できないといいますが、受け入れられないということで、担当としては認識をしております。

次の2点目、14ページと20ページ、ふるさと納税の関係でございます。以前も申し上げましたけれども、当初1,000万円という目標を立てまして、今年度につきましては600万円が欠ける程度のところまで来ております。これにつきましては、一部の団体におきまして、まだ高額な返礼品等で寄附を集めているという団体が見受けられるということも、多少なりとも影響しているというふうに考えております。

皆野町におきましては、先ほども答弁いたしましたように、町内の業者から返礼品を選定しておりますので、あわせてその業者のほうの経済的効果ということも見込んでおります。3割程度ということですが、決して国のほうも3割ならいいと認めているものではないというような解釈をしております。皆野町におきましても、その範囲内、適正な範囲内で返礼品のほうは準備をしている状況でございます。

それから、24ページ、日野沢小学校の校舎の解体の件でございます。解体に至った主な理由ということでございますが、建築から128年という長い年数がたっております。現状を申し上げますと、今現在適正な必ずしも管理がされているという状況にはございません。外から侵入する気であれば、ガラス窓を割ったり、不法な侵入がされる可能性もございます。そういった面から、火災ですとか何かしらの事件、事故等ということも想定をされますので、周囲の安全ということもありますし、今後の有効活用という総合的な判断から、取り壊しということで決定をさせていただきました。また、校舎のすぐ裏側は急傾斜地ということになっております。今後の活用で、例えば建築物等を建てる場合には、県土整備事務所等々とも確認をしながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、26ページ、節8、上段です。みなの魅力発掘・創造会議の委員報酬73万2,000円でございます。これにつきましては、28年度からだったかと思いますが、会議のほうを開催しております。これまでに16回だったと思いますが、開催をさせていただいております。今年度につきましては、ほぼ月1回ペースでやっております。そういったことから、平成30年度につきましても月1回の会議開催、計12回を見込んで計上してございます。

それから、中段の節13委託料、みなの魅力発掘・創造会議のアドバイザー業務委託料でございます。これにつきましては、28年度から現在のアドバイザーである福井先生という方を招聘しております。2年間アドバイザーをお世話になりました。そもそもの始まりでございますが、当時の地域振興センターの所長であります槍田所長さんが、その福井先生と親しい関係にございまして、特に浅草とのつながりがあるということで、浅草との商店連合会のアドバイザーも務めているという方でご紹介をいただきました。そこから、今日の浅草との交流が始まっております。そうしたことから、30年度におきましても、引き続きこの福井先生にアドバイザー契約を委託する予定でおります。これまでの委託料、平成28年度につきましては国庫の補助金を充当いたしまして、100万円がちょっと欠ける九十数万円、ちょっと手元に資料がございませんが、金額でお世話になっております。29年度につきましては、50万円という金額でございます。これまでの委託料につきましては、当初福井先生も振興センターの所長さんからの紹介ということで、浅草との交流がうまくいくように、私も採算は度外視で協力をしますということによっていただいております。

今回560万円という、今年度に比べると10倍以上の金額でございます。今回、浅草との交流、それからさらには台東区との自治体同士の交流というのも進めていきたいというふうに考えております。それから中学生、皆野高校生も浅草に行って、それぞれ体験なり特産品のPRをするという事業が盛り込まれております。こういったことから、これまでの福井先生はみなの魅力発掘・創造会議の出席アドバイザーとともに、地元の浅草等との交渉、下調べ等いろいろ多岐にわたって実施をしております。そういったことから、今回560万円という金額を計上させていただいております。

それと、この福井先生につきましては、現在国のほうで外部専門家制度、地域力創造アドバイザー制度というのがございます。これは、県を通してそういった分野で専門的な知識を有する方を登録をいたしますと、この外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度というのが活用できることとなります。今現在、県の審査を通りまして、国の登録を進めているところでございます。この事業を該当いたしますと、特別交付税の委託料についても措置がされるということでもありますので、その辺を見込んだ内容になってございます。これは、3年間この制度が活用できるということで、30年度から3年間は活用ができるというような内容になります。

それから、次の同じページですか、地域おこし協力隊の募集業務委託料になります。120万円です。これにつきましては、10月の採用を目指しまして、地域おこし協力隊員2名を募集する予定でございます。当然町のホームページですとか、そういったものを通じて募集をかける予定ではございます。ただ、近隣の市町村の状況を聞いてみますと、募集はかけたけれども、なかなか応募がないというような状況も聞いておりますので、そういった地域おこし協力隊の募集を扱う業者もあるというふうに聞いておりますので、状況に応じましてそういった業者を活用して、何とか2人確保したいというふうに考えております。委託先につきましては、現時点ではまだこの業者というのは確定をしておりません。未定でございます。

それから、その下のお試し居住、お試しオフィス整備事業の業務委託300万円です。お試し居住とお試しオフィスという両方がというご指摘でございます。当然両方ができるかどうかというのは、今後の改修次第にもなるのですけれども、町で想定しておりますのが、なかなか大企業を誘致するのは非常に難しいという立地的な状況もございます。そうしたことから、サテライトオフィス、テレワークというのですか、であれば普通の住宅等を活用して起業ができるというようなことも聞いておりますので、また町のほうでは昨年、空き家を活用したサテライトオフィスの検討会というのも実施をしております、その中でもやはりテレワークの誘致というのが結論として出されております。そういったことから、居住にも対応でき、なおかつサテライトオフィスのようなものであれば対応ができるというような内容での改修を考えております。

それから、27ページ、地域おこし協力隊の補助金86万4,000円でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊2名に対する補助金という形にはなりますが、近隣の市町村の状況等から、この補助金の内容ですけれども、隊員が皆野町に住所を移してお住まいになるわけでございますので、それに係る住宅の借上料、それからそれに係る光熱水費、これについて補助金という形で、報酬とあわせて支出をするということで86万4,000円を計上してございます。

それから、宅地の開発等に関連しまして、町有地の有効活用ということでございます。当然町有地であっても、今現在特段目的なく活用していないといえますか、そのまま更地に残っている部分がございます。そういったものにつきましては、条件等が合えば有効活用を当然していくのが必要だと思っておりますので、その点につきましても、今後よく把握をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 内海議員さんからご質問がありました68ページの職業体験委託料についてご説明申し上げます。

いわゆるキャリア教育、社会的自立を促す生き方指導、これを目的として、中学1年生を浅草に校外学習として派遣して、そこで職業等の体験を行う。そして、そこで学んだものを皆野町に戻ってきて生かさないかということを考えさせるというふうな事業となっております。特にそういったことでございます。

69ページの放課後子供教室につきまして、目的は学力向上であります。学年が進むにつれて、学力に不安を持つ児童生徒がふえる傾向にあります。ということなので、低学年のうちから補充授業で学習のつまずきを解消して不安を取り除く。小学校2、3年生を対象に算数中心の補習を行う。そして、学習支援員、放課後子供教室指導員を配置するという事業でございますが、なぜ2、3年かということですが、まず1つは低学年ということ。学力に不安を持つ子供を、早いうちからつまずきを見つけて正してあげる。そして、もう一つは教室の確保があります。高学年の子が学習している間に低学年の子も、例えば6時間目まで残して勉強するという。そうしますと、指導員の確保という問題もまた出てきます。今募集をしているところですが、最初はこのような規模でスタートするのが望ましいかと思ひまして、このような形になっているということでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書の71ページになります。項2小学校費の中段、15工事請負費、三沢小学校体育館補修工事費です。先ほど私のほうで答弁させていただいたのですけれども、土砂撤去と再崩落防止、それから床下等の換気、そのほかに側溝等水処理につきましても計画に入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 先ほど答弁させていただきました日野沢小学校の関係で1点訂正をさせていただきます。

築128年と申し上げましたが、開校してから128年。今の校舎につきましては昭和30年に完成をしております。

ますので、築63年ということになります。大変申しわけございませんでした。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

何点か再質問させていただきたいと思いますが、まず最初にみなの魅力発掘・創造の会議のアドバイザーの業務委託料についてなのですが、あわせまして会議毎月、30年度についても月1回程度で開催していきたいということのようです。この設置の目的の中で、「皆野町の魅力の再認識と新たな魅力を創造し、これからのまちづくりに最大限活用するため」、このように書かれております。先ほど答弁の中でも、アドバイザーの委託料を含めて特別の交付税措置がされて3年間活用できるという答弁なのですが、いずれにしてもこの創造会議の設置期間、もう少なくとも1年以上やってきて、また平成30年度も毎月1回の会議で計画されているようです。そろそろこの1年かけて、まちづくりに対する提言等を取りまとめてもらうのが筋かなというふうに私は思います。

それにしましても、アドバイザーがどういった調査なり資料を提出して、このまちづくりに提供しているのか、この辺については私も全然わかりません。ただ、一般的に考えても今年度というか、平成29年度50万円ということでありますので、1回会議に出席してもらうにしても約4万円ですか、単純に平均しまして、交通費含めて日当含めて、立派な方のアドバイスということもございしますが、それにしても1日四、五万円の保障があれば、失礼かもわからないですが、十分ではないかなというふうに思います。そういったことで、金額に見合った業務内容といいますか、そういったことには非常に疑問があります。十分吟味した中で、この委託料についても執行する考えがあるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

一応予算を計上する段階におきまして、福井先生と内容を確認いたしまして、予算計上のための見積もりをいただいた金額がこの金額でございます。おっしゃるとおり、ことしの十数倍という金額ですので、また契約時に当たりましては、その契約内容等をよく福井先生と協議をいたしまして、進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今までも、例えば総合振興計画を作成する、ここ2回といいますか、2回というか10年前と去年ですけれども、これについては庁舎内で職員といいますか、中心になって総合振興計画についても検討されてきたという経過があるかと思えます。それ以前は、たしか委託なりしてやってきた経過があると思えますし、またまち・ひと・しごとの総合戦略の計画の素案みたいなものも、確かに委託してやってきた経過があろうかと思えます。ただ、今聞いている範囲だというと、そういった資料なり取りまとめて、具体的にどういった提言をするかというような、そういったことも何か見受けられない感じがしますし、本当にどういった内容で業務を委託するかというのが、非常に私としては疑問があります。いずれにしても、慎重にこれは執行する場合というか、契約する場合については、金額含めて対応していただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

再々質問になるかな、一般質問の中でも取り上げさせていただいたのですが、町長は金子兜太さんの葬儀の場でも、弔辞になろうかと思うのですが、今後秩父音頭と俳句をまちづくりの中心に据えて取り組んでいきたいと、こういった決意も誓った弔辞を述べられたということでもあります。私も、この秩父音頭と俳句の町にふさわしい文化と観光の拠点として、秩父音頭と俳句を生かした施設整備などを進めるべきではないかということで、12月議会の中でも取り上げさせていただいております。ぜひこのみなの魅力発掘・創造会議、言葉は悪いかしれないですけども、町長の諮問機関的な会議だというふうにも私は捉えております。ぜひそういった面では、町長の意向が強く反映される会議だというふうに思いますので、町長が秩父音頭と俳句を中心としたまちづくりを進めていきたいと、そういった強い決意なり意向も示されているわけですから、この創造会議の中でそういった提起もしていただきたいというふうに思いますが、この辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 浅草とか台東区との交流の中で、やはり自然も豊かで、町民憲章でもうたわれておりますように「文化のかおりたかい町」を目指しているわけでございまして、まさに秩父音頭と俳句というものは他に誇れる文化だと、このようにも捉えておりますので、こうした組織にも提言というか、こちら側に提言をしていただけるようなことをも協議をしていただければと、こんな思いでおります。

なお、福井先生を中心に、今県でも23区との交流を積極的に進めていただいております。移住定住にもこうしたことがつながればいいかなと、こんな思いでおるところでございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひこの創造会議の中でも、今後のまちづくりの中心になります秩父音頭と俳句を中心としたまちづくりの提起をしていただく中で、ぜひそういったことを今後のまちづくりの施策として進められるように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

子供教育の放課後教育の関係とも関係するのですが、学童保育所の無料化の問題、これが平成28年度から実施されているわけなのですが、このときも私も申し上げさせていただきました。できる限り公平性を保つように、三沢小学校への放課後児童施設の整備を進めてもらいたいということや、その後学校給食の無料化を優先すべきではないかということも提言させていただきました。やはり保護者にしてみれば、より公平的に学童保育所に入所できたり、また多くの方がそれに受け入れてもらえるような、そういったことが第一条件だというふうに思いますし、学童保育所に預けない人、預けられない人も含めて、公平な恩恵が受けられるとってはあれですが、そういった面からも給食費の無料化等、最初に実施すべきだなというふうに思っています。そういったことも含めまして、学童保育所の無料化については、副町長からも見直しを含めてということをおっしゃったのですが、それらも含めてぜひ再検討をお願いしたいというふうに思います。

それと、最後になりますが、放課後子供教室の関係なのですが、各小学校での2、3年生を対象にするということなのですが、あくまでこれは任意の参加なのかどうか。それと、やはり学童保育所に預けているというか、放課後学童保育所のほうへ行く2、3年生もいるわけですから、そういった児童との関係についてお聞きしたいと思います。

あわせて、三沢小学校の放課後児童対策という形での教室、1年生から6年生まで対象にして、週1回ということではなくて、例えば週5回、実質的な放課後児童施設というようなことも含めて検討していただけるかどうかも含めてお願ひしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいま内海議員さんからのご質問にお答えします。

放課後子供教室の参加は、任意でお願いしたいと考えております。

また、三沢小での1年生から6年生までの教室というお話がございましたが、皆野小、国神小とバランスも考えて、全体的な捉えをしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） いずれにしても三沢小学校の学童保育所なり、また放課後児童施設、その開設に向けて、ぜひ教育委員会、また町長部局のほう、余り縦割りのあれにこだわらず、児童の安全対策も含めて、そういった施設が実現できるように要望しまして終わります。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時51分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） まず最初に、町内で警備委託料をやっている箇所が13カ所あるわけでございます。総額にしては583万円ということでございます。この中で、警備委託については最初にわく・ワクセンター、それと隣の水と緑のふれあい館について、この施設については入り口だけ考えれば必要ないのではないかと私は考えているところですが、その辺のところをまず最初にお願ひします。

次に、ふれあいプール、温水プールについて、この警備委託料についても、入り口は現在1カ所でございます。あそこだけやっぱりしっかりしたものをしてあげれば、これも警備委託料は要らないのではないかとと思うところです。それについて、まず最初に質問します。

次に、みらい創造課の新設について、課長を県から招聘するというところでございます。一般質問の中でも申し上げましたが、県の課長を新しく招聘するならば、やはり町内にも優秀な課長はいっぱいいるのだから、そういうことでなく、町の職員からぜひひとつ考えていただきたい。実は、皆野町でも都市計画をやるということで、県から課長を招いてやった経過がございます。町長、副町長も知っていると思っておりますけれども、このときは県に要請したら、今の県土整備、土木事務所から定年間近の人が来た。それで、約2年近く都市計画を担当してやった。その成果は何もなかったということは、既成の事実でございます。そんな経過もありましたので、今後県からの課長招聘については、内部の職員からぜひ登用するようにお願ひします。

それで、早速また次に入りたいと思ひます。次に、町長の交際費、議長交際費、教育長交際費、この交際費について、まずご質問申し上げますが、今の状況で町長、議長の交際費については、私が最後に議長をお世話になったときには、町長は200万円、議長は100万円、教育長は30万円という数字であったかと思っておりますが、この交際費というものについては、必要なものは当然使って町の進展なりに使っていく。あるいは、機密的な行事も多少あろうかと思ひます。これ機密と言うとおかしいですけれども、これは例

例えば県の方と会合を持つとか、そういった特に使う経費でございます。それと、例えば職員の結婚式に町長、議長、教育長が呼ばれるときには、こういうものは交際費から使っているのではないかと思うのです。この交際費については、広報で公表しておりますけれども、こういった経費が今までのったことがないので、そういうものについては当然交際費として使ってもいいのではないかと思うところでございます。

あるいはまた、他町村とのつき合いの中で、選挙の際の陣中見舞いとかいろいろあると思います。それと、また国会、県会等への陳情等につきましても、今までは交際費の中からは使っていないようでございますけれども、こういうものもやっぱり使っているのではないかと思うわけでございます。その辺の見解についてもご質問いたします。

次に、24ページ、小杉議員からも質問がございましたけれども、日野沢小学校の解体について、ちょっと私の考えなりを申し上げてみたいと思います。坪数にしては、約400坪だという話でございます。この解体工事費については、私のいろんな調査の中では、現在の木造家屋の解体費、約3万円から高いもので5万円という話を聞いておりますが、この坪数から換算すると、約8万円についていると思います。これではちょっと差があり過ぎるのではないかと思うところでございますけれども、どういうことでこういう数字が出てきたのかお尋ねをしたいと思います。

次に入ります。次に、39ページ、老人福祉センターについての、私の一般質問でも課長の答弁は、入館者が1万7,000人だという答弁をなされました。それで本年度予算を見ますと、収入が120万円だということは、入館料1人100円ですから、計算しますと1万2,000人しか入館予定がないわけでございます。それについて5,000人の差があると思いますけれども、去年の差と、ことしはこんなに減る予定なのですか。ちょっと課長の答弁の数字が合っていないのではないかと思うのですけれども、その辺のところを答弁願います。

それと、長生荘の中の風呂の改修工事費でございます。改修工事で約1,400万円かけるということになっておりますけれども、1,400万円をあの小さい風呂、男女のをつくっても、こんなに新しくつくったってできるのではないですか。まして私は一般質問でも質問しておりますけれども、だめなものはよせとやっているところでございます。なぜだめなものに、また新しく風呂をつくって、これでは継続してやるということでしょう。ちっとも行革する意思がないということです。これは副町長に答弁願います。

次に、51ページ、19の負担金の中の農業振興事業補助金141万円、これについて、これはどういう内容で事業に補助金を出しているのかお尋ねします。

それと、秩父観光農林業協会負担金20万円ですか、これについてもお願いします。

次、建設関係でご質問を申し上げたいと思いますけれども、昨年度建設課関係で相当数入札があったわけでございます。この入札について、結果が約二十何%が町外の業者が落札しているということでございます。私は、工事の入札については、やはりできる仕事は基本的に町内業者を育成する意味からも、ぜひひとつ町内の業者を指名していただきたいと思っておりますけれども、これも副町長に入札の責任者として、指名の責任者としてご答弁を願います。

それと87ページ、温水プールについて、私も温水プールの係ではないのですけれども、いつも言いたいことを言っていますけれども、ぜひひとつこれは抜本的に改革していただきたいという意味から、いつも私も申し上げておりますので、よろしく願いいたします。昨年度、先ほどの四方田町議の教育長の答弁ですと、ことしの収入は400万円だという答弁がされました。私の一般質問では、昨年度は600万円だと、収入が。何でことしはこんなに減ってしまうのか。その辺のところを、まず答弁願いたいと思います。

それと、やはり一番重要なことは、昨年度は4,700万円の工事費等を入れて温水プールにかかったわけでございます。それで、収入は600万円と。それで、本年度は5,400万円かけるのだと。それで、収入は400万円だと。それで、またことしもプールの内面防水工事。この内面防水工事というのはどういうことをやるのか、まずご質問したいと思います。何で1,700万円もかけて防水工事をしなければならないかをご質問いたします。

以上ご質問申し上げますので、よろしくお願いします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えします。

まず、1点目のみらい創造課長に県からの職員は必要ないのではないかというようなご質問でございますが、県内の市町村事業も含めて、いろんな情報に詳しい課長を充てるということはそれなりにメリットがあります。そういうことで、意見は意見としてお聞きしますが、県からの派遣を受けるということで既に決まっております。

次に、交際費の関係でございますが、詳しくはまた担当課長から申し上げますが、交際費につきましては、お話のようにいろいろ私と公、民と公、その区分け、境目がなかなか微妙、あるいはデリケートな部分がございます。そういうことから、交際費の対象の基準を設けております。基準を設けて、曖昧な、また勝手な解釈ができないような形で、交際費の適正執行ということに努めております。この内容につきましては、近隣の市町村もほぼ同様でございます。そういうことで、基準ののっとってやっていきたいと思っております。

あと、長生荘の風呂の改修の関係でございます。いろんなご意見があろうかと思いますが、長生荘につきましては高齢者の福祉施設ということで、また今は高齢者、特に介護予防の事業をする会場でもあります。また、ふだんから高齢者が風呂あるいは歌、カラオケ等の憩いの場であり、高齢者福祉施設の中で風呂はやはり必須の設備でございますので、改修は必要だと思われま。

あと入札指名の関係でございますが、町内業者を優先にということはわかります。そのようなことも念頭に指名委員会をお世話になっておりますが、基本的には競争性、また公正、公平、透明性を基本に指名を行って、最少の経費で最大の効果を上げるべく取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 12番、宮原議員さんの質問にお答えいたします。

まず最初に、交際費のご質問でございます。交際費につきましては、以前町長が200万円、議長が100万円、教育長が30万円というお話がございました。この交際費につきましては、平成17年に町で行財政改革「リフレッシュプラン05」というのに取り組んでおりまして、その中で交際費においても見直しが行われたものと認識をしております。それで、今の予算額になったものだと思います。ちなみに、平成28年度の決算額を見ますと、町長が70万3,176円、議長が26万5,900円、教育長が12万9,020円という決算額になっております。

また、議員さんご指摘のように、結婚式等についても町長また議長、教育長、そういった立場で出席する場合には支出ができるのではないかとということですが、内部に基準がございます。交際費の執行基準ということで、この執行に当たっては社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限にとどめることということが大前提になります。その上で、適用範囲といたしまして、結婚式にも支出はできるという決まり

にはなっております。ただ、近年こうした結婚式等における支出はしていない状況にございます。このあたりにつきましては、先ほど副町長申し上げましたように、必要最小限度というようなことから、現在の支出内容になっているかと思っております。

それから、24ページ、日野沢小学校の解体工事でございます。予算計上額3,313万5,000円でございます。これの、400坪にして、通常であれば坪3万円程度、これが坪8万円になるということでございます。計上に当たりましては、町内に事務所を有します業者から見積もりを徴して、その金額をもとに計上したものでございます。その内訳は、当然建物、校舎、それから倉庫、トイレがありますので、これを一体的に取り壊すものでございます。それから、あとは取り壊しに当たって大型の重機等が現場に入ります。その際に、今かかっている橋ですと強度的な問題もあるので、その橋に幾らか強度を持たせるというようなものも見積もりの中には入っております。それから、石碑ですとか植木関係等がありますので、そういったものの撤去も一体として、撤去、移設費も一体として見ております。そういったことで、この金額を計上させていただいております。なお、執行に当たりましては、当然指名競争入札で工事を実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、入館料、使用料の関係ですけれども、歳入の7ページに上段、目2民生使用料、節1老人福祉センター使用料、説明欄の老人福祉センター使用料120万円、これは過去の数年間の実績をもとに勘案して計上しております。平成27年度の使用料ですが、115万4,400円です。28年度が128万8,700円、29年度、現在までですけれども、113万6,300円といった状況でございます。入館者数につきましては、一般質問のときに答弁させていただきました、平成28年度の入館者数が1万9,369人という回答をさせていただいております。内訳ですけれども、まず入場券の入館者、1年間を通じてになります。大人が480人、65歳以上の方が2,987人、子供が44人、合計で3,511人。それと、回数券の入場です。大人が315人、65歳以上が1万1,009人、子供が2人。それと無料者、これは大人が2,518人、身体障害者が2,010人、子供が4人、4,532人。これ合わせまして1万9,369人でございます。入館者の中には、有料な方と無料な方、無料者の中にはふれあい広場だとか介護予防事業のほうに参加していただいた方なんかもこちらのほうでカウントしていますので、約2万人近い入館者になっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんからの質問についてお答えします。

まず初めに、ふれあい館とわく・ワクの警備の関係でございます。ふれあい館につきましては、厨房等や売店等の安全管理及び火災や人等の侵入をより早く感知し、防犯対策及び施設等の安全を図るために必要となります。わく・ワクセンターにおきましても、器具の安全及び火災や人等の侵入を早く感知し、防犯対策及び施設等の安全を確保するために必要となります。

続きまして、予算書の51ページでございます。農林水産業費の農業費の農業振興費の19の農業振興事業補助金でございます。144万円でございます。これにつきましては、町での農業制度の補助金が5つほどございます。まず最初に、個人の方が遊休農地を整備し、畑等で桑等を抜いた場合に助成を行うもの。

続きまして、個人の方が苗木等、柿とかブドウとかの苗木を20本以上購入した人に対して補助を行うも

の。続きまして、家畜の肥料購入費でございます。個人の方が家畜の肥料を500キロ以上購入した場合に補助を行う制度でございます。続きまして、農業用パイプハウスの制度でございます。個人の方が50平米以上の農業パイプハウスを購入して設置した場合の補助でございます。続きまして、今年度から、有害鳥獣対策といたしまして防護柵を200平米以上の農地に設置した場合に対して8割の補助を行っております。この補助制度が、5本立ての補助制度があります。その補助制度に基づきまして、いろいろな補助を行うという形で農業振興事業補助金ということでございます。

続きまして、その下にあります秩父観光農林業協会負担金20万円でございます。これにつきましては、秩父地域1市4町と秩父地域の観光団体等が連携いたしまして、秩父農林業の経営の発展と観光客に対する農林産物の理解を深め、サービスの向上を図るということで、秩父地域全体で行っているものでございます。事務局におきましては、JAちちぶさんが事務局として行っております。ちなみに事業内容でございますけれども、情報の収集、ホームページのリニューアルとか観光農園等の方々の栽培の講習会、安全安心の食の提供とか、あとは都内のほうに出向きまして観光のPR、イベント等の参加を行っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんの温水プールの警備委託料についての考えを申し上げます。

温水プールにつきましては、安全管理及び火災の予防等を第一に考えますと、警備委託が必要であると思います。以前、学校長をしていてプールを管理していたころ、夜に、夜中にプールに侵入があって、割れたガラスを混入されたということがありました。そういったときに、復旧が非常に困難でありました。そのようなことから、プールに異物を混入されますと大変な思いをしたという経験もあって、安全管理及び火災の予防を第一に考えて警備委託が必要だと考えております。

続きまして、歳入についてでございますが、温水プール皆野町勤労福祉センターの平成28年度の実績ですが、歳入が485万6,220円と答弁をさせていただきました。485万円です、28年度は。そして、予算では404万9,000円となっておりますが、これは内面塗装等の工事をするときにはプールを閉鎖しなければ、休館しなければいけないという事態に見舞われます。そのとき収入がやや減るということを見込んで、404万9,000円を計上したところであります。

続きまして、大小プール内面防水工事費でございますけれども、一般プール及び子供のプールのプール槽は、経年劣化による塗装の傷みが激しく、塗装面が盛り上がったたり塗装が剥げてしまっているところがあるため、プール槽の塗装を行うものでございます。

以上です。

〔「大体答弁したかさ。それじゃ、再質問します」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） まず最初に、警備委託料の件について、わく・ワクセンター、水と緑のふれあい館、この2つについては一体だと思うのですよ、施設も隣だし。それで、ましてこのわく・ワクセンターについては年間何日も利用されていないし、ほとんど火災的な問題もないし、そういう施設だと思います。それと、ふれあい館についても、あそこは風呂だけの事業でございますので、重要な文書、そういうものがある施設ではないので、これもっと抜本的に検討して、これは要らないと思いますけれども、もう一回答弁してください。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

ふれあい館、わく・ワクにつきましても、先ほど申しましたように厨房等の器具等、火災等も発生のおそれもあります。そういう観点から、早目に感知するというような形で警備が必要だと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ふれあい館の厨房、これ2時間しか使っていないでしょう、1日に。そば、うどんを出すだけで。そんなのは厨房とは言えないのだよ。だから、もっと抜本的に改革してください。もう一回答弁して。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんのおっしゃる気持ちもわかりますが、やっぱり管理面といたしまして、安全を確保するためには警備が必要というような考えでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 教育長にもう一回お尋ねしますけれども、温水プール、入って行って入り口の手前に門がありますね。あの門を閉めたら人は入れないでしょう。それだけで、もう十分安全対策ができています。中に重要な書類があるとか、重要な物件は何ひとつないでしょう。もう一回答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

私の体験で恐縮なのですが、プールに入りたい人はどんなことでもして、有刺鉄線でも乗り越えて中に入って遊んでいるという例があります。それで、私も大変な思いをしたのですが、有刺鉄線が切られて上から入ってガラスがまかれていたということで、そういった、ある意味誘惑するプールに引きつけられるかのように問題行動を持つ生徒が入っていったという記憶があるのですが、今の皆野町ではそういうことは今のところないかとは思いますが、何が起るかわかりませんので、先ほど答弁したように警備委託は必要だと考えている次第です。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 農山村具展示館がありますね。あの施設は、警備委託は現在していないと思います。あれこそいろんな農山村具、あるいはいろんな文化財の遺跡が、掘ったものが置いてあると思います。これすら山の中腹にある施設で警備委託もしていない。それなのに、この温水プール、あれこそ高いところにあるし安全でしょう。入り口は1つだけなのだから、入り口しっかりしたら必要ないですよ。もう一回答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、安全管理、そして防火の観点から警備委託は必要だと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 優秀な答弁でありありがとうございました。もっとやはりこれから行財政改革の意味

から言っても、だめなものはどんどん改革しましょうよ。検討して、内部でも。そういうことで、この問題は終わります。

次に、交際費について再質問いたしますけれども、先ほど副町長から答弁をいただいて、そのとおりだと思っています。しかし、やはり町のいろんな事業について陳情あるいは県にお願いするというときには、多少なりのいつでも経費はかかるのです。そういったものは交際費の中から出せるような方向で、ぜひ町長、議長の交際費についても必要なものは、杓子定規でなくてどんどん使って、町の発展につなげるようにどんどん交際費を利用する。そのための交際費なのだから。多少の機密はあったってしょうがないのです。もう一回副町長、お願いします。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） これから、どこから見ても納得できるような交際費の執行に心がけてまいります。必要なものは必要ということでやってまいります。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 次に、日野沢小学校の解体工事について再度質問を申し上げますけれども、この予算作成に当たっては町内業者から見積もりをとったと。これは何社とりましたか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 宮原議員さんの質問にお答えいたします。

1社のみでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それではだめでしょう、1社では。アイミツというのは、最低でも2社はとるのですよ。ましてこれだけ3,000万円からの事業を1社の見積もりだけで予算計上するというのは、これは考えなくてはだめですよ。これも副町長、答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 宮原議員さんのおっしゃるとおりでございます。通常複数ということでございましたが、ただこれから、それらをもとに入札執行については先ほどのような形の中で、競争の中で最少の経費で最大の効果を上げるという形をとりたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

それと、先ほどの総務課長の説明の中で、植木等も含めてという答弁なされましたけれども、植木なんかみんな片づけてしまったほうがいいのではないですか。あんなのを根回しして、とっておくほどの必要なものは何ひとつないと思います。もう一回答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

私の説明が不十分で申しわけございませんでした。植木等につきましては撤去いたします。石碑等がありますので、学校に必要な石碑等について移転というか、移設をするという内容でございました。そういった趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 健康福祉課長、先ほどの答弁の中でも私の一般質問でも答弁があったのですけれども、あそこの長生荘、入館料1万7,000人という答弁だけれども、そんなのは絶対ないです。この間、シルバーの専務にも聞いたら、どうなのだよと言ったら、1日40人だよというのだ。それではあれでしょう、25日で40掛けて1,000人、年間で1万2,000人でしょう。その辺のところをちゃんと整理してください。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

入館者数につきましては、毎月定期的に長生荘、シルバー人材センターのほうから報告を受けております。その1年間の取りまとまった数字を回答させていただいたわけでございます。なお、長生荘のほうは、現在年間360日開館をしております。そういったことで……

〔「360日営業しているわけではないじゃない」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 年末年始が休日で、木曜日はお風呂は休み、清掃が入りますので休みなのですが、開館はしていますので、年間でいきますと360日の開館になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） そんな数字はどうでもいいので、今回はこの長生荘の風呂改修工事、どの程度するのかよくわかりませんが、1,400万円をあれだけの坪数の風呂でしょう。改造するなら、新しくつくったってできるでしょう。ちょっとその辺のところをよく説明してください。何で1,400万円も工事費がかかるのか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

こちらの工事費の予算計上に当たりましては、節13委託料で172万8,000円を計上させていただいております。こちらの計上に当たりましては、3社の業者から見積もりをとっております。採用に当たりましては、建設工事の見積もりの取り扱いに準じまして、平均値の業者の金額を採用させていただきました。工事費につきましては、こちらの業者の見積もりによります計上でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この風呂の改修について、何でこれだけの予算をかけて必要になったのか、まずお尋ねします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 宮原議員さんの再々質問にお答えをいたします。

午前中の予算の中の質問でもございましたけれども、昭和56年に建設をしております施設で、経年劣化による老朽化が進んでおります。特に浴槽につきましては、防水工事や塗装工事等をしてきておりましたけれども、直り切らないということで、抜本的な改修が必要になりました。そうしたことから、今回配管まで含めた工事の予算を計上させていただきました。一昨年ですか、屋根の工事も行いまして、昨日町長の答弁もありましたとおり、経費節減と利用者の増加に努めながら存続しますということでございますので、当分の間利用ができますように、特に利用者が増加して高齢者の憩いの場として喜ばれるような施設にするためのお風呂の改修工事でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） わけのわからない答弁で、ちょっと納得いきませんが、高齢者のためと言ったって、もうあれ何年たっていると思います、三十何年たっているのだ。そんな古いものを幾ら改造して金かけたってだめなのだよ。早くやめるべきだと私は思っておりますけれども、副町長、その点について答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） お答え申し上げます。

いろいろな見方、考え方があると思います。先ほど担当課長が申したとおり、高齢者の福祉施設と、唯一の福祉施設ということと、経年劣化で大分傷んでいると。老人福祉施設については、風呂はメインでございます。そういうことから、経費がかかるというのは、新しくつくるプラス解体撤去また処分、そこらはまた新しくつくるより多くかかるのではないかと思います。そういうことから、この金額になったということでございますので、金額が高い安いは見方があるかと思いますが、今後続けていくには必須の設備だということでご理解をお願いします。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 最後に、温水プールについて、先ほど教育長の答弁だと内部の塗装だという答弁がありましたけれども、予算書を見ると違うのです。大小プール防水工事費とある。これはどうなのか、どっちが正しいのですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんの質問にお答えします。

塗装して防水を施すという、防水をするという、そういう意味であります。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 塗装して防水するのですか。そんなことはおかしいと思うよ。これは建設課長だって工事の関係でいろいろ知っていると思うので、順序が違いますよ。おかしいよ、それでは。もう一回ちゃんと答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 訂正いたします。

ウレタン防水処理をします。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 教育長、そうではないのですよ。先ほどの教育長の答弁は、塗装して、それからやるのだという答弁だった、防水を。それでは違うのではないですか。普通防水してから塗装するならわかるけれども、順序が違ふと思いますよ。もう一回整理してください。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 大変失礼しております。ウレタン防水処理をして、塗装するでございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 不勉強なので、ウレタン処理というのはどういう処理をするのですか。

〔「じゃ、暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時43分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） たびたび訂正して申しわけありません。

まず、最初にケレンをします。次に、防水処理をいたします。そして、塗装をいたします。
以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 最後に塗装するという話ですけれども、前はいつ塗装をやりました。

〔「ちょっと時間また下さい」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時45分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 宮原議員さんのご質問にお答えいたします。

ちょっと今時間がかかって申しわけありませんでした。以前、前は平成24年度に行っております。内容について、かなり詳細はわかりませんが、塗装だけ行ったようです。今回、先ほどの漏水ですけれども、ジョイントというか、つなぎ目のところから少し水がしみ出しているような状況が見られているということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、最後にご質問しますけれども、漏水が少しあるという今教育次長の答弁なので、ではその箇所だけ修理して防水工事をやればいいのか。これ全体プールやる必要ないでしょうか。最後に答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、プール槽全体の塗装の傷みが激しいということで、漏水箇所は全部から漏水しているというわけではないと思いますけれども、プール全体の塗装の傷みが激しい。塗装の面が盛り上がっているというところが、かなりの箇所あるようです。中には塗装が剥げてしまっているところもありますので、一部剥けているところから、さらに塗装がむけてきているところもありますので、プール槽全体の塗装、それから防水処理を行いたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 一般質問でも行財政改革の中で私は申し上げてきたところですが、この温水プール、ことしは工事費を入れて5,400万円もかかるのだと。それで、収入が400万円ちょっと。やはり、これはもうよすべきです。先ほど四方田議員の質問にも、給食費だっけ、無料にしたらどうかという話があったけれども、こんなの温水プール一つやめたら全部原資はできてしまうのです。

最後に、これからの取り組みについて、教育長は改革する気持ちがあるのかないのか、最後に答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 温水プールにつきましては、施設設備に老朽化が進んでおります。また、光熱水費等経費も大変かかっております。今後とも経費節減に努めながら、施設設備の維持管理を適正に行うとともに、開催事業を一層充実してまいります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、議案第16号 平成30年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は8日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 13ページになります。上段のほうで出産育児の項がありまして、出産育児一時金として本年度294万円計上されておりまして、昨年度は420万円、大分減額されておりますけれども、少子化に悩む中であって、この費用を当初予算から削減、減額してしまっているのはちょっと意欲的でないような気もするところなのですけれども、どのような見通しですか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

13ページ上段になりますが、節19負担金、補助及び交付金、出産育児一時金294万円の予算要求をさせていただいております。1人42万円ですので、7人分を見込んでおります。これは、今年度の実績から7人分の予算を要求させていただいた次第です。また、今後状況を見ながら、予算の補正等を検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 考えを申しますと、まず42万円というのが、何かもうちょっとあってもいいのではないかと。出産、子育て奨励の町という観点からしても、45万円ないし50万円、そういったところではないかと、42万円はそれなりに出産される方の補助にはなるのでしょうかけれども、魅力に欠ける数字のような気がします。そして、当初から7人しか見込まないというのは余りにも消極的な感じがするので、それを言っているの、仮に少なかつたら減額できるわけです。最低でも15人ぐらい出産してもらいたい意気込みで予算計上してもらわないと、勢いがつかないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

小杉議員さんのおっしゃることはよくわかります。とりあえず今回7人分の予算を要求させていただいておりますので、今後状況を見ながら予算の補正を検討していきたいと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 町民生活課長は実に堅実な方なので、遠慮されているのかと思うけれども、今さっきの議論見ていると、教育委員会にしても健康福祉課にしても、どんどん予算が要求されている議論がなされていきました。そこへ来て、今度はこっちは、今一番ネックになっている子供をどんどんふやそうという、この予算ですから、ぜひ積極的な姿勢でいってもらったほうがいいと思えます。50万円という数字は難しいですか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 3番、小杉議員さんの質問にお答えします。

金額については、国民健康保険法に基づく規定がございますので、規定に基づく支給は42万円が決まっておりますので、それを超える分については今後の検討課題となろうかと思えます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員）　そういうことであれば、今度は町でそれに色づけをするというところは検討してもらえばいいのかなということで、町で10万円程度の何か検討をぜひお願いしたいところであります。副町長、よろしくお願ひします。了解していただきましたか。

○議長（大澤金作議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　何か増額というようなことでございますが、いろいろ検討してまいります、これは出産に対する手当てというのですか、一時金。その後、出産後には出産補償金とか、いろいろなもので支援、バックアップしております。一応検討します。

○議長（大澤金作議員）　他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員）　私の質問は2点、質問というか、1つは要望なのですけれども、1つは質問として国民健康保険税のことについて質問します。

この4月から国民健康保険が広域化され、この間ずっと1年間かけて国保税のシミュレーションという試算が何回も出て、4回目も出ましたよね。県からの示された国保税があります。それで、今回本当に最初のころ、1回目、2回目という試算は本当に皆野町ですと11万7,000円以上の試算が出たり、だんだん下がってきて、それは何かというと激変緩和措置、もう国もこんなに上がってしまったのでは払える国保税ではないということで、国が税金を投入して激変緩和措置というのをやって、やっと落ちついたわけなのですけれども、皆野町に来た激変緩和措置としての金額というのですか、それはどのくらいになるのか。

そして、今回提案されているのは国民健康保険税として、予算額として幾らというふうになっていますけれども、国民1人当たりというか国保税幾らになるのか、まず教えてください。

○議長（大澤金作議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典）　5番、常山議員さんの質問にお答えします。

まず、新国保制度を迎えるに当たりまして、国保制度改革ということでさまざまな試算が行われまして、1月の末になると思いますが、納付金額等が決定しております。それを踏まえまして、町のほうで税率等を検討しまして案をつくらせていただきまして、議会のほうに出させてもらった経過がございます。

試算については、県のほうで納付金額、標準保険税率を算定するに当たりまして、そのもとになる算定方式を国のほうでつくっている経緯がございますが、その算定方式を決めるに当たって試算が何回も行われております。そのたびに試算の経過が公表されているわけですが、それに基づきまして3回試算が行われまして、仮算定も行われまして、県のほうで1月の末に標準保険料率の金額が決まっております。今回の国保制度改革に伴いまして、激変が起こる市町村があるということで、そういった市町村に対してこの激変緩和措置がとられております。激変が起こらない市町村については、この激変緩和措置は行われておりません。皆野町の場合は、およその金額ですが、この激変緩和措置の金額というのは、およそ3,800万円です。

それから、2点目ですが、お手元の国民健康保険特別会計予算、こちらの2ページをお開きいただきたいと思ひます。2枚目になります。1人当たりの金額ですが、便宜上出す金額ですので、県のほうで出している金額とは比較にはならないと思ひますが、こちらのほうに国民健康保険税の予算額が1億7,029万3,000円と、平成30年度の当初で見積もった国保税の金額がこの金額になります。これを単純に被保険者数で割った金額を出しますと、失礼しました。この1億7,029万3,000円を、こちらのほうで県のほうに提出する資料では、被保険者数を2,590人という数字を使っております。この2,590人で割った場合に、今計

算しまして6万5,750円となります。1月の末に県の国保運営協議会のほうで標準保険税必要額出されておりますが、その金額が皆野町の場合6万9,260円です。6万9,260円ですので、その金額を支払った数字となっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 数字を出していただいてわかりました。1人当たりの国保税が、今まで軽減適用率後の金額として、私はいつも皆野町の1人当たりのあれは7万648円ということをよく言っていたのですけれども、それ以上に上がっているのか、上がっていないのかなと思っていたのですが、大分第4回の試算でも、今言われましたように第4回の試算はたしか6万8,148円の試算が出ていると思うのです。それよりも下がっていると。実質的には、そうすると国保税は引き下げられたということによろしいのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） まず、公表されている6万9,260円、それから6万八千幾らの金額がございましたが、その金額については激変緩和措置後の金額となります。公費が投入された後の1人当たりの金額になります。町のほうの国保税につきましては、税条例の提案の際に説明がございましたが、軽減のほうの引き下げもございますので、トータルで考えた場合引き下げになっているということになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私は、この議会で2回ほど国保の広域化については、もうどうしても国保税高い、そういうあれがあるので、引き上げをしないでほしいということを何度も質問してきました。この金額を聞いて、皆野町が今までのよりも引き下がっているということで安心しましたけれども、だけれども、これから激変緩和措置もだんだん金額も少なくなってきました。それから、一般会計からの繰り入れもなるべくしないようにという、そういう通知もあります。そして、何よりもこれから医療費もかかってくると国保税も上がってくるかもわかりませんが、ぜひこれからは町民のためになるべく国保税は上げないようお願いいたします。

それから、あと1つは15ページの保健事業費、特定健診事業費、それから款6保健事業費の人間ドック助成、本当に今がんの患者は2人に1人ががん患者、それから糖尿病の方たちもふえてきています。そういう医療がどんどんかかってくる、そういう病気を抱える人たちがふえてきているという状況があります。何よりも一番は早期発見、人間ドック、それから定期健診、それが必要だと私はすごく思います。そういう面で、町の担当の方は本当に受診率が低くて苦労していると、そういう声を聞いています。ピンクの封筒のお知らせにしたり、いろいろと町でも工夫をされているのですけれども、何としても受診率を上げていく工夫を、本当に担当者を中心に皆さんで意見出し合って、いろんな町の、各自治体のそういう取り組みなどを学んでいただいて、皆野町の受診率上げていていただきたいと思います。本当に人間ドック3万円の補助というのは、大事な大事な私たちの健診の、町から出ている金額ですので、やはり私も毎年健診をやっていきたいと思ったり、ぜひ職員の方も工夫、どうやったら健診率が上がるのか、ぜひ検討して欲しいと思いますので、よろしく願います。それは答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 2点ばかり質問させていただきたいと思うのですが、まず最初平成30年度から国保の制度改正を踏まえて、大変廃款等含めてわかりやすい説明をいただきましたので、基本的なことだけ2点質問させていただきたいと思います。

事項別明細書の2ページになりますが、歳出の関係で保険給付費です。前年度当初に比べて約1,827万円の減額ということなのですが、説明では医療費の動向等を勘案してという説明がされているのですが、これについてももう少し詳しく、現在の実績をもとにしたとかという説明をいただきたいというふうに思います。

最後になるのですが、20ページの給与費明細書の職員数なのですが、前年度1人、本年度2人ということなのですが、これはいつの時点なのか、いつの時点での職員数なのか。現在は、恐らく2人ということだと思うのですが、制度改革によって県のほうで責任を持って収支のほうをやるということなのでしょうけれども、それにしても各自治体の事務量というのはそんなには変わらないと思いますので、その辺の職員数を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんの質問にお答えします。

まず、2ページ、保険給付費の比較の関係ですが、前年度予算額が9億3,338万2,000円、そして本年度の平成30年度の予算額が9億1,511万円、比較増減で1,827万2,000円の減を見込んでおります。この何年かの医療費の動向ですが、皆野町の場合、平成27年、28年ごろにかけまして医療費が増嵩しております。先ほど申し上げましたが、皆野町の被保険者数は2,590人で、3,000人を割る人数になるわけですが、県内でも被保険者数は少ないほうになるかと思えます。そういった状況で、例えば高額な医療費のかかる人が1人、2人仮にいた場合に、平均の医療費がはね上がるようなことがございます。たまたま27年度、28年度、そういった状況で平均の医療費がはね上がったという経緯がございます。それが全体の医療費にも影響しておりますので、平成27年度、28年度については、皆野町の場合は医療費が増嵩しております。

それに基づきまして、平成29年度につきましても医療費の増を見込んでいたわけですが、平成29年度の後半になりまして、比較的医療費が落ちついた状況になっております。平成29年度の後半期の医療費の動向を踏まえまして、平成30年度の予算を見込ませていただきました。その結果として、比較増減がマイナスとなっております。

それから、給与費明細の関係ですが、ちょっとわかりづらい部分もあると思うのですが、まず22ページをごらんいただきたいと思います。こちらは（3）、給料及び職員手当の状況で、これには平均給料額、平均給与月額、平均年齢載っておりますが、これは平成30年1月1日現在、平成29年1月1日現在となっておりますので、それが1月1日現在の比較となっております。それに対しまして、20ページをお開きいただきたいと思います。こちらは予算の見積もりになります。本年度、これは平成30年度になります。前年度が平成29年度です。予算を要求する場合、4月1日で見積もりますので、その時点の比較となります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。そうしますと、現在の国保に関する職員数は1名ということよろしいわけですね。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 1人の職員が複数の仕事を兼ねておりますので、実際国保の仕事に携わっている職員は1人ではなくて、もっと大勢いるわけですけれども、実態に合わせますと、これまで1人分の人件費を見ていたわけですが、実際には2人相当の人件費がかかっているという判断で、平成30年度については2人分の人件費を要求させていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、議案第17号 平成30年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は8日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてのときの質問が途中で終わっていますので、それらを含めて質問をさせていただきたいというふうに思います。

この間、介護保険制度につきましても、2006年10月からは特養ホームにおける食費や居住費等が保険から外されてきているかと思えます。全額利用者負担ということで、また2015年度からは特養ホームの入所条件が、介護度3以上というふうに条件がなったかと思えます。そういったことで、居宅介護への移行等もせざるを得ないということが強まっているかというふうに思います。こうしたサービス面でも非常に改悪が進められてきているかというふうに思いますが、そこで実態等をつかんでおりましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。例えば、施設サービス利用者で食費や居住費を含めた利用者の負担は平均どのくらい、皆野町の被保険者の利用者ですね。これは介護度や、部屋が複数部屋か個室か等によっても差があると思えますが、例えば個室の場合、介護保険の1割負担なり食費なり居住費を含めて、個室の場合、例えば平均どのくらいの利用料か、また複数部屋の場合は平均してどのくらいの利用料なのか、こ

れが1点。

居宅介護サービスにおいても、当然生活費といいますが、収入等の関係で、全てのやっぱりサービスを受けられないといったらおかしいですが、サービスを切り下げるしかない、そういった方もおろうかと思うのですが、その辺の実態といいますが、不安なくサービスが受けられているのかどうか。この辺について、把握してありましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

詳細な利用料等については、ちょっと把握は申しわけありませんが、してございません。きのうも少し触れましたけれども、利用者数というのは把握がありますので、申し上げさせていただきたいと思います。一番近い数値で、平成30年1月分の居宅介護サービスの受給者ですけれども、要支援の方が81人、要介護の方が368人でございます。それから、給付費ですけれども、直近、一番近い数値が平成29年12月分の数値になります。1カ月当たりで、町から出ている給付費でございますけれども、3,124万615円が居宅のサービス費になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 余り厳密ではなくてもいいのですが、例えば特養等に入っている方で、4人部屋とかそういったところへ入っている方の個人負担を含めた利用料、大まかに例えば複数部屋の場合については六、七万円だとか、個室の場合は十何万円だとか、その辺もわからないでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

詳細な資料とかで把握しているものというのは、ちょっとないです。今議員さんおっしゃるとおり、6万円ぐらいから、また10万円ぐらいというふうなお話は伺っております。

あと、先ほど回答し損ねましたけれども、居宅介護のほかに地域密着型サービスと施設介護のサービスの受益者数もわかっておりますので、ご回答させていただきます。地域密着型サービス、要支援の方が1人、要介護の方が78人です。施設のほうは、要支援はございませんので、要介護の方が99人でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。これは恐らく、恐らくということはないですね、居宅サービスと同じように平成30年の1月分ということでよろしいわけですね。何でこんなことをお聞きしたかということになりますと、今国民年金を満額受給できる資格のある方でも、恐らく手取りといいますが、月に換算しますと5万円台の受給になろうかなというふうに思います。そういった中で、例えば施設にその方が入っていた場合、恐らくもう年金だけでは利用料が払えないと、そういう状況も現実生まれていると思いますし、また居宅介護サービスにしても、当然居宅ですから生活も行っていかなくてははいけないわけですから、そういった生活費もかかるわけですから、そうするとやっぱりサービスをもう引き下げるしかない、そういったことも十分考えられるわけです。そういったことで利用料なりが、例えば収入より利用料のほうが多くなった場合、その場合の、介護保険の中からその差額分と言ったらおかしいですけれども、負担をしていただけるような、介護保険の会計の中で歳出のところで給付するような項目があるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

11ページになります。款2 保険給付費、項5 特定入所者介護サービス等費の目1 特定入所者介護サービス費3,600万円ですけれども、これは介護保険施設入所の場合に、またショートステイ等を利用したとき、食費、居住費、滞在費が保険対象外となっておりますけれども、低所得者の方々にはこの負担を軽減するという制度がございまして、こちらの予算がその予算でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。こういった低所得者の方には負担を軽減する、そういった措置がされるということで理解しました。

ただ、これは施設入所者の場合に限られると思いますので、10ページの款2 保険給付費、項3 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費、これについてはどういった給付になるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

10ページ中段の高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。目1 高額介護サービス費は、要介護1から5の方に対するもので、目2 高額介護予防サービス費は要支援1と2の方に対する予算の計上でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ということは、最初の高額介護サービス費、予算では1,800万円ですか、これについては対象が要介護1から5の方ということでありますので、特設施設に入所しているということは関係なく、居宅においてもこういった自己負担分が所得に応じた一定額以上ですか、なったときには給付されると、そういう理解でよろしいわけですね。

先ほど後段で言ったのをもう一度、要支援のところどうのこうのというのをもう一度説明していただけますか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

後段の目2 高額介護予防サービス費で、予防がつく項目ですので、こちらについては要支援の1と2の方に対する2万円の計上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 12ページの地域支援事業、項2 一般介護予防事業費、節13委託料で976万7,000円というのがありますが、この項目でよろしいのかどうなのかあれなのですが、ちょっと要望しておきます。

寝たきりにならないとか、いつまでも元気で住みなれた地域で過ごす、そのような目的で昨年10月、11月に介護予防サポーター講座が行われました。副町長もよくご存じだと思うのですが、そこで講習を受けた人たちが地域で皆さんと一緒に軽い体操を行うということで、そういうサポーターさんを養成しました。

早速始めた地域がありましたが、その会場のことで大変頭を悩ませました。それは、公会堂を借りると1回1,500円も私の地域、国神ですとかかります。それは地域によって違うかもしれませんが、いろいろと工夫して安くやるように、サポーターさんが工夫してくれました。やはり元気で長生きして、みんな地域で過ごすということが目的なでしたら、歩いて近くの公会堂、どこかの会場ということで行くときには、やはり費用面で町がバックアップしていただかないと、なかなかできないのではないかと思いますので、ぜひこのところにそのような補助の予算がついているのかどうかお聞きします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

認知症サポーターの養成講座の予算につきましては、12ページの13節委託料ではなくて、節8報償費、こちらに理学療法士の予算を計上してございます。13節委託料ですけれども、こちらが介護予防事業の本体とも言うべき項目ですけれども、らくらく健康塾あるいはふれあい広場、そうした事業の予算の計上、こちらの中にも運行業務委託料としまして送迎委託料、こちらがらくらく健康塾の90分コースで、詳細を申し上げますと、こちらが103万2,720円の見積額になっています。もう一つらくらく健康塾の120分コース、こちらが51万6,360円、高齢者の水中ウォーキング、こちらが26万4,800円、こちらが運行業務の予算の計上でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 済みません、ありがとうございます。私がここでお聞きしたかったのは、今回始まったこの介護予防サポーターさんたちが地域で皆さんに集まってもらって体操をするときの会場費、それに大変今始まった人たちは、お金がみんな自己負担でやるということはなかなかできませんので、お金を、会場費を町としてどうするのかとか、区長会に申し入れて区でやる行事にすれば、使用料がただになるのか、そういうことでこの中に、では私が間違えましたけれども、8の報償費にそういう予算も入っていますかということなのですけれども。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 失礼しました。お答えいたします。

こちらの予算の中には含まれておりません。現在どういった仕組みができるかどうか、包括支援センターのほうが中心になりまして、今その仕組みづくりを検討しているところでございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 副町長には、じかに来てもらって体操も一緒にしました。それで、包括支援センターの所長にも、じかにこういうことで困っている、そういうふう話をしています。そういう面で、これからもこういう介護予防サポーターを養成していく、そういうのがあったら、やはり地域でそのサポーターさんたちが活躍できるように、しっかりと予算立てではないですけれども、会場面、費用面を町で応援していただいて、ぜひ進めていただきたいと思いますと思うのですが、副町長どうですか。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 常山議員さんのご質問にお答えします。

介護予防サポーターにつきましては、私も国神地区のいわゆる88運動（ハチハチ運動）という名称でやっております。地域で高齢者を中心に長生荘を核にして、また一般の住民の人も、区民の人も集まってやっております。こういうことはいいことなので、全町に広めることはいいことだと思います。そういうこ

とを広めるについて、促進するためにも会場費の調整については検討したいと思います。特にこの中の介護保険特別会計の中で対応できるか、あるいは一般会計の中の高齢者福祉関連で対応できるか、内部でよく検討します。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 5番、常山です。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

まず、議案第17号に対する反対討論を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。要望しておいて反対討論するのは大変申しわけないのですが、介護保険料の値上げについて私は反対した立場です。それに伴う特別会計補正となっておりますので、この介護保険特別会計予算に反対いたします。

簡単ですが、反対討論といたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 次に、賛成討論を許します。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。私は、この提案の平成30年度皆野町介護保険特別会計予算に賛成いたします。

賛成討論といたします。

○議長（大澤金作議員） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤金作議員） 起立多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、議案第18号 平成30年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題と

いたします。

議案の説明は8日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤金作議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次会日程の報告を行います。12日は午前9時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎散会の宣告

○議長（大澤金作議員） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時50分

平成30年第1回皆野町議会定例会 第6日

平成30年3月12日（月曜日）

議事日程（第4号）

1、開 議

1、議案第19号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第2号 公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び上程

1、発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、発議の審査報告

1、平成29年発議第2号 皆野町手話言語条例の制定についての報告、質疑、討論、採決

1、請願の審査報告

1、平成29年請願第1号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願の報告、質疑、討論、採決

1、請願の審査

1、請願第1号 「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願の上程、報告

1、広報常任委員会委員長報告、質疑

1、議会運営委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時03分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	町民生活 課長	玉谷泰典
健康福祉 課長	浅見幸弘	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
教育次長	設楽知伸		

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開議の宣告

(午前9時03分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めていきたいと思っております。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第1、議案第19号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。議案第19号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

- 総務課長（新井敏文） 議案第19号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第6号）につきまして、内容をご説明をいたします。

1 ページをごらんください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ7,394万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ40億8,316万8,000円とするものでございます。

2 ページから5 ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

6 ページをお開きください。第2表、繰越明許費は、町道国神128号線道路改良工事及び今年の台風21号に係る災害復旧工事に事業を設定するものでございます。

7 ページに移りまして、第3表、地方債補正は、額の確定に基づく減額で、限度額を3億10万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページをお開きください。最上段、款1町税、項1町民税、目2法人898万8,000円の増額

は、主に法人税割の増額によるものでございます。

次の項4町たばこ税、目1町たばこ税203万8,000円の減額は、売り上げ本数の減少に伴うものでございます。

次の款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金955万1,000円の増額は、交付額の決定に基づくものでございます。

4ページに移りまして、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費事業費国庫負担金733万2,000円の追加は、補正予算（第5号）において計上した、町道日野沢46号線災害復旧工事に対し交付されるものでございます。

次の項2国庫補助金、最下段の目4土木費国庫補助金171万4,000円の増額は、社会資本整備総合交付金（狭あい道路整備等促進事業）の交付額が決定されたことによるものでございます。

6ページに移りまして、最下段、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、立木売払収入521万4,000円の追加は、県に貸し付けている分収林の立木売却によるものでございます。

7ページの最上段、款17寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金105万円の追加は、福祉の向上を目的に2件のご寄附をいただいたことによるものでございます。

また、その下、目4ふるさと納税は、400万円を減額し、歳入見込み額を600万円とするものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金9,698万1,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節5雑入、派遣職員人件費受入金459万5,000円の追加は、町から彩の国さいたま人づくり広域連合に派遣している職員1名分の人件費を受け入れるものでございます。

最下段、款21町債は、先ほど第3表、地方債補正でご説明したとおりでございます。

9ページからが歳出になります。事業の完了に伴う事業費の減額や給与改定等に基づく人件費の補正につきましては、説明を省略させていただき、それ以外の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、最下段の目4財産管理費、11ページに移りまして、節18備品購入費111万4,000円の追加は、4月に新設するみらい創造課で使用するファイリングキャビネットや事務机等の購入費を計上したものでございます。

目8電子計算費、節18備品購入費169万9,000円の増額は、主にみらい創造課で使用する職員用パソコン購入費の計上でございます。

12ページに移りまして、上段になります。項2徴税费、目2賦課徴収費395万円の増額は、所得税の更正に伴う税還付金の追加によるものでございます。

13ページの最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、14ページに移りまして、節23償還金利子及び割引料144万4,000円の追加は、臨時福祉給付金国庫補助金の精算に伴う返還金の計上でございます。

15ページに移りまして、目3老人福祉費、節28繰出金、介護保険特別会計繰出金1,251万円の増額は、主に保険給付費の増額に伴うものでございます。

16ページに移りまして、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料、子どものための教育・保育委託料1,443万7,000円の増額は、公定価格の改定によるものでございます。

18ページに移りまして、上段から2段目、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費、広域市町村圏組

合上水道広域化施設整備事業出資金1,000万円の減額は、額の確定によるものでございます。

少し飛びまして、30ページをごらんください。最下段、款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費180万円の増額は、昨年の台風21号により被害を受けた日野沢46号線の土砂等撤去工事費を追加するもので、繰越明許費を設定しております。

31ページから35ページまでが給与費明細書、36ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最初に、6ページの第2表の繰越明許費の関係なのですが、特に事業名につきましては、町道国神128号線道路改良工事費2,744万円についてなのですが、繰越明許をせざるを得なかった主な理由についてお伺いしたいと思います。

それと、7ページになりますが、項1寄附金の目3民生費寄附金、関連しまして、その下のふるさと納税にも関係するのですが、民生費寄附金については、2件の寄附ということで説明をされたのですが、恐らく1件については多額な金額ではないのかなというふうに思います。こういった寄附については、今までは、本人といたしますか、寄附された方の意向もあってのようですが、町報等で公にしているかというふうに思います。その辺の、今回の寄附された方の意向なりありましたらお聞きしたいというふうに思います。

それと、ふるさと納税の場合についても、1月に入ってからだと思っておりますが、一番大きい金額だということと100万円のふるさと納税がされております。ふるさと納税の場合は返礼品もありますし、また地方税も税金の控除といたしますか、そういった利点といたしたらおかしいですけども、そういったこともあるということで、金額は多額であっても、一般の寄附と同じような形では公にしないというか、そういったことになっているのかどうか、それらも含めてお聞きしたいというふうに思います。

それと、16ページの項2児童福祉費、目2児童措置費、節20扶助費、児童手当の約1,058万円の減額なのですが、この理由についてお聞きしたいと思います。

18ページになりますが、項3上水道費、目1上水道費、節24投資及び出資金で、説明の中では上水道の広域化の施設整備事業の出資金、額の確定によるものということで説明があったわけなのですが、関連にならうかと思うのですが、平成30年度の予算では、皆野町が5,900万円の出資の予定になっているかと思っております。今後の出資計画、何年間で、金額的にはどの程度かというのは、計画がありましたら教えていただきたいというふうに思います。

それと、22ページになるのですが、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節17公有財産購入費、町道改良の土地購入費約1,245万円の減額補正ということなのですが、大まかな内容についてお聞きしたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんからご質問をいただきました、6ページ、町道国神128号線道路改良工事の繰越明許につきましてご説明申し上げます。

端的に申し上げまして、道路の拡幅の支障電柱の移設に不測の日数を要したものが原因でございます。これにつきましては、このところ電柱移転が、当方のもくろみよりも遅滞傾向でありましたので、平成29年第1回定例会後、新年度予算可決後に、3月22日に配電設備等移設依頼を行いました。工事発注の前に、

4月中旬ですが、現場立ち会いのもと行いまして、その後も早期の移転を再三再四依頼したところでございますけれども、N T T、東電から、電柱移設が日数を要するというので回答をいただきましたのが、平成30年9月11日までにということでN T Tから回答をいただいているところでございます。このために繰り越しをいたし方なく行うものでございます。

続きまして、ページ22、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節17公有財産購入費の減額でございますが、ご説明申し上げます。説明欄でございます国神115号線は、設計時の工法の選定によりまして、用地買収費を大きく抑制することができました。また、過年度から粘り強く用地交渉をした案件が、平成29年度工事予定でありましたが、地権者の方から、交渉の断絶の申し出がありまして、その予算を減じるものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

予算書7ページ、款17寄附金の最上段の105万円の関係でございますけれども、お二人の方から福祉関係に活用していただきたいということで寄附をいただいております。1人の方は秩父市在住の方で、こちらの方は5万円、親族の方が施設に入所をされておられて、皆野町が援護していた関係ということで、こういった寄附をいただいたわけでございます。もう一人の方は、町内の方で100万円の寄附をいただきました。こちらの方は、広報等の掲載は辞退をしたいという申し出がありましたので、そのような取り扱いをさせていただきました。

16ページ、款3民生費、中段の目2児童措置費、節2扶助費の児童手当1,058万7,000円の減額でございますけれども、児童手当は6月、10月、2月の支給で、額が確定したということからの減額でございますが、見込みを下回ったということで今回の減額でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、7ページの上段、ふるさと納税の関係でございますが、ふるさと納税の取り扱いにつきましては、議員さんがおっしゃられましたとおり、返礼品があったり寄附の控除等があったりいたします。そういったことから、一般の寄附とは区別をいたしまして、金額にかかわらず公表等はしていない状況でございます。

それから、予算書の18ページ、2段目ですか、款4の広域水道への出資の関係でございます。この出資につきましては、平成29年度から出資をいたしまして、計画では37年度まで9年間の計画になってございます。現時点で予定をされている出資金の総額ですけれども、4億5,646万円、これが組合のほうから示されております数字でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 総務課長、答弁……

○議長（大澤金作議員） 失礼しました。

総務課長。

○総務課長（新井敏文） 今申し上げました金額ですけれども、あくまでも計画ということで、現時点で確

定をした数字ではないということだけご了承いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。線越明許の関係なのですが、相手方といいますか、N T Tなり、東電の仕事の関係といいますか、そうであっても、この工事箇所につきましては、町のほうとしましても、入札なりして早い時期に進めてきたというふうに思います。道路改良につきましては、当然電柱の移設等は附随した大きな工事になるかと思っておりますので、そういったことを加味した中で今回対応した結果、こういうふうになっているということだと思っておりますが、いずれにしても請け負った業者のやっぱり仕事の関係もございまして、またあそこの場所については、本当に車両の利用台数も多い場所でございますので、早い時期にやっぱり改良された道路として供用できるような、そういったことで進めてきてもらっていると思うのですが、今後こうしたことがないように、町のほうとしても、強くN T Tなり東電のほうへ要請していく必要があるかと思っておりますが、この件について何かありましたら。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 11番、内海議員さんからの再質問でございますが、全くそのとおりでございますが、このところ遅滞ぎみであることは、こちらは承知しておりまして、早目に動いた経緯はございますが、今後はさらに計画性を持って取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何点かお伺ひいたします。

6ページになります。不動産売払収入といたしまして、立木売払収入521万円計上されておりますけれども、まずどの辺の場所なのか、そしてそれは立ち木のまま売り払うことができたのか。立ち木のままであれば何の経費もかからず、このまま収入だと。こっちで手間をかけて切り出して売り払うのだとすると、それなりの経費が相当予想されて、そのような費用はかかっているのか、その点についてお願ひいたします。

それで、その下になります。先ほど来話が出ておりますけれども、ふるさと納税であります。12月議会で自分としては質問をさせていただいて、あのとき300万円をめぐる状態でいまして、当初1,000万円の目標を大幅に下回っていて、どんな感じかというところでお聞きしたりしたわけでしたけれども、その中で総務課長が、これから12月は納税が、また確定申告にも影響を及ぼすから、こちらとしては返礼品を急いで見直して、拡充して追い込むのだというような話をされておりました。

そのとき、追い込んで500万円の目標にしてやるのだというような話をいただきまして、そのとき自分は、いや、500万円ではなく、600万円でいきましょうと言った経緯があります。600万円で確定できたように、その意味では若干おめでたいかなというところなのですけれども、そのふるさと納税の返礼品の見直し作業という中であって、目玉的なものができたものだったのかどうか、もしその辺のものがありましたらお聞かせください。

続きまして、11ページ、職員のパソコンを購入されるようですけれども、既に購入されて、これは追加なのか。新規に補正で、値段からいくと何台かなののでしょうか、台数と、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

それから、道路橋りょうのほうにおきまして、現在国神1号線が、普通車は通れるものですから、自分がたまに通ってみるのですけれども、まだ工事中のような気がするのですけれども、今年度の工事として

は、あれで終わっているものなのかというところで。

それで、入り口に大型車通行どめと書かれていますけれども、工事がとまっていて、大型車も通れる状況に見受けられるのですけれども、その辺の状況はどうなっているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

それから、教育費のほうにおいて、ちょっと興味があるので、お聞きしたいのですけれども、東京オリンピックのマスコットキャラクターみたいなのが発表されまして、あれを聞いていたら、全国の小学生に聞いたのだなんて言っていたのですけれども、全国というと、当然この皆野町にある小学校も対象になっていたのかなというところなのですけれども、あれはそれほど経費もかからないから、経費的には出てこないのでしょうかけれども、実際皆野町でもあのアンケートがどのように行われたのか。自分の感想から言いますと、皆野町は大変英語を中心に熱心に取り組まれて、教育レベルがなかなかの水準にある感じがいたします。そういう小学生たちはあの1、2、3のどこを多く選んだのか。2を多く選んだのではないかという個人的な推測もあるのですけれども、はっきりしたところを教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 3番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

まず、6ページ、下段の財産売払収入の立木売払収入521万4,000円の計上でございます。これは、県に貸し付けている貸付分収林の売り払いの収入になります。これにつきましては、埼玉県の秩父農林振興センターが入札を実施をいたしまして、このたび売却が決定したことによるものでございます。これにつきましては、立ち木のまま業者が見積もりをいたしまして、入札を実施し、売り払うというものでございます。したがって、町で伐採の費用等の計上、持ち出し等はございません。

場所ですけれども、大字下田野字程ノ原という場所になります。場所といたしますと、もうほぼ三沢に近い場所になります。丸山神社の南側にその山林が位置しております。その一部を今回売り払うものでございます。売り払い金額の40%が町の分収割合になっております。落札額1,303万5,600円、これの40%で、今回521万4,240円を町が収入するというものでございます。

それから、ふるさと納税の関係でございますが、小杉議員さんのほうからご質問をいただきまして、600万円を目指してということで取り組んでまいりました。年度当初リニューアルをいたしまして、クレジット決済ですとか、寄附者の方に利便性の向上を図って額の増額を見込んだわけでございます。返礼品につきましても町内業者から応募をいたしまして、豊富な返礼品が取りそろえができればということで実施しております。そういったことから、今回まだ600万円には達してはおりませんが、それに近い金額が見込まれていることから、今回600万円という形で予算のほうは補正をさせていただきました。2月末現在ですけれども、535件、567万5,500円が収入されたところでございます。

また、来年度に向けまして、今担当のほうで業者とも打ち合わせを行っております。さらなる返礼品の充実を図るべくいろいろ考えておりますが、その中でも、1度で返礼品を送ってしまうのではなく、それを2回、3回に分けて、例えば季節ごとにそういったものが届く、そうすることによって、年間を通して寄附者と町のつながりができるということで、そういった方法での返礼品の対応というのも考えているところでございます。

それから、11ページ、職員パソコンの購入費169万9,000円を見込んでおりますが、これは4月から新たにみらい創造課が設置をされます。それに伴う職員分、それからさらに新規採用職員を見込んでおります

ので、それらの職員に配分をする分ということで、10台を見込んでおります。これは、この予算が可決された後に購入を予定をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんからご質問いただきました、ページ22、項2道路橋りょう費、目2道路新設改良費、節15工事請負費のうち町道国神1号線の状況についてご説明申し上げます。

町道国神1号線は、現在大字金崎天間地内の改良工事を進めておりますが、工期につきましては3月20日の工期でございます。

状況としますと、舗装工事を主に進めているところでございまして、基層といいまして、下の舗装の工事が終わったところでございます。さらに表層、上に舗装をかける工事が残っております。大型車の規制につきましては、路側ののり面の整形ですとか、また側溝ぶたの布設がえ、配置がえというのでしょうか、網のグレーチングぶたの配置がえを今行っているところでございまして、その保安上、作業員がおりますので、大型車を通行どめにして作業をしているところでございます。

表層の工事につきましては3月15日を予定しておりまして、それによりまして今年度の工事が大方終了ということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんのご質問にお答えいたします。オリンピック・パラリンピック教育についてを最初に説明いたします。

オリンピックの組織委員会では、オリンピック・パラリンピックについて、開催時のみ盛り上がる一過性のものではなく、日本全国の子供たちの心にレガシーを残せるものとするため、東京2020教育プログラム、愛称「よいい、ドン」プログラムを展開しております。その中で、マスコットの投票についてでございます。

マスコットの投票の意義につきましては、東京2020大会は、競技関係者や開催都市に限らず、できる限り多くの人々が参画することを理念としております。この理念のもと、東京2020大会のマスコットにつきましては、全国の小学生による投票により選定することとしております。

さらに、マスコット投票実施の流れです。最初に、教育委員会経由で特設サイトのURLを学校のほうにご案内いたします。そして、各学校が、そちらのパスワードを使いましてアクセスしまして、事前参加登録というのを行います。そして、各学校では、各学級でどの案にするかを話し合って決定いたします。学校の代表者は、各学級の投票結果を取りまとめて、特設サイトのほうに投票結果を入力するという形になっております。

皆野町につきましては、まず皆野小学校が投票結果を出しております。ちなみに皆野小学校につきましては、マスコットはア、イ、ウと3つありますけれども、アにつきましては4票、それからイについては3票、ウについては4票となっております。あと、もう1校三沢小学校が参加しております。三沢小学校全学年、全クラスですけれども、全てアに投票されました。他の学校につきましては、授業の都合上、参加しておりません。最終的にオリンピックのほうではアのほうに決定しております。アにつきましては、市松模様をあしらったデザインのものとなっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 立ち木売り払いの件について再質問させていただきます。

原価にかかわらず、これが収入だということで、それはそのほうがいいかなと思うのですけれども、その先のものは、売り払ってしまったのだから、買い手の意思でその処分がなされるというところもあるのかもしれないですけれども、人によっては、山の木をいっぱい切ってしまうと問題だとか、またあるところでは、特に話題になった三沢地区の上のほう、登谷山の上のほうで、木をいっぱい切られてソーラーパネルが並ぶのはいかがなものかということ、議員の中からも言われる人もいたりもします。また、あるときは、でもそんなことを言っても、きょうもそうですけれども、自分も感じますけれども、非常に花粉が飛ぶから、どんどん切ってもらったほうがいいなんていう声もありますけれども、木の種類としては、ヒノキとか杉とか花粉を飛ばすような木なのではないでしょうか、その辺のところ。

切る相手方は、それを伐採するというような、多分伐採して何か収入を得るのかな。お金を払う以上、そのままにしておかないような気がするのですけれども、見通しというものは伝わっているものなのではないでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんの再質問にお答えをいたします。

樹種につきましては、杉、ヒノキになります。今の状況ですけれども、どの程度伐採が進んでいるかについては、詳しくこちらも把握はしておりません。その点につきましては、振興センターが入札の実施者になっておりますので、振興センターと落札者のほうで、その辺の作業工程は打ち合わせをしておりますので、その辺につきましてはまた町のほうも確認をしておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そんなところで、了解するところなのですけれども、ヒノキ、杉となると、やっぱり花粉が飛ぶから、それなりの、今いっぱいそこらじゅうにあるから、つらい人が多いような気がするのです、自分としてはちょっとぐらい多く切ってもいいのではないかななんて思ったりもするのですけれども、相手もいることですから、買うほうはお金を払っているのだから、何かそんなに言えないのかなというところで了解いたしました。

それから、ふるさと納税も概略わかりました。ぜひ目標を達成するように最後まで頑張っていたいただけたらと思います。

職員のパソコンを購入されると。新しく課ができるので、新年度予算でなく、補正で急いで買いたいということなのかなと思います。随分積極、新しい課をつくるのだから、当然積極的なわけですけれども、我々も議会でタブレットなんていうのをちょっといっぱい今研究していますので、そっこのほうにもぜひ積極的に興味を示していただければと思うところでもあります。この間研修にも行ってきました、タブレットの。よろしく願いいたします。副町長、よろしく願いいたします。

それから、国神1号線、了解いたしました。工期にいいものを仕上げてください。よろしく願いいたします。

最後に、東京オリンピックのマスコット、皆野町でも参加していたのだということがわかりまして、全国で選ばれたアガ、皆野町でも支持されていたということが確認できました。ただ、皆野町の小学生はいろいろ勉強で忙しいけれども、やっぱり小学生が小学生らしいところが選ばれてよかったなど。仮面をか

けているのだから、自分たちの時代より洗練された漫画的なキャラクターですけれども、わかりました。子供たちは、やっぱり子供たちの目でいいものを選んでくれたなと思いました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田実です。

ちょっとしつこいようなのですけれども、7ページの款17寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税、これについては同僚議員からも質問がありましたけれども、私はちょっと違った角度で今回はしたいと思います。

600万円に補正ができて、400万円減額、平成30年度の一般会計予算についても600万円が計上されているようでありましたけれども、寄附もいただくことだけを念頭にやっているようなのですけれども、ちょっと違う角度から見ると、皆野町から、本来皆野町に納税をしている方が、よそにふるさと納税を結構しているのです。だから、本来皆野町に納税をするべき人が、よそへのぐらふるさと納税を今度はしているかが多分わかると思うのですけれども、通知が来ていると思うのですけれども、どのくらいあるか。

というのは、東京都のある市とかあれとかも、みんなよそにふるさと納税してしまって、財政に影響するほど、よそにふるさと納税してしまってというような問題が起きて、返礼品も考えなければならないよという、3割程度というようなお達しが出たように聞いていますけれども、皆野町からよそへ納税をしている人が幾人ぐらいいるか。

また、よそにするということは、本来皆野町にそれだけ減税とか控除額とか、そういうことが結局なされるわけなのですけれども、本来の、そのまま町に納めてもらえばなのだけれども、よそにふるさと納税をしたために、皆野町に落ちる税額、減税がどのくらいあるのか、わかったら税務課長にお伺いします。

続いて、先ほど東京オリンピックの話が出ましたけれども、前回ですか、前々回か、一般質問をさせてもらったときに、東京オリンピックに向かっての都市鉱山事業をいかがと言ったときに、その後、そのときの答弁が、近いうちに準備をして、広報にもお知らせをして事業を行うのだと。都市鉱山の内容については割愛しますけれども、というような記憶があるので、いつか補正にでも何か出てくるのかなと思って見ていたのですけれども、予算に関係あるかどうかわかりませんが、その後の都市鉱山についての経緯はどうなっているかをお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（大澤金作議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 10番、四方田議員さんの質問にお答えいたします。

ふるさと納税分の町の税収となる減収分でございますが、平成28年度までしかまだまとまっておりませんので、平成28年中の寄附ですね、についてお答えいたします。

人数でいきますと9人、件数で23件ございました。それによる町税の減収分ですか、それが17万4,009円でございます。29年中の寄附につきましては、ちょっとまとまってはいないのですが、若干ふえるかなという感はあります。それほど変わらない額になろうかなとは見ているところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 10番、四方田議員さんからのご質問にお答えします。

9月の定例会の一般質問におきまして、都市鉱山からつくるみんなのメダルプロジェクトにつきましてご質問をいただきました。その後、9月中ですが、町のホームページのほうに啓発の記事を載せていただ

きまして、また町の広報にも、10月号の広報に記事を載せさせていただきました。また、町民生活課の窓口のほうに、携帯電話専用小型簡易回収ボックスを設置をいたしました。現在ほぼ満杯状態ですが、満杯になりましたら、配布先のほうに追加の請求をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番。

意外に減税のほう割と少なかったもので、安心したところです。いいもので、だからこれだけ収入があって、返礼品が幾らかかるかですけれども、残った金額が大変多いと思われますので、大変安心をいたしました。

それから、都市鉱山なのですけれども、余り徹底していないわけなのですね、話題にも余りならなくて。だから、それでもちょっと宣伝でもしてもらって、何かにつけてもらって、東京オリンピックに対してのできるだけいい支援ができればと考えております。

以上、ありがとうございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 6ページの最下段の小杉議員が質問したところをちょっと私も質問してみたいのですけれども、場所は下田野の三沢寄りだということで、箇所数は1カ所なのでしょうか。それと、わかれば総面積と、植わっているものは杉、ヒノキだそうですけれども、平均的な大きさでいいのですけれども、わかれば胸高直径だとかを教えてください。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 4番、宮前議員さんの質問にお答えいたします。

6ページの立木売払収入でございます。場所につきましては、下田野地区、通称狸穴地区内になります。もうほぼ三沢に近いような場所になります。

それから、県との分収林契約をしているわけですが、契約面積につきましては、全体では37.83ヘクタールを契約しております。そのうち今回売り払いが成立をしたところ、対象となっている面積が11.39ヘクタールになります。

それから、立木の胸高直径ということですが、その部分までは把握はしておりません。ただ、年数的に、その対象となっておりますところが、契約から50年近く経過をするような場所になろうかと思っております。ですから、かなり売り払いができるものですので、成長した太い木になっているだろうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 了解いたしました。それで、立ち木を売り払うわけですが、終わった後、また植林とかというのは考えてもらっていると思うのですが、先ほどの話にありましたけれども、花粉症というようなことが騒がれているわけですが、現在だと余り花粉が出ないタイプのものがあるというようなことなので、その辺を少し聞かせてください。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 売り払って伐採をした後でございますけれども、今申し上げましたように、まだ売り払っていないものも残っております。今後につきましては、農林振興センターのほうとよく協議をい

たしまして、可能な限りそういった対応ができれば、そういった樹種のものを選んでいきたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 1点だけ質問させていただきます。

23ページの節15、町営住宅の件なのですけれども、上大浜区の町営住宅においても、大分最近空き家が多いと。町報等におきましても募集が相当載っているのですけれども、入る人がいなくて修理をしなくなったのか、修理をしなくても済んでいるものなのか、どんな程度今空き家があるのか。親鼻のところの住宅なんかも、ひょいと見ると、上のほうががらあきになっているような状態に見える。最近町営住宅に入る人がいないのかなという意見も相当聞かれますけれども、どのようになって、どのぐらいあいているものか教えていただければと思います。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 2番、林議員さんからのご質問の、ページでいきますと23ページの項5住宅費、目1住宅管理費、工事請負費の減額に関する事かと思いますが、現在108戸中20戸が空き室で、88戸入居しております。平成28年、一昨年4月から、毎月5戸以上、広報紙、ホームページで募集案内しておりますが、数えるほどの応募しかございません。この3月も下田野団地1戸、金崎団地1戸、大浜団地4戸、計6戸の募集をしております。入居率であらわすと81%です。募集の団地は全て居室リフォームを実施したものでございます。このため、平成29年度については居室リフォーム工事を予算化しておりましたが、リフォーム工事後もずっと入居しないようであると、余りにも不合理なことでありますので、それを見送ったものでございます。居室リフォームについては、入居が完了後に再度検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 上大浜区の住宅も相当あいているということで、みんな近所の人が不安がっているというか、何で入らないのかという意見もあり、やっぱりある程度は空き家がないほうが、窓が閉まったままの家が多くなると、やっぱり見た目にもよくないし、募集要項に金額の面があるからなということ
はみんな納得していると思うのですけれども、なるべく多くの方に入居してもらおうようにしてもらって、きれいにしてもらっているということもわかっていますので、ぜひこれからも入居募集だけはかけていただきまして、81%、100%近くなるような入居状況にしてもらえればと思います。

これは要望だけで結構です。よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 質問ではないので、ちょっと議長、休憩にしてもらえますか。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第2、議案第20号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第20号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

今回の補正でございますが、国保税や国庫支出金、共同事業交付金等の見込み額、また保険給付費や後期高齢者支援金等及び介護納付金等の見込み額を計上したものでございます。水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分25万円の減額、目2退職被保険者等国民健康保険税、節1現年課税分98万2,000円の減額、合わせて123万2,000円を減額するものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1現年度分3,718万5,000円の減額、節3後期高齢者支援金302万9,000円の減額、その下、目2、高額医療費共同事業負担198万3,000円の減額は、いずれも変更申請による計上でございます。

款4国庫支出金、目1財政調整交付金、節1財政調整交付金543万5,000円の減額は、交付額の決定によるものでございます。

4ページをお開きください。款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金2,499万2,000円の増額は、国庫支出金同様、変更申請による計上でございます。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金198万3,000円の減額は、国庫負担金同様、変更申請による計上でございます。

款8共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金5,206万5,000円の減額、目2保険財政共同安定化事業交付金5,430万7,000円の減額は、それぞれ交付額の決定による計上でございます。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金44万5,000円の追加は、それぞれ一般会計からの繰出金が決定したことによるものでございます。

5ページをごらんください。歳出でございますが、中段の款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費3,798万5,000円の減額は、1月までの医療費の実績に基づき計上したものでございます。

最下段の項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費2,437万6,000円の減額は、高額医療費の減額による計上でございます。

6ページをお開きください。中段、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金2,209万8,000円の減額、その下、款6介護納付金1,199万円の減額は、それぞれ交付額の決定によるものでございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金793万2,000円の減額、目2保険財政共同安定化事業拠出金2,516万9,000円の減額は、それぞれ拠出金額が決定したことによる計上でございます。

8ページ以降は給与費明細書となっております。

以上、簡単でございますが、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第3、議案第21号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 説明省略の声がございますが、省略でよろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） それでは、健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第21号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について内容のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に925万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億8,582万4,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの後ろ、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。

歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金952万3,000円の減額は、介護サービス給付費等の動向によります交付予定額による減額でございます。

次の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金は766万6,000円の減額、その下、目2地域支援事業交付金（介護予防事業）464万9,000円の減額でございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金は205万8,000円の減額、目2地域支援事業支援交付金は537万6,000円の減額でございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金215万9,000円の減額。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお願いいたします。上段、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）は127万5,000円の減額でございます。

これらの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、年度内に数回サービス給付費の見込みによりまして調整が行われますが、今回の交付予定額が年度内においては最終的なものでございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金でございますが、繰り入れ基準に基づき、合わせまして1,250万9,000円を増額するものでございます。

最下段、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金3,000万円の増額は、保険給付費等の増加により、歳入に不足が生じたため、基金から繰り入れを行うものでございます。

5ページをお願いします。歳出でございますが、歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費167万1,000円の減額は、節13委託料、介護保険事業計画策定委託料143万7,000円の減額が主なものでございます。

次の款2保険給付費は、それぞれのサービス給付費の実績を勘案した見込みによりまして補正でございます。目1居宅介護サービス給付費1,332万8,000円の増額、目3地域密着型介護サービス給付費753万4,000円の増額、目5施設介護サービス費2,377万5,000円の増額が主なものでございます。

6ページをお開き願います。中段、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費1,643万4,000円の減額、目7介護予防サービス計画給付費151万8,000円の減額でございます。介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けている方へのサービス給付費でございますが、給付実績を勘案した支出見込みによる減額でございますが、新総合事業への移行も要因と考えられます。

7ページをごらんください。中段、款3地域支援事業費、目1一般介護予防事業費536万2,000円の減額、節13委託料501万3,000円は、支払い実績等を勘案した支出見込みによる減額補正でございます。

8ページをお開き願います。中段、款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は500万円を皆減するものでございます。

款7予備費でございますが、これらを調整しまして296万1,000円を減額するものでございます。

9ページからは給与費明細書でございます。

以上、簡単ですが、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最初に、4ページになりますが、項2の基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金、節1介護給付費準備基金繰入金、この基金から3,000万円を繰り入れるということだと思っておりますが、その繰り入れた後の基金残高はどのくらいになるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

5ページの項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節19負補交の居宅介護サービス給付費約1,332万円の増額理由、あわせて目5施設介護サービス費、やはり負補交の施設介護サービス費約2,377万円の増額補正の理由についてお伺いしたいと思います。

それと直接は関係しないと思うのですが、6ページの項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節19負補交の介護予防サービス給付費約1,643万円の減額理由ということで、先ほど課長のほうから、要支援の1、2で認定される方のサービスということで説明がされたのですが、私の認識が間違っているかもわからないのですが、要支援の1の方については、介護保険からもう給付を除外すると、そういうふうな認識でいるのですが、新総合事業にその関係を移すということだと思っておりますが、その辺

のある部分については介護保険のほうへ残して、ある部分については新総合事業のほうへ移行しているかと行うのですが、その辺の説明をいただけたらありがたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

4ページ、最下段の繰入金の関係でございますが、繰り入れ後の基金残高は5,400万550円……

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3,000万円繰り入れまして、現在8,400万550円ですので、5,400万550円となります。

それから、5ページの款2保険給付費でございますが、まず居宅介護サービス給付費でございますが、実績を勘案した見込みということですのでけれども、利用者の増加が主なものかと思えます。居宅介護サービス費は、昨年に比しまして17人の増加になっております。

その下、施設介護サービス費につきましては、この29年度予算を策定した当時と比べますと約10人近くが増加しております。また、昨年の1月とことしの1月を比べたときに、要介護5の方が8人増加している、この辺が給付費が伸びている主な原因かと思えます。

6ページの項2介護予防サービス等諸費、中段の介護予防サービス給付費でございますけれども、新総合事業への移行につきましては、皆野町は平成28年と29年度で行っております。既に移行は完了しております。

移行後の訪問介護のサービスを利用している人が地域支援事業に移った方が12名、通所介護を利用している方が50名、これは平成29年12月の数値になりますが、こういったことでございます。介護予防給付費につきましては、訪問看護と福祉用具等につきましては、介護予防給付費で、変わらず保険給付費のほうで給付すると。訪問介護と通所介護、こちらが新総合事業のほうに移行するということで、移行した人数が先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第4、議案第22号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第22号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第22号 平成29年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、後期高齢者医療保険料の増額及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主な補正内容でございます。水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料307万7,000円の減額でございます。

目2普通徴収保険料585万6,000円の増額でございます。特別徴収と普通徴収を合わせますと310万2,000円の増額でございます。いずれも本年2月時点の調定額により見込んだものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金60万5,000円の減額は、それぞれ一般会計からの繰出金が決めたことによるものでございます。

款5繰越金6万9,000円の増額は、前年度の繰越額が確定したことによるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金249万6,000円の増額は、保険料の増額によるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、議案第23号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第23号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について提案理由の説明を申し上げます。

平成30年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 説明省略の声がございますが、省略でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） それでは、説明を省略させていただきます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、議案第24号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成30年4月1日から入間東部地区消防組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 説明省略の聲がございそうですが、省略でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） それでは、説明を省略させていただきます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第1号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員、齋藤武義氏の任期が平成30年9月30日をもって満了となります。つきましては、齋藤武義氏を改めて人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。



◎同意第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、同意第2号 公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号 公平委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の宮前英雄氏の任期が満了したことから、新たに二ノ宮紀子氏を選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。



◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回提出の議員提出議案は、発議第1号の1議案であります。



◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

8番、新井達男議員。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 8番、新井達男です。

発議第1号 皆野町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

第2条第1号中「総務課」の次に「、みらい創造課」を加えるものです。

皆野町議会委員会条例参考資料新旧対照表をおめくりください。左が改正後、右が現行となっております。新旧対照表、現行の第2条1号中、「総務課」の次に「みらい創造課」を加えるものです。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（大澤金作議員） これから手話言語条例の審議に当たり、特別の事情ということで議場内に手話通訳者の入室を許可いたしましたので、報告いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時05分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから手話言語条例の審議をいただきますが、埼玉県聴覚障害者情報センターから2名の手話通訳者の派遣をいただいております。よろしく願いいたします。

◇

◎発議の審査報告

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、総務教育厚生常任委員会付託の発議に対する審査報告を行います。

委員長から本定例会に提出されました発議審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。

◇

◎平成29年発議第2号の報告、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 平成29年発議第2号 皆野町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

発議第2号については、平成29年12月議会定例会において、総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされております。会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

委員長、報告をお願いいたします。

8番、新井達男議員。

〔前総務教育厚生常任委員長 新井達男議員登壇〕

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 8番、新井です。総務教育厚生常任委員会の審査報告を行います。

審査報告書は、お手元に配付のとおりです。平成29年12月の定例会において、発議第2号 皆野町手話言語条例の制定については本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。全員の委員の出席をいただき、1月30日、2月21日の2日間、委員の皆様から意見をいただき、審査を行いました。さらには、提出者であります大塚議員、執行部からは健康福祉課長に出席を求め、ご意見をいただきました。

審査の結果につきましては、別紙のとおり、修正決議すべきものと決定いたしました。

報告書を1枚おめくりいただきますと、発議第2号 皆野町手話言語条例に対する修正案となります。

また、1枚おめくりいただきますと、修正案と原案の対象表になります。前文につきましては削除となりました。法律の場合には、その法律制度の背景、理念、決意等を述べる文章として前文が置かれていることがあります。法制執務詳解の書籍では、「前文は必ずしも必要でないと考えられる」とあり、町の条例でもほとんど用いていないことなどから、前文は削除となりました。

1枚おめくりいただき、2ページになります。第1条は、目的です。手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、聾者と聾者以外とが共生することのできる地域社会の実現を目指すことを目的としています。

第2条は、基本理念です。当初、「全ての町民と町を訪れる者」とありますが、「町を訪れる者」を削除し、町民と限定しました。

第3条の町の責務については、原案のとおり、町は基本理念による町民、事業者の手話への理解を深め、手話の普及を図り、手話を使用できる環境の整備を行うための必要な施策を進めるということです。

第4条は、町民の役割です。町民は、手話への理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるとしています。

第5条は、事業者の役割では、文言の整理を行い、「訪れる者」を「訪れる人」とするものです。

第6条は、施策の推進方針です。1号から6号の施策を整理し、1号では手話への理解及び普及促進に関する施策、第2号では手話による意思疎通の支援に関する施策、第3号において、前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める施策としました。

第7条においては本文の整理、第8条の条例の見直し、第9条の委任につきましては、削除となりました。

最後のページには修正した部分でまとめたものを添付いたしました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 広報常任委員会としても個人的に委員長お世話になってきてまして、大変新しい発議であるというところから注目させていただいております。

その中で、総務教育厚生常任委員会の中におきまして、たくさん審議がなされたようでございますが、ちょっとお聞きしたいところではありますが、この中で町の責務というのが実際に、第3条、第6条で取り上げられてきております。本日も傍聴いただいている方々が大勢いらっしゃいますが、実際手話の通訳ができる方が、この皆野町近辺に非常に少ないような現実がある気がいたします。きょうは、遠くさいたま市のほうから専門の方が来ていただいておりますが、この条例が制定されたときに、このように通訳者が

少ない現状をどう打開していかれるか、その辺を総務教育の委員会としては、町サイドとの確認的なものはしていただけたのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 手話に関しては、既に町においては手話教室等がございまして、今二十二、三人という話は聞いております。そのような方が一つの母体となって、きょうおいでいただいている手話の専門の先生が来てできれば、最高ではないかなと私は思います。そういうふうに今手話教室、さらには今教育委員会のほうでも、中学校、小学校のほうで手話教室、小さいころからなじめるような、そんな教室を持っているようです。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 本条例におきましては、目的はろう者とろう者以外の者とが共生できる地域社会の実現を目指した手話言語条例の制定にあらうかというふうに思います。また、その実現に向けまして、町の責務、町民の役割、そして事業者の役割等を規定した条例になっているかと思えます。

そして、第3条の町の責務のところ、それを果たすために、第6条で推進方針を規定しております。具体的に3項におきまして、町民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努める、このように3項で規定しているわけなのですが、具体的にどのような推進方法と申しますか、町民の意見を反映させる、そういったことを想定しているのか、この点についてありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 今の11番、内海議員の質問ですけれども、先ほど3番小杉議員に答弁したと思えますけれども、小さいころから、教育委員会とかで学校で、小学校、中学校から手話の教室とかをやっている。とにかくいろんな、誰もが自由に参加できるというか、気軽に参加できるというふうに、そういうことをできれば非常にいいことではないかなというふうに私は思っております。これから障害のある方がいろいろと平等な、そんな世界、そういう世界、そういう地域ができればいいのではないかなと私自身思っています。

ですから、これは私の意見ですけれども、これから学校教育等、それから一般社会人の方たちが、手話教室等を大いにやっていただき、多くの方がいろいろな情報交換ができるような、そんな場ができればいいのではないかなと私は思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。それで、この条例が可決された場合、施行がことしの4月1日ということになっています。そうなりますと、第7条で、財政措置ということで触れられております。具体的にこの条例が可決された場合、平成30年度当初予算は既にもう可決されていますので、その後、早急に補正予算等を含めて執行部のほうへ申し送りする必要があるかと思えますが、この点について。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 11番、内海議員のご質問ですけれども、その予算措置に関しては、委員会のほうでは要望という形だけで、こちらからはどうこうは言えない、お答えはできないと思えます。ご了承ください。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより本件を採決いたします。

この発議に対する委員長報告は修正です。

この発議を委員会の修正案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会修正案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、修正決議した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正決議した部分を除く部分は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は、修正決議した部分を除く部分は原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎請願の審査報告

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、総務教育厚生常任委員会付託の請願審査報告を行います。

委員長から、本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元にご配付のとおりです。

◇

◎平成29年請願第1号の報告、質疑、採決

○議長（大澤金作議員） 平成29年請願第1号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願を議題といたします。

請願第1号については、平成29年12月議会定例会において総務教育厚生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされております。会議規則第93条の規定により、その報告書が議長に提出されました。委員長報告を求めます。

前総務教育厚生常任委員長、新井達男議員。

〔前総務教育厚生常任委員長 新井達男議員登壇〕

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 請願審査報告書。

件名、国民健康保険の県単位化にあたっての請願。

委員会の意見、請願第1号 国民健康保険の県単位化にあたっての請願の採択を求める請願の審査について、委員会を平成30年1月31日に招集し、各委員より意見を徴し協議した。

その結果、国、県などに対し意見書の提出などの求めはなく、内容は不明瞭なものであること。国民健康保険の広域化に当たっては、人口減少、医療費の増加などから、持続可能な医療保険制度を構築するための広域化であり、埼玉県では激変緩和措置をとる配慮をしていることから、不採択すべきものとする。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 不採択の理由としまして、国や県などに対し……これは違っています。「ど」が抜けています。後で訂正しておいてください。

意見書の提出などの求めはなく、内容が不明瞭なものであるとの不採択の理由のようですが、この請願を読んでいく中で、国や県に対する意見書提出を求める請願ではないというふうに私は理解しています、そういったことだろうというふうに思います。ただ、請願項目にあるように、保険者である執行部に対して、今後の財政措置を含め、責任を持った運営を求める、こうした内容であろうかというふうに私は理解しております。そうしたことから、請願者の請願趣旨に沿ったというか、趣旨を尊重して、採択をして執行部に申し送ると、そういった方法もあろうかと思うのですが、そうした意見等は委員会の中でなかったのかどうか。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 11番、内海議員の質問にお答えいたします。

この件に関しては、総務教育厚生常任委員会の付託ということで意見書として出ておりますので、その件に関してはございませんでした。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） どこに意見書提出を求めると書いてあるのですか。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 11番、内海議員にお答えいたします。

どこに意見書が書いてあると言われても、その件に関しても委員会のほうでは、不明瞭ということだったので、その件に関しては出ておりません。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 不採択にしたということでありますので。請願の趣旨からいっても、国や県に対して意見書を提出してくださいという請願ではないのです。請願の項目のところを読んでいただければ、そのことははっきり言えるかというふうに思います。そういったことで、できれば請願項目にあるところの趣旨を採択していただいて、例えば本会議の中で採択した後、議長なりから執行部のほうへ、そういったことを申し送りますと、そういった方法もあると思うのです。特に財政面のところが伴う、そういった請願の趣旨であろうかと思しますので、今後委員会の審議の中で、そういったこともぜひ生かしていただくよう意見とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私は、この請願の紹介議員となっていますので、その点で意見を言わせてもらおうと、私は委員会にも出席して、今内海議員が言われましたように、ぜひこの項目を議会で確認してほしい、そういうふうにしたと思いますが、そういう意見が出なかったということはなかったと私は思います。

○議長（大澤金作議員） 8番、新井達男議員。

○前総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 常山議員の質疑にお答えいたします。

その件に関しては、今ご意見ございましたけれども、そのような方向で、今後請願書等を検討させていただきます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。



◎請願の審査

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は1件で、お手元にご配付いたしました請願一覧表のとおりであります。

◇

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（大澤金作議員） 追加日程第8、請願第1号 「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願を議題といたします。

請願第1号については、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認め、請願第1号は総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◇

◎広報常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第9、広報常任委員会委員長報告を行います。

3番、小杉修一議員。

〔前広報常任委員長 小杉修一議員登壇〕

○前広報常任委員長（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。広報常任委員会から報告いたします。

広報常任委員会においては、29年12月の第4回定例会の閉会后、議会だよりの発行のための編集会議を重ね、2月1日に第24号の議会だよりを発行いたしました。

また、1月26日におきまして、広報常任委員会と議会運営委員会が合同で、東京品川に出向き、タブレットによる議会の電子化の講習会に参加し、勉強してまいりました。今の電子化の流れを取り入れようとしている多くの自治体の代表の方々にまじって、感動しつつ学び、予算の見通しがつく日が来るのか現状はわからないところではありますが、当皆野町議会の両委員会の有志は大変な熱意で取り組んでこられました。また、総務課の黒澤主幹にご同行いただき、ありがとうございました。今後ともよろしく願い申し上げます。

以上、報告いたします。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、広報常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で広報常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

◇

◎議会運営委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第10、議会運営委員会委員長報告を行います。

議会運営委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔前議会運営委員長 四方田 実議員登壇〕

○前議会運営委員長（四方田 実議員） 10番、四方田実です。

委員長報告ということで、広報常任委員会並びに議会運営委員会の委員長報告ということで、一緒に、30年1月26日に合同研修ということで、東京都港区、TKP品川カンファレンスセンター、研修の事項といたしまして自治体向けICT推進セミナー、これは民間の会社なのですが、インタープレイという会社で主催でやっているところでありました。参加者は報告書のとおりです。

それで、多少感想を述べさせていただきます。「議会、行政に浸透するタブレットとICT活用について」ということで学んでまいりまして、その中で、特点として、ペーパーレス議会の基本設計、1人1台のタブレット端末をインターネット接続、プラス会議システムを導入、効果により配付コストを下げたり、効果的な仕事ができ、またちょっとした作業でも削減して、働き方の改革に大きくつながっていく。議会活動については、タブレットを携帯することによって、本棚にある全ての資料を持ち運べる。時間や場所にかかわらず活躍できる。連携業務として、郵送やファクスよりも素早く確実に情報が届き、周知、状況の確認が容易になり、また災害対策についても、熊本地震発生時あるいはそれに関する資料、また対策本部の指示や印刷物配布業務など、広域災害対策にて対応ができたというようなことも聞いております。

そんな中、ちょうど近くの飯能市の議会でのこのタブレットが導入されているということで、飯能市の野口和彦議員が講師として、その導入の経緯、また現状についていろいろ研修を受けてまいりました。

そういった中で、これから今後開かれた議会を目指して、ICT化を推進していくのは大変重要なことではないかと感想を持っております。なので、ICT化、ICTというのはご存じでしょうけれども、インフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジー、情報と通信技術ということを推進することで、多くの自治体でもこれからどんどん進んでいく、そういったことが進んでいくのではないかとということで、当皆野町でもそういう研究をしていければいいかなと願っているところでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、議会運営委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で議会運営委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第11、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第12、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第13、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継

続調査とすることにご異議ございませんか。

〔議長、異議ではないのですけれども〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） この閉会中の継続調査申出書について、これは新しい委員長が当然申し出る書類にしなればおかしいと思うのですけれども、これはみんな古い委員長の名前になっている。産業経済も総務も、議運も全部。これはおかしいと思いますけれども、訂正したほうが良いと思いますけれども。

〔委員長報告は前の委員長の報告だけど、かわっちゃったんだから、今度のあれは新しい委員長名でしていかないと……。報告はね、前の委員長だからいいんだけど〕「もう一回出し直したほうがいいよ」「まだ時間じゅっくりあるからさ。出し直さなくっちゃ、これはおかしいで」という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時12分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会中の継続調査申出書なのですけれども、皆さんにお配りして納得していただければ、そのまま、これを一つ一つ読み上げなくも結構ですか。

〔了解〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） それでは、そうさせていただきます。

————— ◇ —————

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

————— ◇ —————

◎閉会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成30年第1回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議長 大澤金作
副議長

議長 大澤径子

署名議員 若林光雄

署名議員 大澤金作